一	四		ブゴロマル(一二)
二	一		イルバイ(一四)
二	二		イラーマル(一五)
二	三		ミセウグ(一一)
二	四		イリンメル(一八)
三	一		ラガパラル(一三)
三	二		マーノ(一七)
三	三		タウラプ(一六)
三	四		リソロワル(一八)
四	一		イリファル(一三)
四	二		イリファオ(一三)
四	三		ボエンアグ(一〇)
四	四		シェグイヤ(一一)

右の名稱は十六人の定員を有するウァ・サラクといふ大舟の配員の稱呼から出たもので、舟人は第一圖の如く占位した――番號は卦名の下に括弧内に記入したものに相當する――(1)は舟長（多くは酋長）、(2)は物見役、(3)は舵取である。

次に第三、第四條を以て前回と同樣に數へて第二の卦を求め、此兩卦を組み合はせてウラ（兆）とする。即ち二百五十六の卜兆があるわけで、其稱呼は一、二、三、四をソウペス・リソロワルといふが如く、前卦名と後卦名とを續けて呼ぶのであるが、左記の場合にのみ特別の稱呼を用ひる。

一、一	一、一	ウルサン・テリフォグ
二、二	二、二	ウルサン・オラーマル
三、三	三、三	ウルサン・タウラプ
四、四	四、四	ウルサン・シェグイヤ

第十九圖

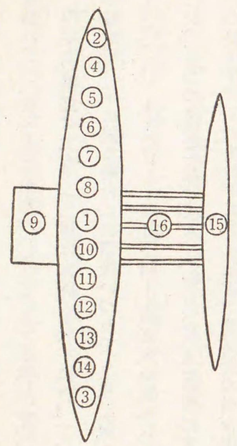

是によつて此卜法をボエ・ウルスと稱へる。卜斷の原則は略ミ次の通りである。

シェグイヤ（一）――以下簡約の爲、番號のみを以て卦名にかへる――の卦先に出で、他の卦之に次ぐときは吉、其反對は凶である。其は舟長から聲をかけて他が之に應ずるが順當で、配下が先づ言ふことは非禮であるからである――我古傳說に女人先言（コトサキ）不良（ガチナサバズ）とあるのを思ひあはすべきである。

(二)(四)(五)(六)(七)(八)は第一九圖に於て見るが如く胴の間の前方の座席で、(一〇)(一一)(一二)(一

三)(一四)(三)は其後方の座席である。前方のものの間に後方のものが答へるのは常態であるが、後から前のものを呼びかけ、前のものが振りかへつて答へねばならぬのは多くは舟行に故障のある場合であるから不吉とせられる。其故に(二)(三)の如き卦は吉、其反對は凶とせられる。尙之を細に區別する爲に(二)(四)(五)を甲、(六)(七)(八)を乙、(一〇)(一一)(一二)を丙、(一三)(一四)(三)を丁とし、甲、丁の聯卦は大吉、丁、甲は大凶、乙、丁は吉、丁、乙は凶、乙、丙は小吉、丙、乙は小凶とする。(九)の卦が甲、丁と連る場合には前後いづれでも吉、乙(九)、丙(九)は吉、其反對は凶、(九)(一六)は大吉、(一六)(九)は吉——理由不明——(九)(一五)、(一五)(九)の聯卦はいづれも大凶である。其は(九)が(一五)の位置に赴いても、(一五)が(九)の所に來ても舟が顚覆するからである。(一六)の卦が甲、丁に先行するときは吉、其反對の場合中、丁(一六)は吉、甲(一六)は凶、又乙、丙に先行するときは吉、其反對は凶とせられる——理由は不明である。(一五)の卦が甲、乙、丁に先行するときは吉、但し(一五)(八)は凶、又甲、乙、丁の後に(一五)の卦が出る場合も吉、ことに(八)(一五)は大吉。(一五)(一六)は凶、其反對は大吉。(一五)(一六)(一五)は大吉である(理由不明)。

例外として(一五)(一二)の聯卦は大吉である。是については由來がある。昔々(一五)の席に舟長の妾をのせて航海中、女に月の障りが起つたので、舟長は之を不吉として海に投げ入れた。ボエンアク(一〇)が之を救はうとしたが及ばず、イリファオ(一二)が身を挺して之を助けたので、舟長の許を得て

後日其女と夫婦になつたといはれて居る。

此卜法の一半を省略して一卦のみ(卽ち葉片二條を用ひる)によつて判斷するものをボエ・ペーグ——ペーグは側の意、卽ち片卜(カタウラ)である——と稱へる。單卦はいづれを吉とし、いづれを凶とするか報告せられて居らぬが、大體は座席の高下によるものであらう。右の外葉片一條のみを用ひ、結び目を五つづつ數へのけて最後の數により吉凶を判ずることがある。各端數(卽ち卦)の名は土語を以て次の如く表示せられるが、遺憾ながら其一つの外說明が與へられて居らず、私の乏しい語學の力では十分之を解くことが出來ぬ(括弧內に記したのは私の想定である)。

一、シギト。　早くせねば間にあはぬ
二、ソウルル。　(ソウルは「其だけ多く」といふ意)
三、マセファ。　(マセパシ——盲——と關係があるかも知れぬ)
四、エウオル。　(不明)
五、トロムマル。　(トロマンは竈といふ意である)

此卜法をボエ・リヤシ(語義不明)と稱へるが、今では餘り多く用ひられず、通例ボエ・ペーグ(片卜(カタウラ))によるといふことである。

他の諸島からは委しい報告に接せぬがルクでは確に今日でも右の如き卜法が行はれ(支廳報告)、モルトロックでも結び目を作つた椰子の葉片を以て卜占の資料とするとフィンシは記述した(F三二〇頁)。ヤップ

島にも昔は行はれたが、今では之を能くするものがないと支廳から報告せられたが、一九一二年のライン・ウェストファリア、カプチナ教會ミクロネシア教區年報には上記ウラ・ボエと全然同一な占法が記載せられて居る。其はヴェイ（ボエの訛であらう）と呼ばれ、之に任ずるものをタマニ・ヴェイ——タマン（マーシャルのタモンと同じくチャモリの轉訛）、エ（の）ヴェイ（ボエ）の約——といひ、各卦の稱呼まで全然一致して居る（多少の訛はあるが）。方法の敍述はサイパン支廳の報告ほど詳密ではなく、筋道も通つて居らぬが、其によると幼椰樹を選ぶのは其木が未だ曾て他の人によつて卜占に用ひられぬことを必要とする爲で、葉を割いて條片とし結び目を作るものは卜占者ではなく、卜を問ふものによつて行はれ、割き取つた條片は左の拇指と食指との間から順次に五指の間に挾み、最終のもの卽ち小指と無名指との間の條片を第一に取つて結び目を作つた後之を數へ右の手の拇指と食指との間に移すのであるが、其際端數を手の甲の外に出して間違はぬやうにするといふことである。ヤップ人は病氣の豫後、其原因（何神の祟であるかといふこと）、加持禁厭の方法、其他あらゆる大事は盡く之に問うたとあるから、僅々十年の間に此術が絕えたとは考へられぬ。セムペルが聞書したパラウの酋長マズとアイツロとの語合戰中、マズの言として「拙者椰子の葉によつて神の教を仰いだ所が、貴殿には戰意はなく、單に脅迫の目的であるといふ告があつた」とあり（S二一七頁）、ポナペ島では葭の葉を占に用ひ（支廳報告）、マーシャル島では情人との密會の首尾を卜ふ爲にパンダヌスの葉を用ひる（エルトランド一一九頁）といふことであるから、西カロリンのみならず、ミクロネシア全體に同樣な占法が行はれて居たと推定すべきであらう。

第二十圖

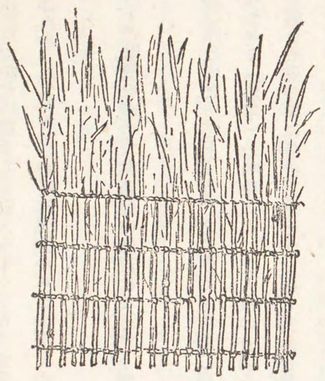

クサイ島に於ては椰子の葉脈を取り、無念無想に折り曲げ、其兩端が揃へば望が叶ひ、甚しい長短を生ずれば意の如くならぬ兆とする（駐在員報告）。之も椰子占の一種であらうが、別に稍〻趣の變はつた卜占が報告せられた。其は第二〇圖のやうに葦の類を以て麁い簀を編み、無意識に三ケ所に印をつけ、中央のものから兩外側の印に向つて四つづつ數へのけ、最後の端數によつて卜定するもので、其識として普く知られて居るのは次のやうなものである。

一、山豚を狩する場合一と一との卦が出れば生捕が出來る。四と四とが出ると生捕の望みはないが、殺して手に入れることで出來る。

二、二と二とは他から食物の贈遺をうける兆である。

三、三と三とが出れば戀が成功する。

四、四と四とは大漁の兆である。

五、盜難の場合一と四との端數が殘れば心當りの人が盜んだのである。

六、品物が紛失した場合には先づ盜まれたものとして心當りをつけて此卜にとひ、四と一との卦が出れば推定のあたつたことを示す。他の卦が出た場合には嫌疑者をかへて幾度も試み盡く當らぬ場合には

紛失と定める。

我國のアシウラと稱するものも、普通足占とかくが、足で占ふといふのは合點の行かぬことであるから、

バラウの占法

右の如き葦占ではなかつたらうか。セムペルによればパラウ人は盜難の場合指の長さの樹皮二三本を取り、世の中の最むづかしい顏をして呪文を唱へながら之を縒り、其捩れの數によつて判斷するといふことである（S二六八、二六九頁）。右の外同島からは尙多くの占法が報告せられて居る。左に其主なるものをあげる。

（イ）椰子の堅殼を割つて其龜裂の狀況によつて卜斷する。是は主として人事に用ひる（土語オモアリウス）

（ロ）雲の佇ひによつて卜する。之は多くは行戰の場合に用ひる（土語オルガサカアヤンル）

（ハ）カハセミ（翡翠）の鳴聲によつて人事の吉凶を卜する（土語タガデキ）

（ニ）樹脂を所要の數に分け、水をかき廻し其離合集散の狀によつて判斷する。之も行戰の場合に用ひる（土語オモカラダライズ）

（ホ）燈火二本を立て其消え方によつて吉凶を判ずる（以上支廳報告）

（ヘ）タカルバイ（番匠）は蚯蚓の通つた跡の土の盛り上がりの狀況によつて伐木の可否を判斷する（クバリー二二七頁）

マーシャルの石占

マーシャル島にも上記パンダヌス葉の占の外に石卜があり（エルトランド一一九頁）、人の生死を卜するには深夜椰子の殼に緒をつけて振り廻はしながら占の歌をうたうて歩き、其間に飛禽を見、鳥聲、落葉其他の音響を聞くときは吉、然らざる場合には凶とする。其外にも事により卜占（土語レアギン）の方法を異にする。ルクのウォラ（春）島に盜賊發見の卜占をよくするものがあるといふので、支廳から其方法を質さしめた所が、其は細長い棒の一端に餌をつけた糸を繫ぎ、村人は勿論隣村の人々の名を逐一唱へながら度々之を草叢中に投げいれるうちに、何處からともなく蜥蜴が來て之に食ひつくことがあるが、恰も其時口に上つた人の所業と斷定するので、之が爲に思ひも寄らぬ濡衣を着た人も少くはないといふことであつた（支廳報告）。

吉兆、凶兆

以上列擧したものは多少の判斷を要する占法で、專門の卜占者に解いて貰ふか、又は古老の敎を聞く必要があるのであるが、衆人の知悉する吉凶、凶兆も極めて多く、悉く之を網羅することは不可能であるから、左に各支廳から報告せられたもののみを收錄する。

（サイパン島チャモロ族）

雷鳴の多い季節には大風がない。

虹が立てば翌日船が入港する（カロリン人に共通）。

鷄が夜鳴すると翌日入港の船がある。

猫が顏を洗ふのは吉兆（カロリン人に共通）。

バジャアジャ鳥（土語）が飛來するのは嵐の兆。

五　託宣卜兆

星が長く尾を曳いて飛ぶのは大風の徴。
蝙蝠狩の途中竿を持つたタウタウ・ハルム・タノ（地中の人）を見れば不猟。
黒蝶が家中に飛び込むのは親族に死者又は病者を生ずる前兆か、或は情人が淋しがつて居る知らせ。
自分の身體に棲まれば異變のある兆。
鶏の夜鳴は重病患者のある知らせ。
病人のある家で犬が遠吠し又は穴を掘るときは患者に急變がある。
夜中犬が遠吠すると病氣が流行する。
ガラガショウ鳥（土語）が鳴けば食物が不足する。
夜黒猫が右の前足で顔を逆に摩でると其家に病人が出る。
日が照りながら雨が降ると旱天が續く。

（サイパン島カロリン人）

黒蝶が家の中に飛び込むのは神の來臨か又は他の人が訪ねて來る徴。
月蝕は航海中の人が他の島についた徴。
星が東から西へ飛ぶと死人がある。
病人のある家の外で毎夜猫の聲の聞えるのは病氣が癒えぬ兆。

（ヤップ島）

猫が鳴くと死人がある。

（ルク島）

舟出の際椰子の葉が平に流れると吉、立つた儘流れると凶。

（ポナペ島）

蝶が家の入口に棲り羽を動かせば其日來客がある兆。黒色の蝶ならば其は腹黒い人である。
食物を調理する石竈を焚め終つたとき中央の石が灼けて居らぬのは到來物のある兆である。

（ジャルート島）

通行中パンの木の葉が前方から落ちて來れば食物にありつく。
右の耳が鳴るのは凶兆。
眼に蟻がたかるのは後日悲しい目を見る兆。
舌を噛むのは人に誹られる知らせ。
青い椰子の實が落ちかゝり其蔕（ヘタ）が自分の方へ向くときは親近者に不幸がある。
守宮が自分の敷いて居る蓆の下で死ねば兄弟姉妹又は親近のものに不幸がある。
エルトランドはマーシャル島の吉兆、凶兆について左記の數例をあげた（E三三八頁以下各所）。
東の濱に鯨があがると酋長が死ぬ。西にあがると酋長の子が生れる。
屋根の下で鳴く蜥蜴の聲が高くなるのは吉兆——血族繁榮、舟又は人の來着等——細くなるのは親族

に死人のある前兆。
寢席の上を蟹がはへば旅をせねばならぬ用事が出來る。
舟の入港する場合に次の如き前兆がある。
(イ)内濱に強い浪が寄せる
(ロ)南北に夕立がある
(ハ)夜、頂上に小羊雲が出る
(ニ)四肢に大倦怠を覺える
航海中屢〻方向の變はる風及險惡な天氣に遭へば血緣に死人がある。
強い電光は舟の漂流の兆。雨がなくて電光の閃くのは酋長の來島する知らせ。
長い雲の出るのは死の前兆。
速力の異常に速い舟行は凶兆。
右の外我國と同じやうに夢によつて吉凶を卜することもある。夢兆は次のやうに信ぜられて居る（各支廳報告）。

（サイパン島チャモロ族）
他の島に行つたものが正裝して歸つて來た夢は其人に異變のあつた知らせ。
女を夢に見て直に其許に行けば逢へる。又夢さめて後直に寢がへりすれば後日逢ふことがある。

（サイパン島カロリン人）
火事の夢は病氣流行の兆。
龜を食うた夢は人の死ぬ兆。
喧嘩した夢を見ると親族か友人かが木から落ちる。
屠獸又は負傷等血を見る夢は大漁大收穫の兆。

（ヤップ）
吉夢を見たときは凶事にあひ、惡い夢を見れば善い事がある——夢は逆夢。

（ボナペ）
夢に神の告を受けたら其通りに行ふ。
芋を掘る夢は人の死ぬる兆。
帆走の夢は暴風の兆。

（ジャルート）
鳥を夢に見れば吉。
蔗を夢に見れば凶。

手の筋の占　既記のカプチナ教會年報によればヤップには手の筋判斷があるといふことであるが、惜しいかな其讀み方が報告せられて居らぬ。

六　護り及加持

祭祀就中私祭の主なる目的は禳禍致富に在つて、之が爲に和魂の加護を祈り、荒魂の祟を鎭める手段を講ずるのであるが、神が祭を享け祈願を容れたといふ保證は與へられぬのみならず、事實に於ては屢〻不慮の災厄にあひ、疾病にかゝる事もあり、或は神の加護を仰がねばならぬ事件が突發することもあるので、常に護りを備へ、加持に恃むことを必要とした。護りは次に掲ぐる如く、特に靈異の力を備へて居ると信ぜられた或る種の物品であるが、何によつて其を得たかといふことは多くの場合不可解である。或は特種の信仰により或は有力な神靈又は祖先が用ひられたと傳へられる物件若くは其模造品ではあるまいかと思はれるが、確證はない。神の像代又は符文等を護りとすることはミクロネシアには例がないやうである。護りは個人が携帶するものと、家屋、船舶等に取りつけるものとの二種に分つことが出來る。私は先づ後者から說明を始める。

護りの由來

家屋の護り

中央カロリン諸島では家屋の梁桁にテグメウンと稱する護符を懸垂する。其物質は椰子の葉片、草を塡充した籠、木の枝、彩色した珊瑚等で、木の精の祟りを鎭める爲に番匠が竣工後に取りつけるものである（フィンシ三二三頁）。ルクのサウプリオンではモソルといふ木の小枝の皮を輪に剝ぎ、之にクン（Baringtonia speciosa）の果實をつき挿した第二一圖のやうなものを用ひた（K五〇頁）。ヤップ島では此種の護りをボノトと呼び、魔物除として巫覡に賴んで作らせ、或は家屋の外周に於て棟木及兩側の桷から螺の貝殼（ovulaovum）を懸垂する（後編第二章第八四圖參照）。之をカノンと呼びクバリーは裝飾であるというたが（K三八頁）、シュメルツの註記したやうに此種の貝は南方諸島に於て普く用ひられ、宗教的意義を含むもののやうであるから、ヤップに於ても本初に護符として取りつけられたものであらう。——パラウ島では酋長の舟は此貝を以て飾とする。

第二十一圖

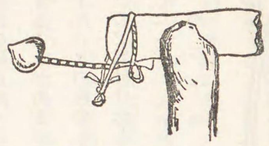

舟の護り

第二十二圖

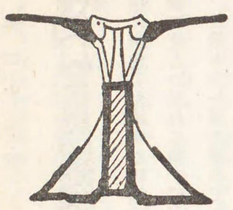

パラウの家屋には右の如き護りが備へつけられて居らぬやうであるが、其棟風及梁桁柱壁に施した數多い彫刻紋樣中には此意味を含むものがあるのであらう。少くもバイ（共同屋）の棟風板に取つけられたヂルン・ガイ——婦人が股を擴げた像——（後篇第六章第一四三圖參照）は禁厭の意味を有したものと思はれる。他の諸島に於ける此種護符の有無に關しては報告がない。

ルクの舟の舳には第二二圖のやうな彫刻物を縛着又は懸垂する。是はアテンと呼ばれ、二羽の海燕を象つたもので、土人は頗る之を尊重し、平日は取外して格納し、出舟の時に取付けるのであるが、其取付方によつて或る意味を表現する。——例へば之を懸垂した場合には平和の使命を帶びることを意味する

――同じくルク舟に用ひられるエアムといふ飾り棒は副舟の上に樹て、舟側から突き出した竿、槍などが滑り落ちぬための留木であるが（後篇第五章參照）、第二三圖に示すやうに多くは黒白に彩色した綢密な彫刻が施してある。モルトロックの舟にも同一のものを用ひ、彩色はせぬが頭部に軍神の使といはれる鷄が彫刻してあるといふことである（K五四頁）。クバリーは單に裝飾として報告したが、此等も亦一種の護りであつたらうと思はれる。パラウの酋長の舟には上記の如く螺の貝を懸垂し若くは此貝を植ゑ竝べた飾り木を取つけることの外に、舟の神コレオメルの神象と稱せられる翡翠（カハセミ）を舟首に彫刻することがあるが、いづれも護符を意味するものとせねばならぬ。

キットリッツの報告によるとクサイ島では村々の入口の溝の上に繩を引渡し之に花、葉其他種々のものを供物として取付けたといふことであるが、フィンシは之を以て惡鬼の侵入を防ぐことを目的とするものと說明した（F二〇一頁）。恐らくは我國のシメ繩に該當するものであらう。

第二十四圖

隨身護符

では左記の數例があるのみである（各支廳報告）。

隨身護符として――例へば我國の護り袋の如く――意識して用ひられて居るものは甚少く、私の得た報告

（イ）サイパン島のカロリン人はレル（土語）の葉を除いたものを第二四圖のやうに結び、之を頸にかけ、又は頭に卷いて護りとする。――之をバレバルと稱へる（後記參照）――其他巫覡に供した食物、鰻、鱷、椰子の若葉で編んだギリといふ蓆狀の編ものは魔除になる。又鹽と葱とは地の精（タウタウ・ハルム・タノ）の害を防ぐといはれる。

（ロ）ヤップ島では先祖傳來の石片、魚骨等を護りとするといふことであるが、常時携帶するものではないらしい。或は後記のマジ代の物ではあるまいか。

（ハ）マーシャルでは椰子の若葉を卷きつけた棒を護りとして行戰出漁の際携帶する。其他卜占を以て護りを定めることがあるといふ――エルトランドは病除けの護符にロアといふものがあると記述して居る。

棒又は杖は往昔普く護符として用ひられた形跡がある。リュトケ及キットリッツによればクサイ島王（トコサ）が儀式の際携へる長さ四、五尺の棒は一面に稜線を設け、他面に溝を刻し、其上端に多數の古い椰子の堅殼を取付けたもので――恐らくは千成瓢箪の馬印のやうなものであらう――神寶とせられたといふことである（フィンシ二〇一頁）。後篇第一章及第七章に述べるやうにカロリン人は今でも踴の場合等に棒を携へ、或は之に彫刻彩色を施し、或は其上端に貝又は椰子殼片の聯珠を取つけ、之を各自の紋章とする所を見ると、古は靈異の力のあるものとして之を携帶したのであらう。――我上代に於てもクシ（靈異）ともホコ（秀木）とも稱へて木桿を身に隨へたことを思ひあはすべきである――パラウ島民の携帶する杖

狀の石灰入（後篇第一章參照）も亦其名殘であらうと思はれる。

神祕の紐

結んだ椰子の若葉を護りに用ひることは決してサイパンのカロリン人ばかりではなく、其鄉土の風習を傳へたものであることは勿論で、クサイ島に於ても以前は外國船が入港すると椰子又はパンダヌスの葉を結んで小兒の頸にかけ、白人の邪視の害を防いだといふことである（フィンシ二〇一頁）。ヤップ島の婦人の頸飾とするマラフォは椰子の葉又はヒビスクスの纖維二條を兩端で結びあはせたもので、成年の婦女は必ず之を身につけねばならぬとせられて居るが（後篇第一章參照）、之も其起原は護りであつたのであらうと思はれる。クバリーによればパラウの男子は行戰に臨み護符として椰子の實を頸に懸垂するといふことである（クバリー一七五頁）。

上記によつて案ずるに頸飾、頭飾を始め後篇第一章に揭げる身飾の多くは本初護符の意味を含んで居たもののやうである。最多く其用に供せられるタマ（玉）、チ（鈎）は我國に於ても上古靈異の力を有すとせられたものである（拙著「我等が祖先の信仰」參照）。松村氏によれば鼻壁に穿孔を有する一ヤップ人は其效用について、之なくば死後極樂に行けぬと說明した（松村一〇八頁）といふことであるが、此も亦護りをつけた古習を語るものであらう。

右の外靈異の力を有すと信ぜられた若干の物件があるが、其は上述の像代又は靈代か、然らざれば呪詛禁厭に用ひられたる物實で——私は之をマジ代と稱へる——後者については次目に述べるから、玆には省略する。

加持の由來

護りの及ばざる所はカジ（加持）を以て補ふ。加持もまた一種の祈禱で、ミクロネシア島民は勿論其區別を意識して居らぬのであるが、私は便宜の爲、平素の祭りと多少趣の異つた祈願を加持と稱へることにした。加持は弘法大師が創めたらしい借字で、古語カジリに充當したもののやうである。祭に在つて專念神力に依賴するのであるが、加持には多少經驗から得た智識の應用が加はるから、純眞の司祭者が之に任ずることは稀で、多くは專門の巫覡又は祈願者自身によつて行はれるのである。例へば造屋造舟の爲に木材を伐採する場合、不慮の死傷者を生ずるのは木の精の祟りであるから、豫め其許可を乞はねばならぬと信ぜられて居るが、都合のよい方に切り倒すには相當の智識を要するので、此加持を行ふことは棟梁（パラウ語タケルバイ、ポナペ語ショウ・パル、ルク語チェンナプ又はシレナプ）の任とし、司祭は之に關與せぬ——ヤップ島では酋長が之に任ずるが、其は神主としてではなく、寧ろ作業指揮者たる資格によるのであらう。クサイ島に於て病を加持する場合に酋長の立合ふのも同趣意である——タロ芋の植付にあたつて土の精に豐作を祈るものも老農（パラウ島では農業は婦人の任であるから、主婦が之を擔當する）又は農事に通ずる巫覡である。加持は土人の日常生活と最密接の關係があるもので、豐年、雨乞ひ、雨避け、山幸、海幸等其功力に待たぬものはないが、ことに醫術の開けなかつた此地方では、疾病を治する第一の方法は加持であつた。私は各地に行はれる病氣加持の方法について左に二三例をあげる。

ミクロネシア諸島に行はれる加持の例

（サイパン島チャモロ族）

耶蘇復活祭の行列に用ひた椰子の葉を收藏して病氣の際加持に用ひる——用法は報告せられて居らぬ。

復活祭の行列は勿論基督教普及後に始まつたものであるから、此習俗は往時祭の供物が治病に效ありとせられた舊信仰の名殘であらう。我國でも現に神佛の加持の水の效驗を信じて居るものがあるのである――又ガイ・タウタウ・ハルム・タノと稱せられるものがあつて幽鬼（タウタウ・ハルム・タノ）につかれた病をおとす（支廳報告）。

（サイパン島カロリン人）

俄なる腹痛、吐瀉、頭痛等の病にはサウ・レクと稱する巫覡（男、女）の加持を乞ふ。サウ・レクは自分の腕を擦り、或は芳香のあるアッパハーカツ（土語）の葉若くはアグシイ（土語）木の葉で祓ひながら祈る。

流行病を禳ひ、大病を治す爲にはサウ・バレバルと稱する巫覡が既記のバレバル（第二四圖）數個を手に持ち、之を伸縮しながら繰り返してリボエ・バレバルと唱へ、次で祈事を述べる――低聲で語音不明である――此加持は雨乞、調伏等にも行はれる（支廳報告）。

（ヤップ）

病人が出來たときには前目記載のヴェイに占うて何神の祟りであるかを明にし――島民は神の關知せぬ病氣はないと信じて居た――更に其教を仰いで病人の枕許に草木の葉、纖維の束（ユフ）又は稀には魚の骨などを懸吊して祟りをさける――呪詛によるときは魔術者に供物を獻ずる（カプチナ教會一九一二年報）。

（ボナペ及クサイ）

カペザ・ペレイロはボナペ人の醫治法を學術的に見て、水治術と放血術とをあげ、レモンの實、或る種の草根木皮を藥用とすると報告し（P一四三頁）、フィンシも亦クサイに放血術の行はれることを記述した（F二〇一頁）。――我海軍の某軍醫官は占領當時クサイ島の土人藥について詳細に調査したことがある。私も一度眼を通した此報告を手にいれたいと思うて心當りに問合はせたが、保存もせられて居らず、何人も之を記憶するものがないといふことであつた――此兩島民は比較的智識が開けて居るから加持にのみ依賴はせぬやうであるが、尚病氣の際にはシャモロ、レーアップ（司祭）等に平癒の祈を賴むことを例とする（支廳報告）。

（マーシャル）

島民の信ずる所によれば我國の犬神、イヅナ、管狐遣ひのやうに或る特別の家筋に傳はる病氣があつて其血統の人によつて任意に他に染され又は除かれ得るものとせられ之をボンジェンと稱へ、病名の代りに何某のボンジェンと呼ぶ。右の家筋の人に惡意はなくとも其携帶する手提籠に手を觸れ、籠中に收められた鰹（かつを）の刺（とげ）にさゝれる時は其病が植付られることがある。ボンジェンに罹つた場合には其家筋の人――恐らくは族長の意であらう――の加持をうける（エルトランド三二九頁）。

右の外加持の種類は極めて多いが、一々之を擧げることは煩しいから、私は漁業について叢島の西のはてのバラウと東の端のマーシャルとに行はれる加持――マジナヒといふ方が或は通俗であるかも知れぬが、

次目に説くやうにマジナヒは加持とはモーチーヴを異にするもので此場合にはあて嵌らぬ――の例を記載するに止める。前者はクバリーの報告により、後者はエルトランドの著書「マーシャル島民」中に記述せられたものである。

パラウの漁業と加持

パラウ島民の漁業中最大切なものは勒魚及鰹釣りで、網、筌、釶漁とは異り、漁獲の確實を期し難く、且外海で營むものであるから遭難の危險が多いので、神の加護が最切望せられる。之が爲にコレオメルと呼ばれる神主をかねた魚見役がある――コレオメルは舟の神で、パラウ人に帆走を教へたものの名である（後篇第五章參照）。――之に任ずるものは相當高い門地に生まれ。師父から相承したトコイ、卽ち加持の方法呪文等を悉く心得て居らねばならぬので、クバリー時代には全島に三人を算するのみであつた。漁人は出漁の前日から齋戒し、嚴に房事を愼まねばならぬ。此禁を犯した場合には加持も其效がないとせられて居る。コレオメルは前日舟のあげてある濱に行き舳艫にタロ芋を供へてオバガズ神とタチムラサク神とを祭り、翌朝出發に先ち、カルヅクル（村の祭壇）に於て濱の神アリエカズにペルドヘブス幣（第一七圖a）を捧げて無事の歸着を祈り、舟が陸を離れた後にも此神に木の實を手向ける。礁門にはアダラスミガイといふ女神が兩側の岩礁に片足づつかけて立ちはだかつて居るので、其下を潜るのは甚失禮であるとして「どうぞ片足をお引き下さい」と祈る。礁外に出てから始めて檣を建てるのであるが、此場合には次のやうな呪文を唱へる。

呪文

アリエカズ・エル・ケズ（ケズの濱の神）、波の神々（アラ・ケズル）、大海の神々、磯の神々、海の神

神、海の底の神々樣檣を建てさして戴きます。

最初餌にする飛魚（土語ゴク）を釣るに當つて唱へる呪文は次の通りである。

ララダン神とラソラン神とにお願申します。ビリル（ピレリウ島）の外から、コリヨルの外から、エイライから、エンカサルから、ナトバエズの水門までのゴクが我々の舟に集まつて來ますやうに、綸を垂れると直に魚が食ひますやうに、其が水の面へ出て釣れますやうに、船に一杯積んで歸れますやうに。若し願が叶ひましたなら、私達は五十いたゞいて神樣に百さし上げます。

地名は漁場によつて相違のあることは勿論である。勒魚又は鰹を釣り始めるときにも同樣の加持を行ふ。右の外色々の作法と呪文とがあるが煩はしいから省略する。

マーシャル島の漁業と加持

マーシャル島にはコレオメルに相當するものもなく一定の儀式と供物とを以て神に祈るといふこともないのであるが、漁人はエルトランド師の言をかりていへば、絕えず魚に話しかけて居る。此は呪文と名づくべきものではないかも知れぬが、馬にものいふ場合とは趣が異り、我古語のカジリに近いもので、昔日の祈禱の名殘であらうと思はれるから、私は左に其二―三を譯出する――エルトランド師は一々原語をあげて居るが、土語に興味をもたぬ人には却つて煩はしからうと思ひ其意味のみを抄錄するに止めた。

（飛魚を釣り始めるとき）　飛魚、飛魚、舟の中へ飛んで來い。柔い此蓆で目の光を避けよ。此蓆は陸の娘から海へ贈物だぞ。

（竿をおろすとき）　娘の手を慥りつかめ、竿をふれ、ふらぬと腹を立てるぞ。此奴は落ちぬと考へて居

るナ。此奴は打たれぬと考へて居るナ。此舟は大舟だぞ。此奴は振り向いた。空で踴る。
（魚がくはぬとき）私が度々惡口いうたのは惡かつた。よい奴だ。早く竿にかゝれ。くひついて綸がふるへる。

七　呪詛、禁厭

生理學的智識の乏しい自然兒の間では病氣にかゝり、若くは天壽を全うせずして斃れることを神の祟りか然らざれば呪詛にかゝつた爲とするのが例である。天變地異は其害毒の及ぶ所が廣く、其災禍は甚しいけれども、一時的の現象たるに過ぎぬが、此は永久に回復せぬ損失であるので、最恐怖せられた。ミクロネシア人のやうに靈神信仰の根ざしの深い民族に於ても此問題は常に大なる累であつた筈である。荒魂の祟りであるならば其祟りを受けた原因をたしかめ、之を祓へば全治する筈であるが、――神の怒りの極めて強い場合には間に合はぬとしても――祈禱祓除は往々其效がないことがあり、敬虔な人々が病痾に惱み、贖神の徒が却つて無異なことがある。此不可解の事態を說明するものは宿命か然らざればマの作物、即ちマジの外はない。

魔の作用

私のいふマジは支那語の魔術の訛でもなく、西洋人のいふマジックの略でもない。魔の漢音がマであつたことは寧ろ偶合で、マといふ語は魔性のものを意味する純眞の日本語である――ウマ（馬）、クマ（熊）、ネコマ（猫）、マカミ（狼）、マミ（貍）、ムシ（虫）、シラミ（虱）などいふ語に殘つて居る――マの作用はマシとよばれ、マジナヒ（禁厭）、マジモノ（蠱物）の如く用ひられる。之に反し西洋のマジック、マジー又はツァウバーと稱するものは學者の所說は區々であるが、大體に於て現在の西洋人の眼から見て奇怪とせられる信仰のすべてを含むもののやうである。其故に我々が由緒のある神事とするものをも彼等はマジックと目するのである。近時此マジックを譯するに呪術といふ文字を以てし、之にカジ（加持）、ウラ（卜）、ハラヒ（祓）其他の信仰的行事を含ませて居るものがあるが、呪（祝と同語）の原義はともかくも、舶來思想を以て之と淵源を異にする精神文化を說かうとするのは無理なことである。本書は日本語と日本人の觀念を以てミクロネシア民族を釋明しようとするものであるから、西洋人の所說に迎合しようとは試みなかつた。否、バスチアン以下の人類學者によつてミクロネシア人の信仰が正しく理解せられたかといふことをすら私は疑とするのである。

魔物

ミクロネシア人は我々の祖先と同じく宿命よりも寧ろマ物及マジ物の存在を信じた。彼等が認めてマとしたのは神でも人間でもない生物――佛教の餓鬼、畜生、修羅、地獄、西洋人のいふヂアボラの類――で、自發的に災をするのみならず、人間の驅使にも應ずるものと考へた。――恐らくは人間よりも下位にあるものとせられたのであらう――然らば何人が何によつてマジナヒ即ち之を驅使する力を得るかといふに、或は修業練磨の效により、或は魔力の宿る物品即ちマジ物の獲得により、或は血統的相承によるもののやうである。此法力を得たものは多くは之を以て職業又は副業とし――我國ではトキ（巫覡）、行者、修驗者

マジ物

などと稱へ、ラテン語ではマガ、サガなどと呼ばれる——依頼に應じてマ物を使嗾し或はマジ物を利用して第三者に害を與へ、往々奇術（手品）を弄して民衆の信仰を繋いだ。魔力の範圍は此徒によつて極度に擴張せられ、神靈の領分まで侵入し、天變地異を始め、日常の瑣事に至るまでマの作用であると說き立てた結果、靈神の信仰と混同せられたのである。

神の力は勿論魔の力よりも勝れて居るから、平素マにつかれぬやうに加護を乞ひ、既につかれた後にもこれが祓禳を祈り、時あつて其驗が見えることもあるのであるが、本來靈神信仰だけでは說明の出來ぬ現象がある爲にマの觀念が發達したのであるから、神の自由にならぬ場合のあるのは當然である。さればマ物又はマジ物につかれた場合之を攘ふ最善の方法はマ物を驅使し、マジ物を利用する法力のある人即ちマジナヒ者の手を煩はして、逆のマジナヒを行ふことにある。——邦語マジナヒも亦順逆兩樣の意味に用ひられる——上記マーシャル島民のボンジェンを醫治する方法として其家筋の人の加持を受けることの如きは其好適例で、司祭よりも巫覡に賴む方が有效と見られるのは此故である。巫覡の徒は此二重の職掌によつて利得を占め、民衆から畏怖せられると同時に尊敬を受けるのである。

マ及マジに關する以上の一般的說明を以て私が現在西洋の學者の間に有力なマジック先行論——即ち宗教よりもマジックの方が起原が古いとする說——に反對するものと見る人があるかも知れぬから一言辯じて置く必要がある。本章に於て私の述べるのは信仰であつて宗教ではない。ボナペのシャモロウ教社を一宗教といひ得るならば、勿論マ及マジの觀念よりも起原の新しいものであるが、此宗教を生んだものは決

してマジのみでないことを知らねばならぬ。

ミクロネシア諸島には私のいふマ物に屬するものが少くはない。盡くは報告せられて居らぬが、私の手中にある資料中明に其と認められるものを左に列擧する。

サイパン島のチャモロ人がタウタウ・ハルム・タノ（地中の人）といひ、カロリン人がアラマサン・ファン（下の人）と稱へる妖怪は上記の如く本來荒魂の一種であつたらしいが、今では生人を惑はし、夜間路上人家に現はれて害をなすと信ぜられ、ガイ・タウタウ・ハルム・タノと呼ばれる一種の巫覡とは特別の交誼があつて其意に聽從するといふことであるから、マ物の部類に加ふべきものであらう。グァム島ではこれをタウタウ・モノ（昔の人）又はジャント・デル・モント（山の人——スペイン語）と稱へ、死亡したのではなく不老不死となつた肉體で、身の丈二〇尺に近く、カメレオン（蜥蜴）のやうに面色が黑にも白にも變り、忽ち姿を示し忽ち所在を失ふといはれて居る。偶然之を見ても害はないが、節穴から覗くと其祟りを受けて勞瘵にかゝり、又先方が口を開くのを待たずして話しかけると唖になるといはれ、人間が之と懇意となると日常の仕事を助けてくれるが、其代り終生獨身で暮さねばならず、最後には森の中に連れ込んで仲間に入れて呉れるので、島民は甚迷惑がり、之に逢はぬやうに心懸けるといふことである（「グァム島」）。

サイパンのチャモロ人は上記の「地中の人」の外にファファナーグエ、プランタスマ及ヅエンデスといふ三種の幽靈の存在を信じて居る。ファファナーグエ（語義は「知らしめ」といふことである）は一般に

幽鬼をいふのであるが、プランタスマは丈高く骨ばかりの人の形を以てあらはれ、ヴエンデスは洗禮を受けずに死んだ小兒の亡魂で、夜間子供をかくすといはれて居る。同島のカロリン人も亦執着を抱いて死んだ惡靈（アヌナウ）、就中女性は化けて出ると信じて居る（支廳報告）。

死靈の存在は爾餘のミクロネシア諸島でも一般に信ぜられて居る。グァムではビユと稱へ、金錢に執着を殘して死んだものに限り、債權者のもとにあらはれて錢勘定の眞似をするが、帳消しにしてやるといへば退散する。又債務者のもとに現はれるビユは十分の辯解を聞くまでは立ち去らぬといふことである（「グアム島」）。これは物質主義の白人の感化が幽靈にまで及んだものと思はれる。マーシャル島の幽靈は石を投げ口笛を吹いて應對するといふことである（エルトランド）。ボナペでは死者が惡い病を人に染すと信ぜられ、之を禁厭する爲に死人の目、口を繩で縛つて再び開かぬやうにする（支廳報告）。パラウ語のア・デレプは幽靈の意で、死の直前又は死後にあらはれると信ぜられて居るが（支廳報告）、人に害を與へるものではないらしい。

アニ（鬼）

邦語のオニ（鬼）の原語であらうと思はれるアニ又はアヌは、普くミクロネシア諸島に用ひられる語で——チャモロ語アンテ——本來靈の意であるが、神ならぬ惡靈をいふにも用ひられる。サイパン島に於てはアンテ及マンアンテ（マンは火山の意）は地獄（ササラグアン）に住み、生人に惡事を勸めるものであると言はれて居るが、恐らくは荒魂思想が基督教の影響をうけて變化したものであらう。羅刹に類するのとしてはボナペのシェットがある。其は牙、爪の長い異形の人で、人間を取つて食ふといはれて居る（支

廳報告）。

獸類の棲息しなかつた土地の事とて狐、狸、犬神、イヅナのやうなマ物の存在は信ぜられて居らぬが、マーシャルのボンジェンが頗る我國の管狐、犬神等の信仰に類することは前目に述べた通りである。ボンジェンの原義も或はマ物であつたかも知れぬが、遺憾ながら之を明にすることを得ぬ。

マの作用をすると信ぜられた物品、卽ちマジ物竝にマジナヒに用ひられる靈符卽ちマジ代（シロ）は極めて多いやうであるが、其品質も一定せず、且之を祕藏するものであるから、明白に知られたものは少い。チャモロの魔術者（カカーナ）は骸骨に祈つて呪詛、禁厭を行ふといふことであるが（支廳報告）、いかなる骨でどのやうな作用があるのか判明せぬ。ヤップ島から護符として報告せられた石片、魚骨等がマジ代であらうといふことは既に前目に述べて置いた。ゴーデフロイ博物館目錄にはパラウ島で用ひられたマジ代二件を收錄してある。其一は第二五圖に示すが如く、長さ約七サンチの魚の形をしたもので、硨磲貝を以て製し頭部に鼈甲の板が嵌めてある。此はパラウの舊家ア・ウヅス氏の神寶で、昔日海中に沈沒した其鄕土ナルアングルの島——此島から現在のパラウ諸酋長の祖先は出たのである——から傳來したものといはれ、奇特のあるものとせられた。他の一つは鰐魚の下顎骨で、傳說によれば往昔アナウルに住み、多くの人をあやめた翼のある獸の骨とせられ、古來ア・イヂト家に珍藏せられたものである。

第二十五圖

マーシャル島（ラリク島列）の傳說によれば始祖ウルレブの子ジェメリウトとエダオとは父の命によつ

てビカルの島に住む海龜夫人（リジェバゲ）の許にマジ代の鼈甲を乞ひに赴いたが、兄のジェメリウトは陸岸に打寄せる大波を凌ぎ得なかつた爲に其居所に達せず、弟のエダオが身を提して怒濤を超え之を乞ひ受けて歸り、色々の奇特を示して島王となつたといふことである。エルトランドが此地で蒐集したマジ代は特異の結び目を設け、又は特種の組方をした紐で椰子又はパンダヌスの葉で作られたものであるといふが（E三三三頁）、或は既述のバレバル（第二四圖）と淵源を同うするものではあるまいか。

マジヒト魔術者

上記マーシャル島の傳說によれば島王自身が魔術者（マジヒト）であつたこともあるらしい。同島では今でも司祭と魔術者との間に區別はなく、いづれもリジョボエと呼ばれる。之はボナペ語のジャウ・プエ（巫覡）、サイパン島のサウ・ボエ（卜占者）と同語である。之に對して託宣者をリ・ショウ・カーナン（マーシャル語）、サウン・カテ・アニ（ボナペ語）といふが、カーナン（カタン）はヤップ島の家屋の護りカノンと同語であるとは疑がなく（前目參照）、チャモロの魔術者をカカーナとよび、パラウの司祭をコロンといふのも——バスチアンによればカロリンでもコロンと稱するといふことである（B一〇四頁）——同語から出たものと思はれる。中央カロリンでは巫覡（トキ）をサウサウといふが、其原義は「君々」である。ヤップのタメロン（魔術者）は幽鬼（パラウ語レンは魂魄）の主（タメはタモン卽ちチャモリの轉訛）の意であるらしく、パラウ語のホト・ケラケズルは恐らくは荒魂の使といふことであらう。

上記の如く名稱の語義からすれば司祭と託宣（又は卜占者と魔術者）との區別はつかず、實際に於てもマーシャル島の如きは一人が之を兼ねて居るのであるが、其仕事の性質の相違することは次の例によつても明である。

パラウのマジナヒ

パラウ島のホト、ケラケズルは自家の神（村の氏神とは何等關係がない）に祈つて魔力を得、幣をうけて他人の爲に呪詛を行ふ。詛はれた人は往々死に至るので甚恐怖せられるが、之が爲に怨を買うて殺害せられることがある。昔日は一村に數名の男女のホト・ケラケズルが存在した。坂元少佐の調査によれば彼等の行ふ魔術は次の如きものであるといふ。

（一）神の祟、人の憤を和げる。（二）平和祈願。（三）呪殺。（四）徐々として病弱ならしめる。（五）不和を起さしめる。（六）家庭に風波を立てる。（七）人心を離れしめる。（八）家族を離散せしめる。（九）夫婦の仲を割く。（一〇）人を死に致す。（一一）破約せしめる。（一二）約束履行を困難ならしめる。（一三）一局部を病ましめる。（一四）手の觸れた局部に疾患を起す。（一五）死靈を招く。

ヤップのマジナヒ

報告には記述してないが、ホト・ケラケズルは他の呪詛を解く（調伏する）力を有するとせられたのであらう。ヤップ支廳からは魔術に類するものは一切「無シ」と報告せられたが、上述のやうにタメロン（魔術者）といふ語があるのみならず、カプチナ教會年報（一九一二年度）によればタメロンはカンに祈つて人を病に陷れる——此呪詛をビグと稱へる——といふことであるから、恐らくは第二目所載のカン信仰と同樣に島民が祕密にするので役人の耳目に達しなかつたのであらう。

サイパンのマジナヒ

サイパン島では上記のやうにチャモロ人間にはサウサウと稱へられる魔術者があつて、危害を與へるものとして恐怖せられて居たが、現在は之を職業とするものはなく、又如何

なる方式によつて如何なる呪詛を行うたかといふことも判明せぬ。唯人口に傳へられて居る所によれば、カカーナは常人と同樣の服裝をなし、自宅に於て骸骨をマジ代として法を行ふといはれ、サウサウは花葉を頭頸飾に用ひ、數枚の犢鼻褌を長く垂れ、胸、腰、手足に具、鼈甲、椰子の葉等を飾り、嚴に修法したといはれる。曾てススペとガラパンとの兩村の間に爭が起つたとき、後者の依賴を受けたサウサウがイリシャンの濱に於て呪詛を行ひ、棒を兩地の堺に立てたが、旬日ならずしてススペに多數の病者を生じたといふことである。サウサウの呪詛にかゝつたものはサウ・バレバル（前目參照）に加持を乞うて之を禳ひ、カカーナの呪詛に對しては之に賂して其害を免れるか、若くは其カカーナを覓めて殺害するの外はないとせられた。タウタウ・ハルム・タノ（幽鬼）と或る種の了解があると信ぜられて居るガイ・タウタウ・ハルムタノは人に害を加へることは稀であるが、極めて有力なものとして恐怖せられる。之を厭するには葱と鹽とを以てするといふことである（以上サイパン支廳報告）。

ルクのマジナヒ

ルクに於ても呪詛を行はんとする時には頭髮を數十の束に分けて短く結ひ、額、頸、腰、手足に蔓草、椰子の葉を結ひ垂れ、新月のかくれる頃を見計ひ、詛ふべき人の住居の外に立ち、恐ろしき形相して踴り狂ひ、行きつ戻りつ、伸びつかゞみつして、泣くが如く訴ふるが如く、其人の名をよびかけて呪文を唱へる。呪詛の目的は區々であるが、(一)凶作不漁及饑を招き、(二)落雷豪雨又は海嘯をよび、(三)人命を絕ち、(四)癈疾不具たらしめることなどが主なるものである。「南洋風土」には次の如き實例を擧げて居る（一六頁以下）。

一、前年獨逸人某の妾でジャルートの出身のクースといふ女が突然吐血し、腹部が膨れ家内の婦女も皆多少の病を得た。其原因を調べた所が、前日賣りに來たタフ（土語）の實を食うた爲であることが判明したので、何人かの呪詛によるものとして調伏の法を行うたら皆々平癒した。

二、今（大正五年）から十餘年前パタ（木曜）島のイルクといふ部落の傳道士でセリンといふモルトロック島人の妻が或日パンの實の餅を食うた所が、其は詛はれたものであつたので、一夜の中に死亡した。

三、今（大正五年）から十八年前水曜島（トン又はトル）のネーチャチャ部落の或家の前で、呪詛を行うて立去るものがあつたが、偶〻來かゝつた人によつて其がオーリップ部落の何某であるといふことが確認せられた。詛はれた一家の男女が前後して死亡したので、ネーチャチャの壯漢が大に憤り、銃を携へてオーリップ部落に赴き右の呪詛者を殺した。

呪詛には其々定まつた呪文がある。呪詛によつて病を得たものは捨て置けば必ず死ぬが、同じ呪文を詛ひかへせば本復すると信ぜられて居る。——呪詛、調伏は何人でも行ひ得るものであるか、或は其道の人即ち魔術者に依賴するを要するのか報告の缺けて居るのは遺憾である。

ボナペのマジナヒ

ボナペ島に於て行はれるジョウ・ポエの呪詛の方法はパンの木の護摩を焚き、其火にパンの木の枝をかざして呪文を唱へながら之に火を移すことにある。此火は詛はれた人の許に飛んで害を與へる。呪詛は單に人の身體に災厄を及ぼすのみならず、綱に魚が入らぬやうにすることもある——何に祈るかといふことについては報告がないが、魔術者により其々特有のマ物があるのであらうと思はれる——呪詛を受けた人

は多くは異常を感ずるものであるから、速に詛ひかへさねばならぬ。其方法（即ち調伏）もまた呪詛と同様である（支廳報告）。

マーシャルのマジナヒ

マーシャル島で普通に行はれる魔術は次の如きものである。（一）腸を引下げること、（二）婦人に長血の病を與へること、（三）人を衰弱虚脱に陷れること、（四）椰子盜人を木の上から詛ひ落とすこと、（五）イルカ（海豚）が現はれたとき之に術を施し、詛はれた人が腹の病にかゝつて死ぬやうにすること（以上エルトランド三三三頁）、（六）身體に火傷狀の腫物を生じ死に至らしむること（土語テレ）、（七）潮の干滿により腹部を縮脹せしむること（土語コートヲト）、（八）咽喉に魚の骨が引かゝつたやうな疼痛を與へること（土語リーバル）（以上支廳報告）等である。魔術者は呪詛を行ふばかりではなく、之が解除、調伏をも掌り、其方法として被呪詛者の肢體を摩擦し、或は之に油を塗ることがある。此は其血を沸かしてマ物を追ひ出す爲であるといはれる。修法に用ひられるマジ代は上記のやうに椰子又はパンダヌスの葉で作つたものとあるといふことであるが、嚴祕に屬するものであるから、外人の伺ひ知ることを許さぬ。前目のボンジェンの如く魔術者其ものの身に備はつた魔力もあり、或は他のマ物に祈ることもあるのであらう。いづれの場合にも呪詛禁厭の爲には其々の呪文が必要である。支廳の報告にはクネ、チャルチャル、リーカエなどいふ名稱が擧げてあるのみで其說明がない。エルトランドは蘇生の呪文として次の一例をあげた（三三四頁）。

汝の魂を連れて來た。汝の魂を生かした。私の北の方に、天の上に、海の面に、汝の頭が沈んで居る所に、さめよ、寤めて走れ。

魔術（マジ）信仰の最強盛な此地では死、病は勿論、雨乞ひ（カムリム）、風よび（コウ・ルウェーン）に、豐作大漁の祈にも、情事其他日常生活にも事々に魔術者の勢力が及ぶのである。既記のエダオ神話にも此英雄がマジ代の龜甲を得た後、之によつて示した奇特は饑えたときにはボプ（パンタヌスの實）、メェ（パンの實）、ニ（椰子の實）があらはれ、渴を覺えると清水が湧くこと等であつたとある。エルトランドが記述したマーシャル島民の信仰に關する記事（E三一六頁以下）中にも明に魔術と認められるものが少くはない。私は其一―二を抄譯して最資料の貧弱な本項の記述を補ふことにする。

豐作のマジナヒ

パンダヌス祭（カボクキュク）としてエルトランドが記述した報告の一半は既述の如く（第一四五頁）魔術の家（キジタンラン）に於て行はれる一種のマジナヒである。男子が盡く參集するところには屋內寢所の近くには赫々と火が點され、屋外の一側では婦人連が出來るだけの盛裝をこらして居る。化粧が終るころ屋內にある老巫はジェエエエ……一つ、ジェエエエ……二つと數へ、六に達すると總ての婦人は大きく開いた眼で男子を見つめながら屋內に流れ込む。老巫は興奮して人間の頭顱と見なされた椰子の實を足で蹈まへながら大漁豐作を祈る呪文を唱へる（呪文略）。終つて一同會食する。此場合に限つて婦人も新鮮なパンダヌスの實を食ふことを許されるのである。

海嘯除けのマジナヒ

海嘯を追ひかへす爲には次の如き禁厭が行はれる（エルトランド三二〇頁）。海嘯が押しよせる兆があると、濱に近く六本の柱を各六尺の間隔を以て長六角形に建て、海に面する側の外。三尺の高さに大小の房の垂れたシメ繩を張る。柱は皆六ケ所に輪狀に外皮を剝いだ丸太で其頂上に椰子の若葉を取りつけ、葉骨は高

く天を指し、開いた葉は翼のやうに兩側に擴がつて居る。海に向つた一側は此神籬（ウォル・エン・ラン）の入口に充てられ、中央には一本の欅を立て、其中程に兩側各三個の結び目のある椰子の葉を取付ける。愈〻洪波が近づいて來ると魔術者は氣づかはしげに眺めて居る民衆の眞中で祈を始め、欅を取つて槍のやうに構へ、入口の中央に立はだかり、兩眼をクワッと開いてリノメメ（海嘯の女神）の乘つて來る波の表面を睨み、勢猛に三度前に出で、三度後に下がる。前に出るときは恐ろしい聲で呪文を唱へ、後へさがるときには冷な笑を浮べて屢〻ヒヒといふ聲をたてる。

マジに用ひる像代

呪詛を有效ならしめる爲に詛はれる人の身から生じ、若くは身につく或る物――例へば毛髮、爪、唾、被服具の如きもの――を用ひるといふことはポリネシア、メラネシア等に普く行はれる風習であるが、私が得た報告中には一つも其らしいものはない。ヤップ島の覡長ウル・ウレグ卽ちマチャマチが噛み棄てたシリーの葉は丁寧にかきあつめて、他のものが之に詛ひをかけぬやうに燒き棄てるのは此信仰によるものであらうとクリスチャンは記述して居るが（Ch二八九頁）。ウル・ウレグの一身がマチャマチ卽ちタブなるが故に（第一九四頁參照）、之を拾うて口にしたものが神罰を受けるのを豫防する爲とも解釋し得られぬこともない。さりながら確報のないことの故を以て此信仰の不存在を主張するのは早計で、吾人は尙後日の調査をまたねばならぬ。

八　禁忌、俗信

宗教的觀念から或る行爲を不可とし之を禁ずることがある。例へば基督教徒が十三の數を忌み、金曜日を惡日とするが如きもので、其由來に遡らねば釋明することが出來ぬ。ミクロネシア人の間にも此種の禁忌は極めて多い。之は一概に迷信と見ることの出來ぬもので、學者は其中から若干の根本的思想を發見することに努力して居るのであるが、多くはタブとトーテミズムとに之が說明を求めんとするもののやうである。トーテミズムは人も知る通りアメリカ土人の信仰中に發見せられたもので、濠洲を初め諸國の未開人中にも同一の觀念があることが確證せられ、タブはポリネシア人の信仰の一特徵で、其流を汲むヌクオル島民の如きもタブといふ語の儘之を傳承して居るものである。トーテミズムに關してはエルトランド師はマーシャル島について研究した結果、往昔其信仰が存したと斷定し（後記參照）、クサイ島にはトウ（鰻）と呼ばれる氏族があり、ポナペ島にも或氏族に限つて特に尊敬する動物があるから、其痕跡がないとは言へぬが、エルトランドの說の如く今日の島民には此觀念は絕無である。タブも亦上記ヌクオル人及ヤップ人の外には其意識が判明して居らぬやうである。さりながら多くの禁忌が同一の根本思想から出て居ることは遠隔した島々の間に同樣の風習――例へば出漁前日の潔齋、月經婦人の隔離の如き――が行はれて居るのを見ても之を肯定せざるを得ぬ。此根本思想は頗るタブに似て居るが、之をポリネシア人から學んだ

タブとトーテミズム

禁忌の根元

とするは早計である。少くともタブといふ語はヌクオル人が之を使用しヤップ人が或種の禁忌をダボワと稱へる（「南洋風土」一〇三頁）外、群島中のいづれの地に於ても用ひられて居らぬ。禁忌を意味する語は各島區々である。例へばチャモロ語ではチャ（接頭語）、ヤップではマチャマチ（又はモチュマツ）、パラウではオムル、ルクではアママ、モルトロックではプアヌ（又はブナウ）、ポナペではイナプウィ、マーシャルではアモと稱へる。各語の原義は明瞭にし難いが、タブの轉訛でないことだけは確實である。其故に形式上ポリネシアのタブに酷似するものがあるにしても、其はミクロネシア固有のもので、淵源の遠い信仰に基くといふ推断が下し得られるのである。

イミ（淨）、ツミ（穢）の觀念

私の觀察によればミクロネシア島民の間にも我上代人がイミ（淨）、ツミ（穢）といふ語を以て表明したやうな思想があつたもののやうである——デュルケームのいふ sacré, profane と同一視してはならぬ。其はあらゆる宗教思想の根元として說かれたもので、此は神靈の好惡する所によつて區別せられるものである——セムペルがパラウ島民について神世以來トコイ（善習）とムグル（惡習）との區別が嚴重であると記した（S六六頁）のは之をいふものではあるまいか。トコイは今では呪文又は儀例の意に用ひられ、ムグルはオムル（禁止）の受動形即ち「禁止せられたもの」の義であるとワルレザー僧正は說明した（パラウ辭書）。彼等は神の可とする所と不可とする所とによつて日常の行爲を律し、諸の禁忌は之を以て標準とした。其故に禁忌には二つの異つたモーチーヴがある。其一は神の穢とする事を敢てせぬといふことで——例へば產穢、月の穢を遠ざくるが如き——見やすい理であるが、今一つは神の好む所なるが故に之を侵犯してはならぬといふ意味の禁忌で——例へば神の器物に觸るるを禁ずるが如き——邦語でいへば「勿體ないから」といふ說明を要するものである。イミ（淨）といふ語が禁忌の意に轉用せられたのも之によるもので、此觀念はポリネシアのタブに於て最よくあらはれて居る（拙著「太平洋民族誌」參照）。此場合忌むべきものが地物であるならば神の占有に屬するといふ標識を設ける。上記のやうにヤップ、ルク等の祭場には注連繩を張り（第一三四頁、一四四頁）、マーシャルの海嘯除の禁厭の式場にも同樣の繩を張り渡し（第一九一頁）、クサイ島に於て部落の入口の溝に繩を張り之に木の葉を懸垂する習慣があつたと傳へられる（第一七二頁）のも皆此標識を意味するものと思はれる。クレーェマーによればマーシャル島では椰子のアモ（禁斷）を表示する爲に、第二六圖に示すが如く葉のついた椰子の枝を地上にたてる（Kr三八二頁）こ

禁忌のモーチーヴ

シメユヒ（標結）

第二十六圖

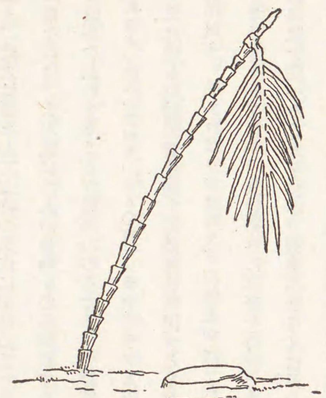

れはコプラにする椰子の實を猥に摘採せぬ爲の禁制で、ルク、ヤップ其他の地にも行はれることであるが、刑罰の脅威なくして制禁の嚴守せられるのは神の名によつて忌とせられるからである。サイパン島（カロリン人）及ヤップ島に於てもヒビスクス又は椰子の葉の注連繩狀のものを卷きつけてある物品には何人も

避穢

手を觸れぬといふことである（町田清彦君報告）。

穢を忌むといふ思想が最明白に意識せられて居るのはヤップ島である。クバリーによれば、同地では火屋（タアン）の内に他人の出入することはモチュモツ（禁忌）である。住宅内に設けた爐では蚊遣火を焚くけれども、此火は穢として食物の烹炊に用ひぬことは勿論、煙草の火をつけることをすら厭忌する。竈は大小二個を設け、大な竈は主人の食物をのみ調理するに用ひ、婦女子の爲には小さい竈を用ひる。婦人は男子と食事を共にすることが出來ぬのみならず、煙草の火をかることをすら許されて居らぬといふことである（K三九、四一、二四九、二五〇頁）。モチュモツといふ語は種々の意味に用ひられ、上記のやうに注連（シメ）を結ひ、又は或る期間果實作物を部落外に搬出するを禁ずることもマチマチ（モチュモツ）である（町田氏報）。「南洋風土」によればタボワ（タブの轉訛か）といひ、期限三―四ケ月に亙り、其間には何人も部落外に宿泊することを許されず、其最終日には祭を行ふとある（一〇三頁）。同書には又マチマチの種類として大蜥蜴及海鼠を捉へることを忌み、漁業の前日又は釭（エリ）の作製中は性交を愼み、飛魚の漁期中は登山を禁ずること等を擧げてある。此種の禁忌は尙極めて多からうと思はれるが、支廳からは皆無と報告せられて居る。恐らくは例の臆斷であらう。

禊

ミクロネシア人は概して水浴を好むが（後篇第七章參照）、私は其が身の塵を洗ひ落す爲ばかりではなく、心の穢を拂うた古俗――禊――の名殘ではあるまいかと考へて居る。之を確證すべき十分の資料はないが、ボナペ島ではボーンと稱へて神に祈る場合に齋戒沐浴することがあるといひ（支廳報告）、セムペルがペレリウ島の祭の行事を敍した記事中に、踴に參加する民衆が祭の始まるに先ち水浴に赴く際には途中何人にも逢はぬやうにする必要があるのでホラの貝を吹いて警戒するとあるのは（S三三一頁）大に注意すべきことであらう。

トーテムと禁忌

トーテミズムに因する禁忌は或る氏族のトーテムたる動物の捕殺食用を憚ることであるが、ミクロネシアには顯著な例はない。鰻がクサイ及ボナペで神聖視せられ、他の諸島に於ても捕殺食用せられることなく、唯グァム及ヤップの賤民のみが之を食用としたことを以てトーテムの證とするものがあるかも知れぬが、同一物が各地で崇拜若くは畏怖せられるとすれば少くとも其をクラン・トーテムと目することは出來ぬ。エルトランドはクワゼリン島民のトーテムは鰻であると報告したが（E一一六頁）、之が捕殺食用の禁忌の有無に言及せず、他に酋長の外に食用することを許されぬ魚があると說いた（E四三頁）のみである。同師がトーテムに相當する土語ウン・エナク（家傳の起原）としてあげたものの中、稍〻確實と思はれるものは玄武岩のみであるが、之は祖廟の石を新移住地に携へて來たものであるとも說明し得られるから――ポリネシアには其例が多い（太平洋民族誌一八一頁）――マーシャルのトーテミズム存在說は甚疑はしいものであるといはねばならぬ。さりながらヤップ島には上記の如く大蜥蜴及海鼠捕獲の禁があり、パラウ島では部落毎に食物の禁忌があると報告せられて居る「南洋風土」第一九八頁には次の如き一節がある。

カシャカン村民は蟹を食せず、アプコラブロノ村民は鰯、マタカイ魚等を食せず、ガラスマオの一部落のものは蟹を食せず。アンガウル、カヤンガルに於てはグタサオル魚を食せず、アルコロン村に於

ては椰子蟹を食せず、アコールに於ては芭蕉實を食せずといふが如し。……又家柄によりて姥或は特種の魚類の食せざるものあり。例へばアイバドルの一家族は姥を食はざるが如し。

右を坂元少佐の調査に據つたものであらうと思はれるが、出所も明示せられて居らず、支廳からは何等の報告もないので記事の正確を保し難き憾がある。さりながら此島民には異民族の血が多く混じて居る形跡のあることは既述の通りであるから、トーテミズムが存したことも絶無とはいへぬのである。

諸島の禁忌

爾餘の諸島では禁忌の慣習のみが存續し、トーテミズムは勿論、所謂タブの觀念は全然消滅せぬまでも殆ど忘却せられて居るやうであるから、其根原に遡つて說明することは不可能であるのみならず、私が集め得た資料も甚乏しいので、左に支廳から報告せられたもののみを列擧して後日の追補と研究とを待つことにする。

サイパン

（サイパン島チャモロ人）

一、産穢、月の穢及婦人に關する禁忌

出産の穢血を夫が蹈みつけると足の皮膚が割れる。手についた場合も同樣である。

産婦の食ひ剩しを食うた子は頭が惡くなる。

月經中山野に行くとタウタウ・ハルム・タノの祟をうける。

月經中の女が手を觸れた工具はつかへぬやうになる（カロリン人共通）。

月經時の女が水を使ふと身體にさはる。

月經中のもの又は產婦が水を汲むと其井の水は鹽辛くなる（カロリン人共通、ロタ島にも同一の禁忌がある）。

月經中の女が花を摘むと其木は枯れる（カロリン人共通）——ロタ島では畑に行くと作物が枯れるといふ。

情婦から贈られたものを身につけて舟出すると荒天又は災變に逢ふ。

二、夜間禁忌

夜屋內を掃除すると禍がある（カロリン人共通）。

夜髮を梳ると母親が死ぬ（カロリン人共通）。

夜錢箱から錢を出すと金がたまらぬ。

女が夜おそくまで仕事をして居ると化物が出る。

夜おそくまで子供を啼かせると化物が入つて來る。

夜おそく子供を抱へて外出すると化物につかれる。

三、雜

火の中に大小便し又は唾を吐くと尻、睾丸、又は口中に腫物が出來又は皮膚が剝げる。

榕樹を切るとタウタウ・ハルム・タノの祟りを受ける。

山野のものを採取する場合タウタウ・ハルム・タノの許を受けぬと祟られる（以上二件カロリン人共

通）。

樹下、岩穴等掃き清めた所に無斷侵入するとクウタウ・ハルム・タノに祟られる。

（サイパン島カロリン人）

男子が穢屋（月經中の婦人の居所）に立入れば病氣になる。

月經時の女が網に觸れると魚がとれぬ。

月經時の女又は產婦と共に食事をすると病氣になる。

出漁の前日には交接を愼まねばならぬ。之を犯すと不漁か、然らざれば負傷する。

（ルク島）

ルク

一、遠方に航海の場合、造舟に從事する場合、田畑を開墾する場合には數日前から性交を愼まねばならぬ。此禁を侵すに於ては海難にあひ、製造中の舟は破れ、作物は枯死する。

二、祭の期間には左の諸事を忌む。

（イ）織布、（ロ）服具新製、（ハ）織物用纖維製作、（ニ）網製作用の海草採集、（ホ）パンの葉を採ること、已むを得ぬ場合には枯葉を用ひる、（ヘ）開墾耕作、（ト）造舟、（チ）家屋建築、（リ）杵を作ること、（ヌ）他島、他村に食物を運ぶこと、（ル）玩具の小舟を以て遊ぶこと、（ヲ）炬火其他火を持ちあるくこと、（ワ）夜食をとること、

他の諸島にも右に類する禁忌が行はれて居るらしく、他の事項と關聯して記述せられたものも少くはないが——例へばパラウの外海漁業者が前夜房事を愼むといふが如き（第五目參照）——此問題のみを特別に取扱うた記錄、報告のないことを遺憾とする。エルトランド師がマーシャル島民の迷信として記述した記事中（E一三五、三三六頁以下）には禁忌に屬するものが少くはないやうに思はれるが、之を他の迷信と區別することは困難であるから、原著の順序に從うて左に之を摘記する。

マーシャル

一、婦人、就中月經時の婦人に關する禁忌

婦人の在席は或る種の仕事又は方術を不成功ならしめる。

月經時の婦人は酋長の前に出ることを許されぬ。

魚群を追ひ込むときは婦人の傍觀を許さぬ。

長男が槍でついて捕つた魚を女が食へば其槍がきかぬやうになる。

婦人が居ると占があたらぬ——占に用ひるパンダヌスの葉は婦人に見せてはならぬ。

占者は卜占後水浴した後でなければ女に接してはならぬ。

病人、其配偶者及加持に任ずるものは性交を忌まねばならぬ。

婦人は常に舟の副木側に乘ることを要する。

姙婦が夜間外出すると自分及胎兒が靈鬼の祟りを受ける。

二、食物の禁忌

同時に二種の魚を食へば其精（風）が肚の中で相剋する。

墓場の前を持つて通つた魚は食うてはならぬ。
熟して木から落ちたパンダヌス又はパンの實を食へば木から落ちる。
生果と海龜の肉とは食ひあはせば齒が缺ける——誤つて食ひあはせた場合には或る呪文を唱へ、椰子の若葉で手首を縛つて其害を厭する。
魚と肉とを一緒に食へば臆病になり寒さに震へる。
漁に出るものは火で炙つた食物をくはぬ。

三、舟行の禁忌

漂流した舟は一度解體して再組立てる。
北航には次の語を諱んで各下に記するが如くいひかへる。

ウト（雨）——ワジュム
ワ（舟）——ジヂォン
マネ（食物）——カキュロンロン
クバク（副木）——レビジ・ジャト（海面を支へるもの）
ラルリク（男の子）——ラルラプ（老人）
レルリク（女の子）——リルラプ（老媼）
ト（網）——オル（蓆の縁縄）

ジェブエ（櫂）——マナル（撓はむもの）
又間もなく視界に入る目的地の名をいふことをも忌む。

四、雜。虹を指せば指が曲がる等

大正十三年八月刊行の「ヤップ島要覽」中には「奇習」といふ一目を設けて左の諸項があげてある。其大部分は禁忌に屬するものである。
鰻を食へば死ぬ。
大木を伐れば病氣になる。
飛魚の漁に出るものは其期間共同屋に起臥し、女の側を通ることを避け妻女にも面會せぬ。
立網を建てる場合には前後五十日間性交を禁ずる。
旅行出發決定の日以後、竝に旅行から歸着後五十日間妻女に接してはならぬ。
家屋建築起工の前夜から竣工後五十日以後まで妻女に接することを禁ずる。
家屋建築中バナナ及芋の食用を忌む。
家屋の地壇構築中は房事を禁ずる。
喪に服するものは林中の小屋に籠る。
男子は月經時の婦人の籠る小舍に近づくことを嚴禁せられる。
女の腰蓑に觸れるのは大なる侮辱である。

八　禁忌、俗信

禁忌の意を含まざる俗信、例へば分娩、疾病、凶作、饑饉のやうな重大事故に關して經驗又は想像が生んだ俗信も亦極めて多からうと思はれる。一見無意義の俗信、乃至迷信も島民の生活狀態及民族心理の研究上忽にすべからざるものであるから、私は特に之に關する質問を提起したのであるが、今日までに接受したのはサイパン支廳の報告があるのみである。私は同支廳職員各位が總ての問題に亙つて多大の注意を以て採集の勞を執られたことを感謝せざるを得ぬ。他の資料が揃はぬ爲に十分に之を利用することの出來なかつたのを遺憾とするが、後の研究者の爲に左に轉載する。但し姙娠分娩に關するものは便宜上第四章に收錄することにした。

（チャモロ族）

家を建て增せば其家に死人が出る。

青色のはたはたが夜家の中に飛び込めば殺して棄てねばならぬ。さうせぬと病人又は死人が出る。

夜鶏が木から落ちると親族内に異變が起るから、捕へて殺さねばならぬ。

生まれた豚又は犬の子が悉く牡又は牝の場合には殺してしまはねばならぬ。棄てて置くと異變が起る。

ウータック鳥が鳴きながら飛んで行く方向にある娘は父無子を生む。此鳥が娘の家の上を數回翔り廻はるときも同樣である。

ウータック鳥に惡戲を試み或は其鳴聲を眞似ると其當人の後をついて來る。其人は氣狂になる。

子供の齒が拔けたときは屋根に拋りあげ、鼠によき齒の生ひるやうに祈ると早く良い齒が生へる。

蠅は穢いものであるから之を殺す人も穢れる。

アツギマトといふ藥を嚥がせると女は男の思ふやうになる。

姙婦は其夫が日頃目をさます時刻に分娩する。

不具者の生まれるのは祖先の報である。

新月の夜には魚が獲れぬ。其は月が陸の下に入つて居るからである。

夜犬が遠吠するのは幽靈を見つけた爲である。

牛が幽靈を見ると尾を逆立てて疾驅する。之を鎭めるには着物に人間の小便をかけて牛の目を塞ぐ。

バレムバウ・リジャン（樂器）を山で奏でる音を聞いてダンスをせぬと病氣になる。

幽靈は人間、犬、猫、豚の子、火、圓形のもの、席包等種々の形であらはれる。

荒く挽割つた玉蜀黍の粥を食ふと力が出る。

步行中石に躓くか、或は食事中舌をかみ、食物をこぼすのは人が噂をして居るか或は思うて居る兆。

寢小便は鼠の頭を炙いて食へば癒える。

頭髮に渦卷が二つあるのは不良の男。

額上の毛が渦卷いて居るのは不良女。

壁を叩く音、足音を聞き、幻を見るときは死者はまだ天國に行つかぬ證。

（カロリン人）

八　禁忌、俗信

足の關節の疼は犬肉をくへば治る。

墓の土の上に足跡があるのは死者が祖神に連れて行かれた證。

子供の齒が抜けたときは之を屋上に拋りあげ守宮に之は上等の齒だから交際してくれと頼む。

ロウプ漁業の用意が出來てから遲刻すると不漁。

第三章　社　會

一　政治的組織

太平洋上に粟散する此ミクロネシア諸島中にも曾ては有力な國家組織が存した形跡がないではないが、其は遠い昔のことで、白人が此地を發見したころには既に瓦解後年を經て昔を偲ぶに足る口碑すら傳はつて居らず、人民は各島又は小島群毎に割據し、稍〻大きな島に在つては島内に從屬關係のない幾多の地方的團結があつて互に勢力を競ひ爭鬪を事として居た。此集團は西洋人の語をかりて言へば縱ひ小くともステーツ卽ち國家であるが、我々が「國家」といふ語から受ける印象を以て判斷しようとすれば大なる誤がある。私は寧ろ蛭小島の流人が旗をあげた當時の狩野川流域及伊豆、相模海岸に於ける群雄割據の狀態に比すべきものであると思ふ。氏神の社を中心として團結した民衆の小い群が、然るべきものを頭領と頼んで狹い地域内に自治を營んで居たといふまでで、彼等自身は國家といふ觀念も征服慾も有たなかつたのである。其故に此集團に屬する人々には國家の特徴たる獨特の國民性といふものはなく、有力者が出て兼併すれば更に大なる新集團に融合する可能性のあるものであつた。私は此の如き團體を區別する爲に假に政

治的集團といふ語を用ひることにした。

ミクロネシアの住民が同一民族より成り、略〻同一の風俗習慣を有するにも拘はらず、此集團組織の現狀が各島區々であることは各其歷史沿革を異にするからで、例へばマリアナ群島のやうに二百五十年前から歐人の治下に屬したものに在つては舊組織は全然破壞せられたけれども、ヤップ、パラウの如き近世まで外人の干涉を受けなかつた所では、尙昔の面影を留めて居る。武力又は魔力を以て身を起したらしい酋長が君臨したマーシャル群島では民權が極度に抑壓せられ、氏族制度が完全に保たれたモルトロック島の如きは或る程度の共和政治が行はれて居るのである。社會諸相を論ずるには先づ此集團組織を知らねばならぬが、之を一律に說くことは不可能であるから、左に材料のある限り、各主要島別に記述する。

サイパン。　チャモロ人に關する古い記錄によると、グァム島では島內到る所に邑落が散在し、海岸に在つては五〇戶乃至一五〇戶を算したが、內地では平均二〇戶に過ぎず、各部落は一人の酋長を戴き、地方毎に數部落が聯合して酋長中の一人を盟主と仰いだ。社會は三階級に分れ、其間には越ゆる事の出來ぬ限界があつた。最上級者卽ち貴族はマタオと呼ばれ、最下級卽ち賤民をマンチャンといひ、中間階級をアチョテと稱へ——バスチアンに據れば貴族をマツアといひ、其子弟をマチャオと稱へたとある——マタオは名譽と信義とを重んじ、殺傷偸盜を惡み、自尊心が强く倨傲尊大ではあるが、其起居には嚴重な規律があつて、之を犯し若くは無視したものは審庭の裁斷に從ひ或る期間アチョテに貶けられ、高級の農奴として他の貴族の田野に勞役せねばならぬとせられた。さりながら如何なる場合にもマンチャンに降されることはない。マンチャンは如實の奴隸で不潔蒙昧言語に絕し、貴族の家屋のある若干距離以內に近く事を許されず、匐伏して貴人の傍を過ぎ貴族の食物に手を觸れることを禁ぜられて居た。彼等は石、木石以外の器具を用ひることを不可とせられ、土地を所有し海魚を捕へ又は之を食ふことを許されず、唯夜間木の棒を以て鰻を殺して食ふことのみは差支なしとせられた。總ての椰子及米田は貴族の有で、氏族の男性年長者が之を相續し、アチョテ及マンチャンは其田圃の耕作に從事する。食事の際マンチャンは許された距離まで近づいて貴族に食を乞ひ、其投げ與へるものを食する云々とある（「グァム島」に據る）。

チャモロ人の社會階級

此制度は勿論スペイン統治期間に消滅し、今日では階級の別がないのみならず、政治的集團と認むべきものも存在せぬ。スペイン時代にはサイパン島にはアルカルデと稱する土人官吏があつて、グァム政廳の指揮を受けて全島を支配し、其法規を奉じて居たが、現在は若干の行政區劃に區分せられ、村長以下の村吏が任命せられて居る。

サイパンのカロリン人

サイパン島在住のカロリン人は一八一五年以降渡來し始め、大部分は一八六五年から一八六九年までの間に移住したものであるが、上記アルカルデの支配の下に鄕國の社會制度を維持した。彼等の間に傳ふる所によれば當初エラト島の民（或はルク島民ともいふ）が饑饉にあひ、椰子の實を求める爲に渡來したのが動機となり、エラト、サタワル、ラムトレク、ソーク（スク島かルクの訛か不明）、オノン、ビセラト（此二島はオロル島群に屬する小島である）、ブルワット（エンデルビー群のポロアト島か）の七島から移住したもので出身地によつて團體を異にし、今尙判然と區別せられて居るといふことであるが、現在では

會所制度

五群にわかれ、ビセラト人はタナパクに住し、他は皆ガラパンに雜居して居る。各團體はウトと稱する集會所（エラト、サタワル、ビセラト人各一、スク人二）――支廳報告にはETとあるが、サイパンのカロリン人はルクをシュウックと發音するから兩島が記述者によつて混同せられた疑がある――を有し、世襲の酋長（サモル）を戴いて居る。サモルの下にはレピー（補佐役）及サウロク（執行役）と稱する頭目があつて部民を統轄する。今日ではサモルの權力は大に衰へ、官から許された範圍に於て制裁に任じ、サアル（黑塗り）、祓へつ物（科料）を課する權能を有するのみであるが、舊時は遙に大なる權勢を有したことはいふまでもない。

此集團は上記の如く獨占の部落を形成して居らぬが、各自集會所（ウト）を中心として團結して居る。ロタのウットウトはモルトロック語ではファレと稱へるが、其稱呼はサイパンのカロリン人にも通用すると見えて、ガラパンの集會所は皆ファレといふ語を冠して呼稱せられる。例へば好盜一族のウトをファルモソ（モソは盜人）といひ、他に移動する豫定を以て建設せられたものをファラマギュト（マギュトは「動く」といふ意）と稱へ、タグといふ大魚の名を負うた集團のものをファリタグといふ類である。ファレの原義は詳にせぬが、サモアでは同血族の集團をファイフアレ（ファレは作るといふ意）といひ、マオリ語では家屋をファレと稱へるから、廣い意味の「家」の義であらうと思はれる。卽ち一氏族が一政治的集團をなすもので、吾人はこゝに最原始的な型式を見るのである。

集會所を有するものは決してカロリン人ばかりではなく、ロタ島のチャモロ人は之をウットウと稱へ、

男女各別に之を有し、男子は十五歲以上、女子は初度通經後母の家を離れて之に起臥する。ウットウには各二名の老人の監督があつて異性の出入を阻止し、情話其他淫猥の言行を嚴重に戒める。男女共に結婚するまで之に止まるのである。

ヤップ。　ヤップ島には昔のチャモロ人の社會組織が殘存し、島民はピルン（自由民）とトミリガイ（賤民）――クリスチャンはピムリンガイと記した――とに區分せられる。兩階級は各部に幾多の小部落を構成し、各部落毎に一人を推して頭目として居る。自由民中にも部落によつて上下の階級があるが、恐らくは祖先の身分によるものであらう――今では社會的に何等の區別もない。之に反して賤民と自由民との差別は嚴重で、昔は次に擧げるやうな制禁があつたが、獨逸時代に此慣習を打破することにつとめ、ことに近年教育が普及した結果、漸次融合せんとして居るけれども、尙舊習を墨守するものが少くはない（大正十三年ヤップ島要覽）。

自由民は賤民の所持品に手を觸れぬ。
自由民は飢えても賤民の食物を食はぬ。
自由民は賤民と通婚せぬ。
賤民は自由民と同席することが出來ぬ。
賤民は椰を揮し首飾を施し又は大石貨を所有することを許されぬ。
賤民は無報酬で大酋長の命ずる勞役に服さねばならぬ。

賤民は自由民の住宅に出入することが出來ぬ。

賤民は漁網其他一定の漁具の使用を禁ぜられて居る。又飮（ヌリ）を作ることを許されぬ。

賤民は自由民の坐つて居る前を通行してはならぬ。

賤民は木棉（黑、赤）の犢鼻褌を着用することが出來ぬ。

トミリンガイはビルン――パラウ語ではビルンは婦人の頭領の呼稱である――に比すれば稍〻色が黑く、髮の縮れも甚しく、人種上多少の相違のあることを示して居る。其由緒に關しては本島の原住民で、新來者に征服せられたものの裔であるといふ說もあり（クバリー）、或る口碑によれば他島から渡來した住民であるが、或年本島が饑饉に陷つた際、男子は殺されて食用に供せられ、婦人小兒は奴隷とせられ、其舟を盜んで遁げ去らんことを慮れて內地に分置せられたものの後であるとも傳へられて居る。ゴチェパのマックといふ土人も亦ビルンは本島固有の種族で（古い移住者の意か）ピムリンガイは他のあふれものであるというた（クリスチャン二八八、三一八頁）。

八邦分立

舊時本島は上記各階級の部落から成る八邦に分れ、各一酋長を戴いて獨立して居た。酋長は世襲で絕對權力を有したのであるが、一八八五年スペインが島廳を設置して以來、漸次其權勢を衰へ、今では公には總村長として認められて居るだけであるが、尙其管內――獨逸時代に地域の大小を平均する爲に十大行政區とした――に於ては大威力を有するもののやうである。

八邦の起原について傳說の語る所によれば昔々ヤラファズ神の命を受けたムイ・バブといふ女神が天から降り、此島に椰子、バナナ、ヤム芋などの種子を植ゑた後、八人のカン（精）を島內に配置した。其一人は女性でヌルと呼ばれ、マキに鎭座し、男性のカン中第一（ヤンアラップ）はガチャパル（ガチェパ）に、第二（トマ）はオミンに、第三（逸名）はギリフィズに、第四（アズ）は最南端のゴロルに、第五（逸名）はアカウに、第六（逸名）はオボゴルに、第七（逸名）は女神ムイ・バブと共にトミルに留まつた。女神は又其々配偶者を作り與へて其子孫がヤップ全島に繁榮したといふことである（クリスチャン採集）――八邦分立はパラウ島に於ても傳へられて居ることである。

フェバイ（會所）

右の如く政治的には八集團をなすものといひ得るが、部落は又一個の政治的單位で、サイパンのカロリン人の如く、ファレを中心として團結して居るのである。ヤップでは之をファリウ、フェバイ又はペバイ――バイはパラウ語の共同屋の義で、フェ、ペはファレの約であらうと思はれる。クリスチャンがフェは石貨の義で（クサイ語では貝貨をファイといひ、ルク語では石をファーイ又はファーウといふ）、フェバイは「石貨の家」を意味すると說いたのは誤解である――と稱へる。フェバイ（又はペバイ又はファリウ）は男子の共同宿泊所であると同時に部落の公舍で、大事件は皆こゝに集合して相談する。――婦人には其資格がない――民衆の權利は平等で、多數を以て決議するのであるが、老人が自ら牛耳を執り、其意嚮が尊重せられる。フェバイは女人禁制であるが、昔はメスピルと稱へて他氏族の少女若干名が居住して男子の箕箒に奉した。此風習は今も尙パラウに殘つて居るのである。

パラウ。　パラウ島も亦八小邦に分れて居た。各邦の酋長は皆同一系から出たもので、傳說によれば昔

建國分封

パラウ群の北方にオルアングル島――クバリーはナルアングルと記した。此島は中古大海嘯の爲に海底に沈沒した――の全盛時代に其豪族の一男子がパラウ本島に渡來し、マルギヨク（モレゴヨク）の酋長の女と婚してコリヨルに移り住み、アサカアライといふ一家を創立したが、其後裔にオケルラカレツといふ勇士が出て全島を征服し、子弟を各地に配し、次の如き稱號の下に統治にあたらしめた（此傳說は大正五年坂元海軍少佐がコリヨルの前酋長アロー及ピレリウ島のエルコラックといふ土人から聽取したものである――固有名詞の音譯については多少手を加へたが、尙發音の誤なきことを保し難い）。

コリヨル。　アイバズル（「第一」の意）

ピレリウ。　コバック（珊瑚礁島）――カレバカブの訛

マルギヨク。　アルクライ（遠隔）

エイメリーク。　アルコールバイ（多忙）――セムペルによればアイツロと呼稱せられたといふことである。

アルモノグイ（アレモルヌイ）。　ゲットロン（仲裁者）

ア・ナラルズ。　マズ（死）――赴任の途次死者に逢うたからマズと呼ぶやうになつたといふことである。此邦は夙に亡びたが、其後身のアイブキトといふ小邦にマズの稱號が傳はつた。セムペルが滯留したのは此地である。

マガンラン。　アブトロラブロ（最初）――最初に分封せられたから此名を得た。

カヤングル。　アルドコル（起立）

右の外にも若干の小邦が分立し、時によつて榮枯盛衰があり、近年はコリヨルの勢力が勃興した爲に其附庸となつたものが多いが、尙各自獨立した政治的集團と見るべきものである。

ペル（氏）制度

酋長は皆世襲で年長男子相續である。集團の構成單位はペル（ファレと同語？）と呼ばれ狹い意味の氏――或は一門といふ方が適切であるかも知れぬ――で、其長をルバクと稱へる。ルバクは上記サイパン島のサモルに相當し、配下の氏人を統率し、政治集團の主腦者として公務に携はる。ペレには門地による順位がある。酋長相續權を有するペレは最高位を占め、其長は卽ち酋長である。酋長及他の門地の高い若干のルバクはクロウ・ルバク（クロウは大）と稱へられ、大なる尊敬をうけ、ルバクにあらざる氏人は總てアルメアウと呼ばれる（メアウは裸體の意、アルは冠詞）。ルバクとアルメアウとの間には嚴然たる區別があるが、其以外に奴隷又は賤民と稱すべき階級は存在せぬ。男子は各ペレを通じて年齡によつて三群の組合（カルデベケル）を構成する。卽ち六―七歲以上の兒童から成る組合が年と共に若衆組合となり、年寄組合に昇つて行き、其後に新な若衆組合及小供組合が生まれるのである――此制度が我上代のウマヒト（年長者）、イトコ（壯年）、ヨチコ（少年）の區別と似て居るのは偶然であるかも知れぬが注意すべきことである――組合員はバイと稱する集會所を有し、獨身者は之に起臥する。ルバクには特別のバイがある。バイにはヤップ島のメスピルと同じく、アル・メノルといふ若干名の少女が配屬して居る。其職掌は本初神事の際歌舞に任ずるものであつたらしく、今でも記念すべき事件があつた場合之を歌に作つて歌ふのである

組合と會所（ラル・デベケル・バイ）

（セムペル一一九頁）。さりながら貞操が重大道徳と考へられて居らぬ此地では歌舞以外の方法で男子の荒い心を慰めることも亦此少女等の任務の一であつた。其によつて受ける贈遺が積つて小さな財産となり、父母を喜ばせ、好配を求める一助ともなるので、年頃の娘は皆一度はアル・メノルの經驗を經、我から好んで永く足をこゝに止めるものもあるのである。バイでなされた情事は結婚の妨害にはならぬのであるが、尚込入つた葛藤も起り得るので、今では互に他の集團に出稼に行くやうになつた。

婦人の社會組織

婦人も亦男子と同樣の組織を有し、酋長に相當するピロン（女酋）の下に若干數の女ルバクがあり、カルデベケルを構成して居るが、專用のバイを所有せず、集會の必要があれば男子のバイを借り受ける。ピロン及女ルバクは公務上にも容喙することがある。

氏長と氏人

酋長の權力は絶對であるが、政治はルバクの合議によつて行はれ、酋長は之を決裁するに止まる。酋長の次席者は副酋長とでも稱すべきもので、實際政治の衝に當り、爾餘のルバク中にも一定の職掌と稱號とを有するものがあるが、其他は配下の氏人（アル・メアウ）に對し命令の傳達執行を掌るのみである。アル・メアウ（民衆）は全然政治には携はらず、彼等の構成するカルデベケルは戰時に在つては所屬のルバクの引率の下に出陣し、平時に在つては酋長の命により公共の任務に服する。セムペルがカルデベケルの

組合の任務

任務（アファン）として擧げたものは左の通りである（S七二頁註）。

一、水陸行戰。

二、公の祭祀典。――祭祀典は種類が多いが、來賓及使節の迎接、祝捷凱旋、葬儀、病氣災厄祈禱、定時及臨時祭祀が其主なるもので、組合員は其際飲食物を持寄る義務がある。

三、社友住宅建築手傳。

四、戰舟建造及帆具製作。

五、或種の漁業就中鱘（エヒ）の捕獲。

ベルの所屬員は若干部落に分住するのであるが、部落を異にしてもベルの脈統は少しも紊れることがない。バイの數は人口の多少及貧富によつて一定せず、カルデベケル（組合）はバイを中心として組織せられるものであるから、大邦では同年代の組合がいくつかに分れるのである。

コリヨルの政治組織

右によつてパラウの政治集團の組織は略ゝ說明し得たと信ずるが、尚其一例としてコリヨルの現狀を記述することも無益ではあるまい。此地は上記の如くパラウ八邦の一であつたのであるが、十八世紀末英船アンテロープ難破以來英人と親密な關係を生じたので、其聲援によつて優越な地步を占め、セムペル、クバリーの來島の頃には既にピレリウ、アルモルヌイ、エイメリーク、アラカロン（本島北端の小邦）等を附庸とし、敵邦ア・ナラルズ（アイブキト）、マルギヨクを壓倒し、酋長アイバズルは自ら全島の王者であると稱した。其後スペインが政廳を此地に設置し、獨逸時代を經て現在まで此島群の政治中心であるので益ゝ勢力を得た。其故にコリヨル卽パラウとするのは誤解であるとしても、之を代表的の一邦と見ることは妨があるまい。以下の記事は主として支廳の報告によるものである。

パラウにはアイバズル（酋長）の外にエラ・ゲラウ（エラは稱號に用ひる接頭語）、第一、第二のア ル・

コグル以下總數二十四名のルバクがある。內アイバズル以下上席七名（各ペレより一名宛）――クバリーによれば兩コグルの外にクレトラウル、エラ・カテエト、ルパサクといふ職名があるといふことである――をクロル（大）ルバクとよぶ。政治は二十四名のルバクの合議によるのであるが、大ルバク七名の向背によつて定まるのが例である。エラゲラオは副酋長とも稱すべきもので、兩コグルは正副酋長の繼位者である。副酋長は攝政、コグルは將軍の任にあたる。婦人の頭領ビロンはアイバズル一族の女子で、其配下にも二十名の女ルバクがある。ビロンも亦アイバズルに隷屬する。

酋長の繼位法

酋長以下のルバクの繼位法は各ベルの本家筋の家長たるものの中から年長者又は有力者を選定するのであるが、氏族員の增殖するに伴ひ、自ら其任につくべき若干の家柄を生じた。例へばアイバズルを出し得る家柄は六家に限られ、副酋長たり得べき家筋は五家に分れて居る。此等の家柄の家長（相續法は次目に述べる）は順番に酋長若くは副酋長の位につくことを原則とするのであるが、其職任の重大なることに鑑み、多くは人望のある有能者が繼嗣に選定せられる。酋長の繼嗣たるべきものは先づ屬島アラカベザンのコバーク（島司）に就任し――此島人は勇悍で屢〻コリヨルの制馭に背くので、酋長の氏族の一員を配置して統治せしむることになつたのである――其任期を終へて後、第一アル・コグルに進み、酋長の死後其位を襲ふのである。

現在コリヨルの版圖內にある部落の數は八つで、各部落の間にも位置の高下がある。

中央カロリン。　ルク其他中央カロリン諸島の政治集團に關しては確報がない（支廳の報告も缺けて居る）。クバリーは其著「モルトロック人の政治、國家、社會組織」といふ一節を設けて詳述したといふことであるが、同書が私の手中にないのみならず、フィンシによれば餘りに枝葉に亙つて居る爲明晰な印象を得がたいといふことで（F三〇三頁）、同氏がクバリー及キットリッツの報告の要點として記述したものも亦極めて不得要領である。ゴーデフロイ博物館目錄中にシュメルツが抄錄した所によると（M・G・三〇一頁）、モルトロック群島中に七獨立「島國」（サトアン環礁島四、ルクノル「アトル」二、エタル「アトル」一）が存立し、幾多の部落に分れて居るが、血統的には十氏族――フィンシはクバリーが七氏族と報告したと記述して居る――に分れ、更に十六「社會國」（sociale Staaten）を形成して居るとある。同書には又ルク島に關しクバリーが三九氏族（エイラン）より成り七三獨立國に分れて居ると報告したと記述せられて居る（三五五頁）。クバリーのいふ「島國」「社會國」又は「國」は何を意味するか不明であるが（或は部落の群をいうたものかとも思はれる）、私の說く政治集團の意ではないやうで、其行政體についても、君長についても記述が頗る曖昧である。モルトロックでは部落の長をソモル（ルク語サモル）と稱し、其上に立つものをケイ・ソモルとよび、氏族中第一の舊家の最年長男子が之に任じ、氏族（ブイプイ）の所屬地（ケイ又はペイ又はベイ）の支配權を掌握し、氏族の統治及族員の刑罰（死刑はない）を掌り、行戰に際しては軍隊を指揮するとあるが、其が「島國」又は「社會國」に於て占める位置は明示せられて居らぬ。要するに此島群に於ても完備した國家組織を缺き、氏族集團が卽ち政治集團をなすこと恰もサイパン島のカロリン人と同樣であるのではあるまいか。諸氏族が各地に散

モルトロック

小氏族分立

在雜居する結果、地方地方に於て若干氏族を包容する極めて弛緩な局地團結が起り、サモル中の一有力者が推されて盟主となり地方的利害に關して同一行動をとることがあるに過ぎぬのであらう。クバリーが之を「島國」又は「社會國」と名づけたことは若干理由はないではないが、尙一言註釋を必要としたのである。

ウト（會所）　集團の中心はウト（集會所）である。モルトロック語では之をフェルと稱へ、既記のファレ（サイパン）、ファリウ（ヤップ）、ペル（パラウ）と同意義のものであることを明示して居る。ルクのウトは海岸と高地との二ケ所に設けられ、海岸のものには軍舟を收藏し、高地にあるものは神事（新年祭、新年踴等）、其他の集會、外來者の宿泊所の用に供し、戰爭に際しては兩者の一を本營とする。ウト（又はフェル）には氏族の婦女の出入を禁ずることも他の諸島と同樣である。

離合集散　ルク島の各集團にはサモルの外に食物の分配貯藏等を掌るサモル・ムノ（又はモガ、いづれも食物の意）と戰爭の際部下を指揮するペチェイラウ（語義不明）といふ役がある。

ポナペ。　本島が往昔有力な一君主によつて統一せられて居たらしいといふことは第一章ナンマタールの遺跡の條下にも述べた通りで、南方から侵入したイショ・カラカルに亡されたシャウ・テ・レウル王はその最後の君主であつたかも知れぬが、口碑が絕えた爲に之を確めることが出來ぬ。クバリーが一八七三年に本島に來着したころには既にマタラニム、ウ、ナト、ジョカーシ、ロンキチ（本初はキチとワナヌ又はフヮナの二小邦であつた）の五小邦に分れて各自獨立して居た——英國の捕鯨船「ジョン・ブル」號の脫走水夫で、一八二七—八年ごろ此地に滯在したジェームズ・オコネルの見聞記は最古い記錄であるが、私は之を見ぬから其當時の狀態を詳し得ぬが、恐らくクバリー時代と略〻同樣であつたらう——ドクトル・フィンシの視察當時（一八八〇年三月二—一二日）にはマタラニムの酋長はイシバウと呼ばれ、ジョカーシではナンマレキと稱へ、他の三小邦にはナニゲン（ナニケン）が支配して居たといふことであるが、其より十年の後マニラから渡來したスペイン遠征軍の醫官カベザ・ペレイロの記する所によればナットはもとジョカーシの一部分であつたが、約二十年前ジョカーシ酋長歿後分離し、其以來酋長は空位となり、ジョカーシはウアシャイといふ稱號を有するものが統治の任に當り、ナットはレムペン・ナット（ナットの長）の下に獨立した。他の地方の酋長は皆ナナマレキと呼ばれるが、其中にも身分の高下があつて、マタラニムのもの首位をしめ、イジパウといふ稱號を有し、島內共通利害の爲に各酋長が會合する場合には牛耳を執ると報告して居る（P一〇七頁）。ジョカーシも亦舊時マタラニムに對抗する强邦であつたことはフィンシが之を漏して居るから（F二四一頁）、シャウ・テ・レウル王國沒落後全島がジョカーシとマタラニムとに分立した時代もあつたと想像せられるのである。

最長く本島に滯在し、土地の事情と土語とに精通したクバリーが此地の社會制度に關する記錄を殘さなかつたことは遺憾とすべきで、塙國軍艦ノヴァラ（艦長シェルツァー）の報告を始め、バスチアン、フィンシ、カベザ、クリスチャン等の記事はいづれも斷片的で、しかも報道が互に一致せぬ點があるから準據しがたいが、幸に私が十三年前に調査した備忘錄と、今回ポナペ支廳から供給せられた古老の供述にもとづく詳細な報告とによつて以下の記述をなすことが出來たのである。

一　政治的組織

ジョカーシの滅亡

ボナペが五小邦に分れて居たことは上記の通りであるが、其中ジョカーシは一九一〇年叛亂を起し駐在獨逸官吏若干名を殺害したので、騷亂鎭定後巨魁二十名は死刑に處せられ、部民は男女老弱を擧つて西カロリンに流謫せられ、後に殘つたのは全然叛亂に與みしなかつた數家族三十名に過ぎず、獨逸政廳は其空地にモルトロック、ナチック、モッキル、ピンエラップから各百五十名の人民を移植したので、事實上ジョカーシ國は滅亡したが、爾餘の四小邦では今でも尙舊社會組織を保存して居るのである。

十八氏族

ポナペの民は右の如く近年まで五小邦に分屬したのみならず、各邦を通じて幾多の氏族に分れて居る。クバリーは二十二氏族（ツプ）があると報告し、クリスチャンは十九族（チプ）を擧げたが、今では左の十八氏が現存して居る（支廳の報告によるものであるが、音譯の當否は保證しがたい。語義は私が推定したものである）――恐らくはジョカーシ族追放の結果減少したものであらう。

一、トプニマン。――ツプ（氏）エン・マン（鳥）
二、テプンパータメ。――ツプ（氏）エン・パナマイ（征服者イジョカラケルの鄕土）
三、ラシャラプ。――ラシ・アラプ（大）
四、ション・カワ。――ショウン・カウア（船匠？）
五、レピタン。
六、テプノワイ。――チプ・エン・ウアイ（外來氏族）
七、ショタポク。――ショウン・ポク？
八、テプラプ。――ツプ（氏）ラプ（大）
九、レッテック。――ラタク？（マーシャル島列の名）
一〇、プトン。
一一、ナニアク。
一二、ション・シャマキ。――ショウ・ン・シャマキ（南西岸の地名）
一三、ション・パリヤナペリ。――ショウン・パリ・エン・ピル（西側の民）
一四、リヤル・カタオ。――リ・アラ・カタウ？
一五、トプンロック。――ツプ・エン・ルク（ルク神の氏子）
一六、ショウローイ。
一七、テポンポック。――ツプ（氏）エン・ポク？
一八、テプンペーペ。

氏族は局地集團をなすものではなく、全島各地に散在し、所在地の政治集團に分屬して居るが、尙血族の誼を存し族人互に相侵すことはない。一氏族內にも門地の高下があつて、次に揭ぐる稱號をつぎ得るものと嗣ぎ得ざるものとに分れる。氏族の制禁を犯したものは門地を下げられる。門地は大別してショウ・ペイチ（頭目の家柄といふ意であるらしい。支廳からはイショとよび、「頭」を意味すると報告せられた）、ジェリショ（「子供の首（カシラ）」の意であると報告せられたが聊疑がある）及平民に分たれ前二者に屬する男子中

榮稱

には次の如き榮稱を有するもの（有階者）がある――これは私がボナペ滯在中書記に採用したショウ・リク・エン・ムトク（ムトク島の小頭）から親しく聞取つたもので、支廳の報告とは多少相違するが、發音も順序も正しいやうであるから、之を採用することにした。

ショウペチ系　　ジェリショ系

ナニマルキ　　ナニケン
ウアシャイ　　ナニライム
タオク　　ナナパジ
ノシ　　ナニ・ショウ・レレン
ナナウア　　ナナト・エン・イテット
ナニペイ　　ショウ・エル・ラパラプ
ナニキラン　　レペン・レレン
ナニト・ラパラプ　　アウ・レレン
ナニ・リク　　アウン・ポニペイ
アウントル・エン・レレン

ナニマルキ（元首）

ナニマルキは上記の如く小邦の君主で絶對權力を有し、其列の他の九階はナニマルキ繼位の順序である。ナニマルキの職につくものはショウペチに屬する家筋に限られて居るが、一家の世襲ではなく、之が相續法は純然たる母系繼承である。例へばこゝにショウペチが唯一家あるのみであるとすれば、現ナニマルキの長女の長子（A）がウアシャイ卽ち儲位となり、次女の長子（B）がタオクの稱號を得、ナニマルキの男の子及爾餘の男性の子孫は皆ジェリショに編入せられるのである。さりながらショウペチは一戶のみではなく、他にも同じ家柄のものがあつて、現にウアシャイ、タオク等の位置を充たして居るのであるから、A、B等は順位により最下級のアウン・トル・エン・レレンから逐次進級して行くのである。ナニマルキが死亡した場合には勿論ウアシャイが跡をつぎ、其他のものも一席づつ進級するのであるが、現在は必しも此方法によらず、有爲者が他を飛び越してナニマルキの職につくことがある――勿論他のものの同意を要するのであらう。

ナニケン（執權）

ナニケンはパラウ島のエラ・ゲラウと同じく副酋長として實際政治の衝に當るが、ナニマルキの職を襲ぐことはない。其が死亡の場合には次席のものが昇進することはナニマルキ列と同樣である。此系列に屬する有階者の補充法については上記のショウリッケン・ムトクは私にジェリショ各家の當主が順番によつて就任すると告げたのみで、詳細の説明を與へなかつたが、必ず一定の順位があるものと思はれる。

有階者の職責

ナニマルキ、ナニケン以外の有階者にも昔は其々職務分擔があつたのであらうが、現時は特に吏務に明なものを選んで書記として公務を掌らしめるので、單に榮稱たるに過ぎぬ觀がある。さりながら其多くは部落の長を兼ね、配下に對し命令の傳達執行を掌る。其外にも部落毎に頭目があるのであるが、其選出方法は判明せぬ。恐らくは門地の高いものが之に就くのであらう。カベザによれば部落の長が有階者となり、

又は進階する場合には其役宅のある部落に居を移し、ナニケンは酋長所在地の部落長を兼ねるといふことであるが、果して事實であるや否やを確める資料を私は持ちあはさぬ。

邦内の大事は上記有階者の合議によつて決定し、民衆には參政の權利もなく、民會の制度もないが、舊時は公會所（ナジ又はイム・エン・タカル）があつて、祭典其他有事の際には之に集會したと傳へられて居る。恐らくは他の諸島と同じくファレ（氏の家）の名殘であらうと思ふが、今では全く跡を絕ち、祭典は酋長の公宅に於て行はれる。從つて參列者の數も制限せられ、ノジ（ナニマルキ列）及ナニショウレレン（ナニケン列）以上に止まるといふことである（支廳報告）。民衆は酋長の命により戰鬪に出陣し、酋長其他の有階者の公宅建築等に從事することの外、祭祝典及來賓饗應——隣邦との間に訪問交換が屢〻行はれた——の場合、飲食品を提供し、新菓を酋長、頭目に上納することを要する。舊時は各部落交番に果物、家畜、魚鳥の類を酋長に貢獻したといふことであるが、今では酋長等も亦其職に附屬する財產によつて衣食するやうになつた。

民衆の義務

クサイ。一島（又は島群）の民が一政治集團に結束して居るのはクサイ島のみではあるが、遺憾ながら之に關する記錄報告は甚乏しく、フィンシ、クリスチャン等の記述は甚斷片的で殆ど捕捉することが出來ぬ。駐在官吏の報告も亦十分といふことが出來ぬので、私の記述し得る所は次の事項以上に出でぬのである。

クサイ人が日本人又は馬來人の後裔であるといふ說のとるに足らぬことは第一章第七目に述べた通りで、

カロリン民族の一支流には相違はないが、何處から渡來したか不明である。米國宣教師スノーの報告によれば、人民は四氏族（セ・ウフ）に分れ、ペネメ（果實）、トウ（鰻）、リスンゲ（部）、ネス（食物）と呼稱せられるといふことであるが、確說ではない。——バスチアンによれば貴族をウロッセ（王はウロッセ。トネ）といひ、其外にペンネメ（舟匠、番匠）、リシグネ（農夫）、シネ・シグエ（僕隷）、ネアス（賤民）の四階級であるといふことである——いづれにしても舊時からレレ、マレム、ウツア、タホンサクの四地區に分住し、以前は互に婚姻をすら通じなかつたといふことであるから、一種族でなかつたのであらうとも考へられる。傳說によれば統治者は外來人で、レレ區の對岸同じくレレと呼ばれる小島に占據し、本島民を征服して國を建てたものであるといひ（クリスチャン一五七頁）、其稱號をトコサ（又はトクシャ又はトクサ）とよび、母系世襲で代々レレ島に居住する。往時は既記の城塞（第七三頁參照）內に居を構へて居たのであらうが、今では海岸に近く大屋を設け、其棟が反り、千木が高く聳えて居ることによつて人目を惹く。トコサは絕對權力を有し、以前は人民から神の如く尊敬せられ、其前に出るものは匍伏膝行することを要し、聲を舉げることをすら許されなかつたといふことであるが、今では勿論諸事簡易になつた。トコサの下にはフワルといふ十名の有階者があつて命令の執行に任ずる。其稱號は次の通りである（駐在員報告）

四氏族

統治者

有階者

——發音の正確は保證し難い。

第一級。　カンカー、セーアス

第二級。　シイパ、シクラ、セイシア、セイアロカ

第三級。　セイク、シカイン、セモタ、セフサ

其資格職掌等は報告せられて居らぬが、トコサの族人から或る順位を以て選任せられ、其若干はトコサの繼位權者であるもののやうである。上記十名の外にレレを除く各地區にシクシクと呼ぶ頭目各一名を配して部民を統轄せしめる。

島政

島政はトコサの獨裁又は十名の有階者の合議によつて行ふものであるが、重大事件が起つた場合には全島民を召集することもある——其際各自食品を持ち寄ると報告せられて居る所を見ると或は政治的集合ではなく、儀式的のものであるかも知れぬ。——各區には各一公會屋があつて集會及部民の宿泊所にあてるといふことであるが、部族の內部組織については何等の報告もない。

特異なる集團

フィンシによれば此地では婦人も亦酋長の位につく（之をコサと稱する）ことがあるといふ。又ケンカー（カンカー）の妻がトコサの女であるときは其配偶の間に生れた子は父よりも自分が高いとせられ、嬰兒のうちから尊敬をうける。此の如き小兒の頭にさはることは嚴禁であるといはれてゐる（F一九九頁）。此は母系承統の顯著な證據といはねばならぬ。

マーシャル。　マーシャル群島にはイロジ・エ・ラプと稱する大酋長を中心とする若干の政治集團が存在した——此組織は獨逸時代から漸次崩壞し、今日では酋長の支配權は公には認められては居らぬのみならず、之を一個の社會的集團と見ることも出來ぬのであるが、尙年來の慣習上、其痕跡を留めて居ることは勿論である——此集團は地方的に截然たる限界はなく、種族又は氏族的相違があるわけでもなく、我平

安朝時代の莊園主と其農民との間に於けるが如き關係を以て構成せられて居たもののやうで、各地方を通じて一般的に記述することは出來ぬから、主としてアイリンラプラプのイロジ・エ・ラプ配下を例にとつて說明する。

社會階級

大酋長は或る特別の家柄に限られた母系世襲で、男女いづれでも妨はなく、女性の場合にはリロジ・エ・ラプ（リは女人の意）と稱へる。大酋長の配下は左の四階級に分たれる。

一、イロジ・エ・リク（リロジ・エ・リク）——小酋長
二、ブイラク（リブイラク）——頭目
三、レアタカタク（リレアタカタク）——民長
四、カジュル——庶民

庶民の境遇

(一)(二)は貴族階級に屬し、(四)は殆ど奴隷に近く政治的にも社會的にも少しも權利が與へられて居らぬ。(三)のレアタカタク——エルトランドの發音法によればレェアヂォクヂォクであるが、私はフィンシの音譯を用ひることにした——は庶民ではあるが、才能又は武勳により大酋長から若干の土地を世襲（又は一代限り）采邑として與へられた家柄のもので庶民に比すれば遙に重要視せられ、其意嚮が尊重せられる。彼等は社會の中堅階級を形成し、巫覡（リジョ ウボエ）、識者（リシェ レラン）は多くは此階級から出る（E一〇二頁）。現在此階級に屬するものは全群島に約七百人を算するといふことである。庶民は其酋長頭目から物件と同樣に看なされ其頤使に甘んじて生涯を送つた。エルトランド師の擧げた一例によればエボンの

大酋長カイブキは曾て新に求めた小銃を試みる爲に配下の民を高い椰子の木の上に登らしめ、頂上に達したのを見て之を射落としたといふことである（E一一三頁）。其にも拘らず、人民は極めて忠實で主君の歡心を買ふことに汲々として居る憐な例を同師は報告して居る（E一一〇―一一一頁）。

上流階級の内別

（一）（二）兩階級は多くは大酋長の氏族に屬するもので左の如く細別せられる。

一、イロジ・エ・リク（リロジ・エ・リク）――リクは「小」の意――の稱號を有するもの

（イ）大酋長後繼者たる資格あるもの、即ち（a）リロジ（女大酋長）の子女、（b）aに屬する女人の生んだ子女、（c）bに屬する女人の生んだ子女――換言すれば女大酋長の女系子孫は三世まで大酋長相續權を有するのである。

（ロ）リロジ・エ・リク（女小酋長）の子女（大酋長たる資格なきもの）

二、ブイラク・エ・ラプ（リブイラク・エ・ラプ）

（イ）リブイラク・エ・ラプ（女大頭目）の子女

（ロ）リブイラク（女頭目）とイロジ（大酋長）との間に生れた子女

三、ブイラク・イン・エクミョウジ（リブイラク・イン・エクミョウジ）

（イ）リブイラク・イン・エクミョウジの子女

（ロ）大小酋長と貴族以外の女との間に生まれた子女

エルトランドの說明によればエクミョウジは耳朶の孔を大きくする爲に頰の皮を借りること（後篇第一章第二目參照）、即ちミジミジ・イン・エクミョウジから出た名で、純正の耳朶ではなく、借りもの（妾腹）であることを意味し、父の存生中のみ貴族の待遇を受けるものであるといふ事である。

四、ブイラク（リブイラク）

（イ）リブイラク（女頭目）の子女

（ロ）ブイラク（男頭目）とリブイラク・イン・エクミョウジとの間に生まれた子女

右に關しては諸記錄及支廳報告に互に一致せぬ點が少くはないが、私は彼此を參酌して最正しいと認めたものに從うたのである。――庶民はイロジの配偶者たることを許されぬから、此結合から出生するものはない譯である。

酋長の絕對權

支廳の報告によれば全群島を通じて現在イロジ又はリロジと稱するものは二一名で、ブイラク（リブイラク）は二二七名を算するといふことである。上記の制度から推測するに、此群島の支配階級はポナペ、パラウ等と同じく本初二部族に分れて居たのであらう。ブイラク級の中には往々大酋長よりも富有なものがあると報告せられ、且數に於ても優越であるのは、大酋長が嫡妻（リロジ）の外にも多くの妻妾に子を生ませ（皆ブイラク級以下に下る）、且嫡出のものも男系は二世にしてブイラク階級に降る爲で、母方の財産を相續するの外、父の私有財産中からも若干の贈遺を受けることがあるからであらう。さりながらブイラクは權勢に於ては到底イロジには及ばぬのである。エルトランドは上記の外酋長の君主權を細敍し（E一〇七頁以下）、暴戾無道の例のみを多くあげたが、無智の人民でも血の通ふ限り、壓制のみを以て統御するこ

とは許されぬから、或る程度を超ゆれば神の力又は多數者の勢を以て之を掣肘拘束する道があり得た筈であり、又酋長自身に於ても人民の信望を繋ぎ、威信を傷けぬだけの心懸を忘れなかつたのであらうと思はれる。極端な一面を描寫し若くは奇習を說くことは人の好む所であるが、往々眞面目の研究者を誤る虞がある。エルトランドが主張した jus primae noctis の如きも（E 一一二、一三五、二五〇頁）女人の貞操といふことが全然問題とせられて居らぬ此地では酋長のみが特權を專有して居る譯でもあるまいといふ支廳の見解に左袒せねばならぬ。私はマーシャルの酋長も亦大體に於てカロリン諸島に於けると同樣に、往昔神又は魔の代表者であつた位置によつて、今日まで尊貴を保ち、政治集團の中心をなして居たものと解するのである。

氏族分脈

島民は多くの氏族（ブイジ）より成り、各氏族は更に門地に高下のある若干支流に分れて居る。エルトランドによればレリク島列の各氏族及ラリク島列の主なる氏族は左記の通りで、其高祖と稱せられるものはいづれも婦人（ショヴィ卽ち氏の母）である（E 三四三頁以下）。

一、イロジャ系

イロジャ。　エボン島から出たもので最高位の氏族である。

リ・マエ（又はリロバレン）。　ビンレブ（ジャルート）の北方の一岩礁なるバジジュルを出身地とする。

リ・ブギエンジェクジェケン。　主としてウォジャ（アイリンラプラプ）に居住する。

リ・ジリケ。　求める人又は集つた人といふ意。

リ・リキンブルジョ。　ナモのブルジョを出身地とする。

二、ラルレブラ系

ラルレブラ。　ナムリクを出身地とする。

マガウリエジ。　ビギンニ・アトルから出たもので、祖靈としてウリジェバド神を崇拜する。此神が其同母妹ルアジェトを姙して生まれた子の末裔であるといはれて居る。

リ・メジ。

ジブイルル（又はリメイク）。　地上に這ひ出したパンダヌスの根を祖とする。或る婦人が此根の間で用便をした後、普通の根と思うて之で局部を拭うた所が姙娠して、此氏族の祖先を生んだといはれて居る。

レェブリブ。

三、ジョウイン、ジェメリウト系

ジェメリウト家（第一八五頁參照）。　最高の酋長の家筋であつたが、他氏族によつて滅されて今では門地の低い支流が殘存して居るのみである。

チラン。

イジジリク。　ナモを本據とし、レク島列の北部を占めて居る。

ル・クヮジレン。　クヮジレンを出身地とする。

リ・ルジエン・ナモ。　ラジジリクの一酋長の妹を祖とする。兄なる酋長の挑に應じなかつたので「島の中央に退け」と言ひ渡され、其子孫は名譽の階級を失うた――マーシャル島では内濱に近く居住するものほど門地が高いものとせられるのである。――ルジエンは内地の意。

リ・キビン・アイリンイン。　エバデン（クヮジレン）を出身地とする。

リ・リキジネ。　クヮジレンのリキジネを出身地とする。

四、獨立民族

リビカレジ。　各地に居住する。

ジョル。　酋長の榻脚から出たといはれる。或る餓えた女がジョル・オ（意不明）と叫んだので、酋長が食を與へた。其故に酋長の家の神壇に供へた食物は他の氏族は食ふことを許されぬが、ジョル族のもののみは差支なしとせられて居る。

リ・メイジョル。　ラダク列のウジラン及ライランの酋長は此氏人である。

ラルノ。　カイブキ及ラバレオ（酋長の名）は此氏人である。

ラウル。　メジジの酋長は之に屬する。

エジォア。　エネヴェタクに若干居住する。

ジェラブラブ。　ヒギンニに少數居住する。

メノケナニ。　死滅した。

リベゴ。　ミルに居住する。其祖はリノメメ神（第一九二頁）であるといはれる。

二　氏族組織

社會構成の原則

前目の記事から吾人はミクロネシア諸島を通じて社會構成上次の如き原則を發見し得るのである。

一、社會構成の單位は局地的（邑落）ではなく、同一血統に屬するもの（氏族）の團體である。

二、此氏族は兩部制（フラトリー）であつた形跡がある。

三、氏族は純然たる母系承統である。

四、氏族の男子は共同屋に起居する慣習があつた。

五、族長權は特別の例外を除き、夙に男性の手に歸した（パトリアルク）。

本目に於て說かんとするのは此氏族の內部組織で、私の見る所では各地方皆原則を同うし、貴族と下級民との間にも相違はないのである。下級民と稱せられるものの中には舊チャモロのマンチャン、ヤップ島のトミリンガイのやうに俘囚又は被征服者と認められるものもないではないが、多くは同じ祖先から出たものが有階者と平民とに分れたので、恰も我上代に於て氏々のカバネ（肩書）を有するものが上級者と目せられ、臣、連、宿禰などと稱へられたのと趣を同うし、身分に高下があつても內部組織には變りはないのである――特種の賤民が之に倣うたことは勿論である――其故に私は一括して之を述べることにする。

氏族の觀念

氏々の源を遡れば一對の配偶者に到着することは勿論であるから、一家が本支流に分れ更に幾多の分派を生じて一氏族を構成するやうになつたのであらうとは誰でも考へることであるが、事實は之に反して原始人の間には家族といふものはなく、氏族が分裂して家族制度が起つたのである。人類社會の創始を說くことは今日では神話學の領分に屬し、我々は既に群居することを知つた後の人間、卽ち原始社會以後を取扱ひ得るのみで、其以前については考察が及ばぬのである。原始社會に在つては或る一群の中に分脈を求めるとしたら、共同の祖先を有することによつて區分する外はなかつたので、氏族といふ觀念は夙に存した。國語では之をウヂ（氏）といふが、我々の祖先は遡り得らるる限り或氏の氏人で、——現在の氏でないとしても——他と隔絶した一對の配偶者ではないのである。右の如き說明は專門學者の眼から見れば無用の辯で、且餘りに讀者を素人扱にするものであるといふ批難があるかも知れぬが、敍述の順序として、且有り得べき誤解を避ける爲に一言斷わつて置く必要があると信ずるのである。私は今少し學說の受賣をすることを許して貰はねばならぬ。

母系氏族

生理學の智識をもたなかつた原始人は受精によつて懷姙するものであるとは知らなかつたから、血統は母系によつて繫がるものと考へた。換言すれば母親の胎内から出生することは現實に之を認めたが——國語のハ（母）がハラ（腹）のハと同一語であることはいふまでもない——父親の血を受つぐものとは思はなかつたのである。其故に祖先は常に女性一個で、同一女人の肚から出たもののみが兄弟姉妹であり、同一氏族であるとした。父親が認識せられた後に於ても此觀念若くは其から出た習俗が其儘存續し、或は面影を留めて居る例は少くはない。ミクロネシア人の氏族に關する觀念は尙大部分——恐らくはチャモロ人及ヤップ人を除くの外悉く——昔の儘で、父親の血統といふことは認められて居らぬのである。

氏族發生

一孤島に一對の配偶者のみが移住し其子孫が蕃殖したことは多くの神話の傳ふる所で、理論上あり得ぬことではないが、實際に於ては移住者は二名よりも多い群から成り、少くとも二つ以上の氏族が含まれて居たもののやうである。假に同一氏人のみであつたとしても或る動機によつて——例へば特に記念すべき女性の後裔、隔絶した新地開拓者の子孫、又は後日渡來した異民族若くは異氏族の末葉を區別する必要上——氏族の分岐する事が有り得る。ルク、ポナペ及マーシャル島に氏族の數の多いのも此等の事情によるのであらう。

氏族徽章

氏族を區別する徽章（クラン・バッヂ）は今では用ひられて居らぬやうであるが、往昔人口が多く氏族の間に屢〻戰爭が行はれ、各島の來往が頻繁であつたころには何等かの標識を必要とした筈である。舟の形、携帶武器などによつても何島の民、何氏の人であるかを識別し得たかも知れぬが、骨格膚色略〻相似た裸體の民を一見區別することはさのみ容易ではないので、文身、彩色、瘢紋等（後篇第一章）は此目的のために案出せられたのではなからうかとさへ思はれる。エルトランド師は既記の如く、マーシャル島民にトーテミズムが存したと主張し、次の如き例をあげた（前目參照）。

(イ)イロジャ氏。　族は雷をトーテムとし、雷鳴を聞くときは其氏族の重なものが海上にあることの確證とする。

(ロ)ラルレブラ氏。　カロ鳥（赤鷲）
(ハ)イジジリク氏。　ビギンニのヒビスクス林叢
(ニ)ル・クヮジレン氏。　ケミン林叢及クヮジレン島に對向する礁湖内に住む一尾の鰻
(ホ)リ・キビン・アイリン・イン氏。　藻の叢

トーテムの存否は前章に述べたやうに尚疑問とすべきで、少くとも個人トーテムの存在は報告せられて居らぬ。若し祖靈の魂代、像代（カタシロ）の外に一氏族に共通する由緣（ユカリ）の動植物があるとすれば其は一種の標識で、氏族名と性質を同うするものと見るべきであるかも知れぬ。

氏族の分裂

大氏族に在つては氏族内に於ても系統——例へば直系と傍系、嫡流と支流——を區別する爲に特別の稱呼を用ひる必要が生ずることがある。パラウでは此場合家屋の所在地名を用ひる。其は三井一族が番町、今井町などと稱へて居るのと全然軌を一にするもので、苗字でもなく、家族員の呼稱でもなく、謂はば氏族中の或る家柄の相續者に與へられた稱號である。例へばタヘジといふ所に家屋を構へ、副酋長を出す家柄の一に屬するものをイラ・タヘジと呼ぶ類（タグヒ）である——イラは恐らくはマーシャル語のイロジ（大酋長の氏族）と語原を同うするものであらう——ドクトル・セムペルはアイブキト（ア・ナルブクト）のタバテルデルといふ所に小舍を建てて假寓したもので、エラ・タバッテルデルと同人が此地の女子を娶つて其子孫を殘したとすれば恐らくはナルブクト氏族中にエラ・タバッテルデルといふ一分流が出來たであらう。さりながら之を以て家族制の出現と見ることは早計で、寧ろ一門。とでも譯すべきである。我々の有する家族といふ觀念は少くとも此島人に知られて居なかつたのである——家族については尚後段に敍述する。

男性族長と相續順位

純然たる母系氏族制に在つても尚族長には男子を選任するのが現在世界各地に棲息する未開民族に普通な例で、魏志の倭人傳に見える女王國のやうなものは寧ろ例外である。婦人は分娩育兒といふ大役があるので、智能的にも體力的にも、男子と同樣の活動が出來ぬ場合が多い。其故に氏族中最系統の正しい年長男子が族長に推されるやうになつたのである。其結果相續順位が甚込入つて居るやうに見えるが、母系承統の原則から觀察すると極めて整然たるもので、同列即ち兄弟、從兄弟等が直系卑屬に先つことも當然の理である。左に一例を擧げて之を圖解する。

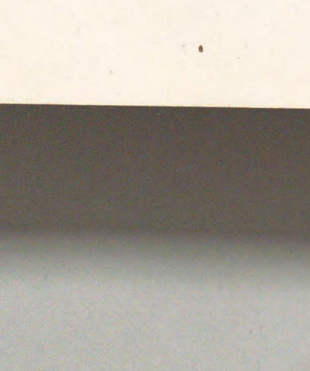

（一）（二）……等は相續順位

大氏族に在つては同列の男子が數十乃至數百に達することも理論としては有り得べきで其人々が悉く右の順序を逐うて繼位するとすれば容易に次の世代に移らぬ筈であるが、事實に於ては繼承資格者が一時に多數に存在することはない。例へば（a）女と（三）との間に年齢の差が十五―六年以上を隔てるとしたら（四）（五）は（三）とは略、同年齢であるから其繼嗣となる望は殆どなく、同様に（a）系は常に一世代先行して居るので、宗家相續の見込がないから、自ら分裂して一氏族をなし、（b）系にのみ相續權が移るのである。

チャモロ人はスペインの感化を受けて既に氏族制から純然たる家族制に移り、ヤップ人は婦女別居の舊制を墨守して居るにも拘はらず、男系相續を認めて居るやうであるが、此の如き例外を除き私は以上の概觀にもとづき先づ一般的に氏人の相互關係を述べ、各島の特異の點を附記することにする。

親族。 同一氏族に屬するものは互に廣い意味の親族であるが、島民が自他の關係を的確に說明し得、且血緣を承認するのは通例二等親の範圍内に限られて居るやうである。左に其稱呼を表示する。

親族の稱呼

（一）　チャモロ　　ヤップ　　パラウ

祖 父　グェロ（S）　　ガリリベセル　　ア・カダーム
祖 母　グェラ（S）　　チトモゲン

親

父　タタ　　ナナ　　チトニゲン

母　　パトゴン　　パゲリ

子

男　パトゴン・ラヘ　　ブリヤル

女　パトゴン・パラウアン

孫

男　――――　　――――

女　――――　　――――

（S）はスペイン語

（二）　ルク　　ボナベ　　クサイ

祖 父　サマラプ　　パーパ・カ・ラップ　　パーパ・マータ
祖 母　イーネ・ラペイ　　ノーノ・カーラップ　　ニイナ・マータ

親

父　サム　　サム（パーパ）　　パーパ

母　イーン　　イーン（ノノ）　　ニイナ

子

アト　　サムア又はラウ（ナー）　　トリック

男　アツムアン　　ムソル（ナ・ポタク）　　ムリク

二氏族組織

女　アタシャボト　レボーボ(ナ・チリピン)
孫　ライレイ　マタン
男　ライレイ・ムアン　ナテンナテック
女　ライレイ・シャボト
ポ●ポ語中括弧内にあるのはカベザ・ベレイロの報告によるものである

(三)　マーシャル
祖　父　ヂムマオ
　　母　ヂビュ
親
父　ヂェマ
母　ヂノ
子
ネジュ
男　ネジュラリック
女　ネジュレリック
孫
男

女

こゝに特にヂの假字を用ひたのはチと清みて發音することもあるからである。

三等親以上の直系血緣關係は祖先、末裔と總稱する。例

祖　先　　末　裔

チャモロ語　ヘネラシォン(S)　ラサ(S)
ボナペ語　タビンカイナック　イムランカイナック
クサイ語　オーメッチ　イゲラ(サフラ)
マーシャル語　コチンマオ　イーネ

兄弟姉妹

母系氏族制にあつては兄弟姉妹といふのは生母を同うするものに限り、同じ父の胤であつても母が異へば同胞とは謂はぬのである。兄弟姉妹の關係を表現するには次の語が用ひられる。

總稱　兄弟　姉妹　長幼

チャモロ　チェロ　チェレン・パラウアン　アムコ　パトゴン
例へば妹といふことを明示せんとする場合にはパトゴン・ナ・チェレン・パラウアン卽ち「若い女の兄弟」といふ。

ヤップ　オラク　ニプモン
パラウ　――　ガンニ　ワイン
　　オダム　クロル　ケジ

二氏族組織

右は支廳の報告であるが、ワルレザーの辭典によれば異性の同胞を呼ぶには互にコ・カズといひ、同性相互の間には長をクデル、幼をメルレンと稱へるといふことである。但し之には接尾形がついて、クテレク(我兄又は我姉)、メルレム(汝の弟又は汝の妹)、コカズアク(私——男——の女兄弟又は私——女——の男兄弟)等の如く變化する。語頭のコ、クはホ(オ)、フ(ウ)と聞えることもある。

ル　ク　——　(マアニチ(兄)　フィニッチ(姉)　——　——
　　(マアリニウク(弟)　フェフィナック(妹)

右は支廳の報告であるが、フリッツの辭書及サイパン島カロリン人に關する報告を綜合すると總稱はブイ又はブイブイで、呼稱にはモニといふ語を用ひ——代名詞を接尾してモニ・エイ(私の兄弟又は姉妹)、モコ・オム(汝の兄弟又は姉妹)の如くといふ——又兄弟と姉妹とを區別する爲にはブイにムアン(男)又はシャボト(女)といふ語を添へ、長幼を分つためには更にエラブ(大)、エギト(小)を添付するといふことである。

ポナペ　リヤリ　リエイポタク　リエリー　ラウト　テック

右の外兄をメラウトといひ、弟をメテックと呼び、同胞をピリエンと稱へることがある(支廳報告)——リヤリはリエイの訛であらう。兄弟をリエイ。オル、姉妹をリエイ。リといふのが正しいやうである。カベザは兄弟をリアイといひ、姉妹をリエといふと記述したが(C一一一頁)、リエはリエリ(リは女性)の誤聞ではあるまいか。

クサイ　——　(マータ(フォス

マーシャル　(ヂムヂェイン(ヂムヂャチン　——

ヂェユ、ヂャツ等は必ず代名詞の接着を要する語であるから、語尾は人稱によつて變化する。例へばヂェイム(汝の兄又は姉)、ヂャチン(彼の弟又は姉)といふのである——ヂの假字を用ひたのはチと清んで發音することもあるからである。

　　(タムタエル
　　(タール　——　——

　　ヂェユ(一人稱)　ヂャツ(二人稱)

伯叔と甥姪

一等親以外の傍系を表示する語は本來存在しなかつた。其は伯叔(母方のみ)は父母、甥姪は子女、從兄弟姉妹は同胞と同一視せられ、其々父母、又は子、又は兄弟(姉妹)とよばれたからである。母系氏族制に於て通例生父からは何等の遺讓を受けず、母方の伯叔父の遺跡を相續するのであるから、伯(叔)父と甥姪との間がらは父子より重大且親密であつた。其故に父といふ語が伯(叔)父に轉用せられたのではなく、伯(叔)父を意味する語が父をいふに用ひられたかも知れぬ。近世父子の羈絆が緊密になり、我々のいふ家族——嚴格な意味ではなくとも——が發生したから、傍系二等親を區別する必要を感じたので、チャモロ人の如きは夙にスペイン語のチオ(伯叔父)、チア(伯叔母)、ソブリン(甥)、ソブリナ(姪)、プリモ(從兄弟)、プリマ(從姉妹)といふ語を採用し、隣島に於ても時として之を用ひることがあるが、尚大部分は父母、子、兄弟(姉妹)を以て呼稱し、特に之を區別する必要のある場合には「母の兄弟」「母の姉妹の子」

といふやうな表現を用ひる。一々之を擧げることは煩はしいから、ポナペ語について二―三例を示すに止める。

リエイ・リテック・ナイ・ノノ（母の小い妹）――叔母（母方）
リエイ・ナイ・パーパ（父の兄弟）――伯叔父（父方）
ネン・リエイ・オル（兄弟の子）――甥
ネン・リエイリ（姉妹の子）――甥
ネン・オル・ラパサン・ノーノ・ナープチャク（私自身の母の長子）――從兄（母方）
ネン・リー・チキサン・パーパ・ナーセリピン（私自身の父の幼女）――從妹
右の外カベザによれば從兄弟（母方）ナ・リアイ・ナイ・ノーノ（母方の兄弟の子）、從姉妹（父方）はナ・リエ・ナイ・パーパ（父の姉妹の子）と稱へるといふことである。――リアイはリエイ、リエはリエリの訛である。

短期配偶の遺習

配偶。　今では夫婦關係を認めぬ所はなく、酋長其他の有力者を除くの外多くは一夫一婦制――一妻多夫の例はないやうである――であるが、餘り遠からぬ昔まで永續性の配偶といふものはなく、愛情の冷熱によつて任意に去就したもののやうである。其遺習はパラウ、マーシャル等に於ては最顯著でエルトランドの記述する所によれば婦女は航門を同じく何人が通ずるも自由であるといふのがマーシャル人の見解で（E一三一頁）、婦人には貞操の觀念がなく、夫たるものも亦之を要求せぬ。ラリク列の大酋長ロエアクは己の妻妾をして富裕な頭目（ブイラク）ネルの意に從はしめ、其返禮としてエボン及アイリンラプラプに於て若干の土地を讓り受けたといはれ（E一〇一頁）、或は妻妾をして白人に賣淫せしめた結果、混血の子を設けたものもあるといふことである。パラウ島では夫に慊らざる婦人がバイ（男子共同屋）に遁げ込んだ場合、其夫が贖ひ出さぬに於ては何人が之を妻にしても差支はないとセムペルは報告して居る（S三一九頁）。ヤップ島の舊習によれば妻は夫の本宅の側にファン（孀屋）といふ別棟の小舍を構へて子女と同居し、夫は夜間來宿するだけで食事を共にすることすらない。モルトロック島でも同樣で、妻は多くの場合自分の氏族の居住地に獨立の一戸を構へる。卽ち狹義の家族は母と其未婚の女子及男童とのみである――七八歳以上の男童は共同屋に起居する――爾餘の諸島では妻は夫の家に就くことを例とするが、離婚は常に極めて容易で、且頻々行はれる。其場合は勿論、夫の死亡後に於ても多くは生家に復歸し、幾度再婚するとも妨なしとせられて居る。此等の點から想像しても女人獨占は寧ろ後代の風俗で、久しからぬ昔までは男女間の羈束は極めて弛いものであつたといふても決して不當ではあるまい。母系氏族制の爲に此風習が行はれたとも、或は此風習があつた爲に母系氏族制がいつまでも保存せられたともいひ得られるが、いづれにしてもミクロネシア現在の配偶關係を論ずるに男系氏族制のみを以てすれば大なる誤解に陷るといふことに注意せねばならぬ。

同族通婚の禁

男女の情交は極めて自由のやうであるが、其間には自ら規律がある。少くとも同一母系の親近者相姦は不可とせられ、モルトロックでは結婚は勿論密通の場合にも血の穢として當事者を死に處することがある

といひ（F二〇六頁）、相互の面前で情事を談し淫語を放つことすら嚴禁せられて居る。此禁が子々孫々に及ぶ場合には族外結婚（エキゾガミー）と稱へられるのであるが、其制度がミクロネシア諸島に厲行せられて居るといふことは出來ぬ。チャモロ人の外は今でも同族結婚を忌むけれども、嚴格なる意味の族外結婚圍は存在せぬやうである。上記のやうに二部族對立の形跡は到所に認められ、パラウに於てはビタン・アヤネト（K四二頁）と稱へて各部落各階級に二氏族が對立して居るが——恐らくは一はチャモロ又はカロリン系、他は南方系のものであらう——之を族外結婚圍若くは其名殘と見るべきものであるかは尙精査を要する。少くとも父子の血緣が確認せられてからは自分の子に——縱ひ直接ではなくとも——名跡を繼がせようとするのが人情であるから、相續權內にある女子を娶りたいといふ要求があつた筈である。私は實例によつて之を立證し得ぬことを遺憾とするが、酋長を始め上級者にはことに此傾向が強かつたであらうと信ずるのである。母系氏族が最嚴重に行はれて居るモルトロックに於て、酋長は持參金と相續權とを自分の氏族に保留せんが爲に其子の配偶者を同一ベイ（集團）內から選ぶことがあるとクバリーが報告したのは（F三〇七頁）、此消息を語るものであらう。其故に同族通婚の禁止は親族として認識せられる範圍に止まり、其末は入り亂れて居るものと思はねばならぬ。本來同一母系から出た筈のイロジ（マーシャル島の大酋長）がリロジ（女大酋長）と通婚するを例とするが如きは其一證で、ヤップ島の如く門地の高下階級の嚴なる所では同族通婚の禁よりも自分違ひの結婚がやかましく非難せられるのも之が爲である。

之に反して氏族を異にする場合には極めて近親なものの相姦も妨なしとせられる。極端な例ではあるが、

異族の近親通婚

エルトランドによればマーシャル島の成女式（元服）に於ては目上の男子が其少女の童貞を破ることを原則とし、適當のもののない場合には酋長は往々我生みの子を姦するといふことである（E一三三頁以下）。異母系親族の通婚は勿論差支はないのである。

有夫姦の制裁は後記の如く極めて嚴重であるが、其は貞操觀に由來するのではなく、寧ろ所有權侵害に對する懲戒である。其故に所有者（夫）が許可を與へた——若くは奬勵した——場合には他人の枕席に侍することは不義ではなく、之を納れた男も罪を問はれることはないのである。彼等の觀念によれば結婚は物品の贈遺又は服役により婦人を購うて獨占するといふことである（次目參照）——單に情慾を充たすだけが目的であるならば彼等は到所之を滿足することに苦しまぬのである——酋長其他の有力者のみが數妻を有し、一般には一夫一婦の制が基督敎渡來以前から行はれて居るのも之が爲で、最高位の女性は他人に購はれべきものではないから、夫と稱するものの拘束はうけぬ。マーシャル島のリロジ（女大酋長）には配下の男子に淫を强ひる權利があつて、夫に發見せられた場合には密夫は殺害せられることがあるが、リロジの罪を問ふことは出來ぬ。其故に昔は自ら容色を傷けてリロジの眼にとまることを避けたものがあつたといふ（F一一二頁）。ポナペのやうに比較的文化が進んで居る所でも、イシパルとエルトランドは記述して居る（F一一二頁）。ポナペのやうに比較的文化が進んで居る所でも、イシパルといふて兄弟又は友人の間に妻を取換へる習俗があつたといふことである（カベザ一二四頁）。

異性獨占

上記の如き徑路を取つて今日の配偶關係が成立したのであるから、妻の立場は一種特別で、或は女權絕大とも了解せられ、或は男尊女卑の風があるやうにも見えるのであるが、實質に於ては大差はない。さり

離權

ながら此點に關する從來の記述報告は甚區々であるから私は尙二―三言を費す必要があると信ずる。

チャモロ人は夙にスペインの感化を受け西洋風の家族制度を採用したので、善惡共に文明人の社會と異る所がない。ヤップに於ては妻が別屋に居住すること、夫と食事を共にせぬこと、婦人が勞働して家計を支へること、メスピル（巫娼）の制があること、姦通を犯した妻が他に賣却せられる慣習があるので、之を以て婦人の社會的地位が低い證據とし、「南洋風土」の如きは「男子よりの要求は縱ひ夫ある身なりと雖之を拒絕し能はず」（一三二頁）、「夫にあらざる男子の言にも絕對に服從するが如き屈辱を敢てする」（一三八頁）と記述して居るが、誣妄にあらざれば誤解である。一方苛酷の制裁を設けて姦通を禁じ、一方に有夫の婦も總ての男子の性的要求に應ぜざるべからずとするが如き矛盾した社會制度が存立し得べき筈がない。此記事に誤まられて其後の報告には男尊女卑が高唱せられて居るが（「ヤップ島要覽」及支廳報告）、妻の別居別食及巫娼制は信仰的習俗であり、姦通を戒める制裁は女子よりも男子に對して一層嚴酷であることを省察せねばならぬ。女子の勞働はパラウ島でも同樣であるが、同地の婦人は之が爲に鄙められることはなく、アズハラル・ア・ペル（氏族の母）と呼ばれて却つて尊敬せられ（K一五九頁）、家庭內に在つては寧ろ女尊男卑で、夫は萬事について妻の同意を必要とするのである（支廳報告）。此關係は中央カロリンに於ても同樣で、モルトロックの如きは夫は妻の氏族の所在地に轉居して稼業に就き、自分の鄕里に田地を有するものは其收穫を妻の氏族に貢ぐといはれて居る（フィンシ三〇六頁）。

ヤップ島の婦人の位置

氏族の母

ポナペ、クサイの如き近世基督教の感化の普及した所ではチャモロと同樣に、妻は相當に優待せられるといふことの外に特種の地位を占めては居らぬやうであるが、マーシャル島に於ては尙女權が强いことは既述の通りである。此地の特習として酋長の死後其寡婦（嫡妻）は故人の弟又は親近者が娶らねばならぬとせられて居る（E一二三頁）。エルトランドは之を配下の民に嫁することを防止する爲であると說明したが、他の條下では妻女が其姉妹の夫と通ずることは當然とせられて居るとも記述した。ポナペに於ても夫の歿後其兄弟が寡婦を娶り、妻の死後其姉妹を繼妻とする習慣があつたといふことである（「ノヴァラ巡航記」）。

家族の範圍

家族。　男子が婦女を占有し之を自分の住居に引とるやうになつてから、夫婦親子同棲の事實があらはれ、家族と名づくべき一集團が發生したのであるが、我々が家族と稱するやうな觀念は島民の間には認識せられて居なかつた。其故に氏族の小區分（ポナペ語ペネイ・ネー）又は親族（ルク語シャウ、ポナペ語パウシャル、クサイ語ショウ）又は同居人（ポナペ語トン・イム）を意味する語はあるが、歐洲語のファミリーに相當する表現はなく、チャモロのやうに夙に家族制度の發達した所でも、スペイン語を借りてファミリアと稱へて居る。名義はともかくも事實に於て家族に相當するものが出現し、妻妾の別が出來――其以前に在つては多くの情婦を有しても嫡庶を分つ必要がなかつたのである――男系が明になつたのはかなり古い昔のことで、ことに島王、酋長等にあつては尊嚴を保つ爲にも、執務上からも女の家につくことを不可としたのであらうが、一家の所屬員の範圍は一定して居なかつた。ヤップ、パラウでは一家（又は一門）と名づくべきものは相當に大きな集團で、本宅の周圍に上記のファン（嬬屋）又はウム（原義は竈である）を設けて群居した。其故に一戶を構へて居ても必しも獨立し

苗字

た一家族と見ることの出來ぬ場合がある。――現在の戸籍面では島民人口四九、五七六に對し、戸數九、五四七で、一戸當り五人强である（大正十三年末調）――パラウ島では此大家族は宗家の所在地を以て區別せられ、其族長をイラ（又はエラ）某と呼ぶことは上記の通りであるが、チャモロ人の間には夙に苗字を用ひる風習が採用せられ、後日來住したカロリン人も亦之に倣うた。大正十四年十月一日の島勢調査の際サイパン島で記錄せられたのは百五十六姓で――十三年末の調査によれば同島民の戸數は五六〇であるから、平均四戸に一姓といふ割合になる――スペイン語が大半を占めて居る。傳ふる所によれば舊時カトリック僧侶が適宜（例へば一部落には全部Aを以て始まる苗字を與へ、他の部落のものは盡くBを冠する等）に命名したもので、語義には何等緣故はない。土語の苗字の中にはグマ・タウタウ（人の家）、タイタノ（土地無し）、ファリラ（舌が痛い）の如く由ありげなものもあり、其他出身地名を取つて苗字としたものも少くはないやうであるが、發音が轉訛して居るので、今では之を明にすることが出來ぬ。

マリアナ島民の外には苗字を有するものはなく、パラウ島の諸家では上記の如く或る種の草木魚介等と特別の緣故があるといふ事であるが（第一九七頁參照）、詳しいことは報告せられて居らぬ――之をトーテミズムとすることについては尙疑がある――一家の所屬員は上述の通り多寡一定せぬが、本項に於ては配偶者及一等親以內に考察を限定することにした。

既述の如く一夫多妻は原則としては禁止せられて居らぬが、事實に於ては酋長及有力者に限られて居る。セムペルは歸化英人ジョンソンが數妻を擁しながら、尙漁色をやめぬ爲に起つた小波瀾を描寫して居る（S六五頁）。家屋の構造が簡單で多くは室房の區劃もないだけに妻妾の同居は相當に葛藤の種をまくらしい。其故にパラウの酋長は外妾として之を蓄へポナペに在つては同居の場合にも嫡庶の別を明にし、妾は待遇を異にせずとある。フィンシはジョカーシの酋長が本宅の背後に長屋をたて、之を數室に區劃して各室に各一人の妾を容れたと記述した――マーシャル島に於ては妾（リジェラ）は外出の自由を有せず、屋內に在つても引籠つて外來人に面接することなく、夜間逸出せぬやうに寢所に苦のやうなものを被せられることがあつた。姙娠すれば實家に引取られる（E一二三頁）。

妻、妾

嫡、庶

同居の子女は嫡庶により身分を異にし相續順位に先後のあることがあつても、待遇上には變りはなく、互に兄弟姉妹とよび、自ら長幼の序がある。マーシャル島では、長子（男、女の別なく）は弟妹を自分の子のやうに愛撫し、其婚嫁に干與することがある（エルトランド）。男子の共棲屋の設置せられて居る地方では男童は六―七歲に達すれば家を離れて之に就き、其他に在つても妻を娶る頃になれば多くは別に一戸を構へる。子女は母に附くことが原則であるから、再醮の妻が先夫の子を携へて入嫁する場合も少くはない。其子女は新夫からは養子と見なされ、相續權は與へられぬが、待遇に於ては變りはない。

隱居といふ制度がないから、戸主の父が同居することは絕無である。寡婦は其生家に歸るのが原則であるが、成人した子女のある場合には其家に留まつて扶養をうける。老人棄殺の風習は今では絕無であるけれども往昔饑饉の場合に老病者を山中又は無人島に棄てたといふ傳說がルク島に殘つて居る（支廳報告）。

相續法

相續法は既述の母系繼承によるを原則とするが、家族制度及私有財産制度（次目參照）が發生した結果、一律を以て推すことが出來ぬやうになつた。名跡、家督は在來の掟に從ふとしても、己の儲け得た私財——就中動産——を實子に譲りたいと希望するのは人情で、父母の有する動産を受繼ぐ權利があるといふ考の起るのは當然である。舊時は私財は適當に遺族に分配し、甚しきは族人が之を分奪する習慣もあつたやうである。ドクトル・フィンシがクバリーから聞いた所によると、ポナペではオッチョクと稱して、大酋長又は之に次ぐ酋長が死亡した場合には、其日に限り故人所有の豚、犬、カヴァの木、其他の動産を掠奪する權利があるとせられ、遠方の地から弔問に來た同族も亦此地に於て欲する所のものを奪取してもよいとせられたといふことである（F二四二頁）。さりながら名跡家督（家についた動産不動産）は在來の慣例によつて相續せられたのであるが、チャモロのやうに舊族制が全く崩壊した民衆の間には特別の相續法が發生した。卽ち子女が成人するに從ひ、相當の財産を分與して獨立せしめ、又は嫁資を與へて婚嫁せしめるので、家督は常に末子が相續することになる。此制度は群島中他に類がないので近世特發したもののやうに思はれるが、我上代にも末子相續制が行はれた形跡のある所を見ると或は古い習俗であるかも知れぬ。

末子相續

ヤップ島では上記の如く男系が認められて居るので、子女は皆父の籍に屬くから、相續法も亦直系繼承を原則とし、男性を先にして女性が之に次ぐ（「南洋風土」九七頁）。其相續順位は「南洋風土」によれば（一）戸主の男子、（二）同男孫、（三）同兄弟、（四）同女子の夫、（五）同姉妹の夫、（六）同親の兄弟、（七）戸主に近い親類の男とあるが（一二九頁）、最近の支廳報告には財産は子女に等分し、家督は長幼の序を以て男子が相續し、男子なきときは女子、男女共に子のない場合は妻に及び、妻死亡の後は財産を近親に分與して廢家となるとあつて、一致を缺くのみならず、名跡と家督との區別——例へば酋長の家督を女子が相續した場合何人が酋長の職をつぐかといふが如き——も明瞭でないから、更に詳密な調査を必要とする。

三　社會制度

當初人間社會には法規といふものはなかつた。人々は唯自然の要求に從うて共同生活を營んで居たのみで、人智人力の及ばざる所は一切を神に委ねた。此はどの民族の古昔に遡つても同樣であらねばならぬが、ミクロネシアに於ては此原始狀態が近世までつゞいて居た。否今もなほ其遺風を傳へて居るのである。上記の母系氏族制度の如きも少しも人間のさかしらの加はつた跡はなく自然其儘の姿であると謂はねばならぬ。右の如き社會に於て其構成分子相互の關係が如何に調節せられて居たかといふことを論ずる爲に私は此一目を設けたので、制度と稱するは或は語弊があるかも知れぬが、要は氏族制以外の諸關係の原則をいふものと解釋して欲しいのである。

社會關係の原則

人間の群がこゝに土着した當初に於ては生活は極めて簡單で、生きるといふことの外には要求は甚少なかつた。彼等の仕事は食を求めることと人間を殖すことのみであつたが、占有慾が萌し始めてから關係が追々複雜になつて來た。子女を占有することによつて氏族制度が起り、配偶者を占有することによつて家

占有慾

族制度が起つたことは上記の通りである。衣食住の資源を占有することはやがて財産制の起原で、他の占有權を侵さんとする意圖は諸〻の罪惡を生み、之を阻止する爲に社會制裁の必要を生じた。其故に私は先づ占有といふことから說明を進めて行くことにする。

共有と私有

占有は共有と私有とに分たれ得る。體軀四肢の持主が自分であるやうに裝身、隨身の具は他人と共有し得ぬ場合が多いから、個人の私有といふことも亦夙に認められて居たのであるが、衣食住の資源は本初社會の共有で一人の獨占を許さなかつた。資源は之を海陸に求め、其生產地は或る限界を以て其々の集團の占有に歸した。其が分割せられて一家又は個人の有となつたのは、氏族が分裂して家族制度乃至個人主義に移つて行つたと同樣にミクロネシアに於ては極めて近代のことである。されば現行制度の中にも尙共有の事實又は面影が多く殘つて居る。例を擧げ之を說くに先ち、占有に支配權と用益權との差別のあることを一言せねばならぬ。此事は前年世に公にした小著「太平洋民族誌」中にも述べて置いたが（二九三頁）、

支配權と用益權

ミクロネシアの財產就中不動產占有は今日我々の有する所有權といふ觀念を以て律すべきではない。例へばこゝに一氏族に屬する土地があるとして、其一部分を甲某に委ね、他の一部分を乙某をして耕作せしめるといふやうに適當に之を分割し、或は氏族員の增殖に伴ひ新に山野の開墾を命ずるが如きは族長の支配權によつて行はれるものであるが、此故を以て其地は族長の所有に屬するといふことは出來ぬ。族員は特別の場合の外苑てがはれた土地を取上げられることはなく、或る程度まで其收穫を自用とすることが出來るが、其は所謂用益權に過ぎぬ、支配權が極度に擴張せられた場合には族長のみが土地所有者であるかの如き觀を呈し（マーシャルの例）、或る事情の下に支配權が不振になつた場合には用益者の手に全權があるかのやうに見えたのである（ポナペの例）。之は單に土地に限らず、總ての不動產に適用せられる一般現象である。

不動產制度

現在ミクロネシア諸島に行はれて居る不動產制度は大略次の通りである。

マリアナ（マリアナ群島）

グァム島の舊記によれば椰子及米田はすべて貴族（マタオ）の所有に屬し、其一門の男性年長者が之を相續し、自由民（アチョテ）及賤民（マタチョン）は其田野の勞作に從事したといふことであるが（第二〇八頁參照）、どの程度まで信用してよいか疑問である。貴族の所有といふのは之を中心とする集團の共有の意味で、年長相續者は其支配權を掌握して居たのではあるまいか。スペイン統治時代に舊制度が全く廢絕して個人の所有權が設定せられたので、今日サイパン管區に行はれて居る制度は我國の現狀と變りはない。個人の分有に屬せざるもは官有と看なされ、臥（エリ）（土語ギーガウ）漁業の目的を以て海面を使用する爲には官許を乞はねばならぬとせられて居る。

ヤップ（ヤップ）

此島の不動產制度については詳報がなく、今では個人財產制度が行はれて居るやうであるが、尙漁業權は集團の共有で、酋長は共同作業を指揮するけれども所有者ではないと報告せられた。

パラウ（パラウ）

山林漁場の大部分は集團の共有である。當該集團の所屬員は任意に建築用材を伐採し又は漁業を營むことが出來るが、他の集團員が之を侵すことは嚴禁せられて居る。耕地（タロ畑）は多くは一門又は一家の所有で、主婦の指導の下に主として婦人が耕作に從事するが、其名義人は一門又は一家の長（男性）である。其故に寡婦となつた場合には一切を擧げて新家長の妻に引渡すのである。現在個人の不動產所有權がどの程度まで認められて居るか不明であるが、分裂の傾向にあることは勿論である。支廳の報告によれば岩礁內の水面には嚴重な占有限界があつて之を侵すことを許さぬ。通例其行政集團の共有であるが、稀には或區域を限り、一定の家門に屬し、或は漂着流木の拾得權のみを有するものがあるといふことである。

中央カロリン

（中央カロリン）

モルトロック島では氏族（プイプイ）の共有地をペイ（又はケイ又はベイ）と稱へ、氏族長が之を支配する。ペイは必しも一地に集在せず、諸小島に散在する栽培地（果樹作物）をいふのである（クバリー）。ルク島については記錄が甚乏しいが、不動產は共有なるが故に相續——個人遺讓の意？——といふことはないと支廳から報告せられたことによつても、尙個人所有に移つて居らぬことが想像せられる。他の諸島に於ても恐らくは同樣であらう。由來此地方は農業が不振で、果樹栽培及少許の燒畑若くはタロ耕作が行はれるけれども、營田の爲に勞力を費し、若くは永久設備をすることがないから、所有權の問題が起らぬのである。之に反して漁場には其々所屬があつて、之が侵害に因する戰爭が起ることもあるといふが（支廳報告）、詳報がない。

ポナペ及クサイ

（ポナペ及クサイ）

クバリーによれば土地は酋長の所有で、人民が之を耕し、其收穫中から酋長に貢獻する例であるといひ（フィンシ二四一頁）、支廳の報告にも昔は土地は全部酋長の所有に屬し、之を配下の民に分配、貸與したとあるが（ナット及キチ村長の供述による）、此「所有」は私のいふ支配權を意味するものではなからうか。栽培地以外の土地は政治集團の公有ともいふべき性質のもので、所屬員は隨意に野生食品を採取し、用材を伐採したといふことである。獨逸統治時代に此公有地を盡く官有に編入し、海岸から三〇米の幅員を以て私有地と定め、本國から測地技士を呼び寄せて實測圖を作り、之を一〇九の大耕區（カウシャプ）に分ち、更に九〇九の小耕區（ペリエンシャフ）に細分し、在來の用益權者をあらためて所有者として之に地券を交付し（著者自身の調査）、所有權者のない土地は官に收めた——ジョカーシ人の追放の結果、空地になつた部分も亦官有とせられた——が、人民は今尙舊に依つて初なりものを酋長及頭目（部落長）に獻げて居る（支廳報告）。此地には早くから白人が土着して椰子栽培を營んだので——クバリーも此地に農園を所有して居た——土地所有といふ觀念は夙に土人の間にも浸潤し、混血兒の子孫なるロンキチのヘンリー・ナニペの如きは我軍の占領當時既に多くの農園耕地を所有して居た。さりながら漁場には現在尙私有權の設定を見ず、依然として集團の共有である。クサイ島に於ても一家又は個人の土地所有權が認められて居るやうであるが、其沿革については確實な記

錄又は報告がない。フィンシによれば農圃には玄武岩塊の石垣が繞らしてあるといふことであるが（F二〇二頁）、其が境界といふよりも寧ろ山豚の侵入を防ぐ爲であらう。

（マーシャル）

マーシャル島でも以前は共有制度であつたのであらうが、獨逸統治時代に土地所有權は大酋長（イロジ）及頭目（ブイラク）にのみ屬するものと認定した。此事についてはフィンシ、クレェーマー、エルトランド等は頗る言明を憚つたやうであるが、數ある獨立大酋長中カブア一人を王者（König und Herr）と認めて之と保護條約を結び、占領の實を擧げた腹黒い獨逸官吏はカブア等が云ふまゝに民衆の權利を奪うて置く方が統治に便なりとしたのであらう。其結果從來公有財産であつた土地が純然たる私有財産となり、庶民は酋長頭目から物質的保護を受けることが出來なくなつたにも拘はらず、昔日の貢獻のみは小作料と名をかへて法律上の權利として徴收せられ、叢島中比類を見ざる窮困なる境遇に陷つたのである。舊制度によれば土地の支配權は大酋長及頭目に屬し、人民は其命をうけて之に果樹、芋類等を栽培し、其收穫の分配をうけたのであるが、獨逸時代には一月から六月までの收穫（主として椰子）は酋長に屬するものとして之を賣つて金にかへ、七月の始に酋長に納めることを捉とした。酋長が定めた値段に賣れぬ場合には小作人は其不足を補はねばならぬとしたので、一ケ年の勞作から一錢の收入をも得ぬやうな場合があつた。――大正十年一月以後之をあらためてコプラ生産額一キロにつき四錢の小作料を納入することになつた――但し漁場は今尚舊慣に從うて特別の場合の

外集團の共有である。

果樹其他の地上物件就中家屋も亦一氏族乃至一門一家の共有で、之が建築には當該集團員が協力するのが例であつた。數多からぬ家具什器も其家に屬するものなる限り一個人の私有とは認められぬ。水上に於ては舟、大網等の漁具及軍舟は氏族又は政治集團の共有物であるが、小舟は一門一家に屬するものもあるやうである。賃貸を目的とする網持、舟主はサイパンの外には存在せぬ。

右の如く本初無所屬又は社會の公有であつた土地、海面、地物等が生存の必要上自然に集團の占有に歸し、社會組織の分裂に伴ひ、氏族、一門又は一家の共有となつたのであるが個人の私有といふことは西洋人と接觸するまでは島民の思ひも及ばぬことであつた。されば曩日の――所によつては今尚行はれて居る――諸制度は上記の占有狀態にもとづいて發達したものであることを我々は先づ念頭に置いて觀察することを要するのである。

食物の分配

族長（酋長）の支配權は生産品分配の必要上から發生したものである。共同作業による收穫は勿論、野生の衣食資料でも濫穫にまかせて置いては不足を生ずる處があるのみならず收穫の乏しい季節の備をする必要もある。タブを宣して未熟果の摘採を禁じ（第二章第八目）、或る季節間食物の搬出を停止する（ヤップの例）のは之が爲である。ルクにはサモル・ムノといふ食物の分配、貯藏を掌る役員があり、水産物の分配は各地共今も尚酋長によつて分配せられる例であるもので、モルトロック島では妻を求める――購ふといふ方が至當かも知れぬ――爲には、新婦の父及兄弟

の外に氏族長にも納采せねばならぬとせられて居る（フィンシ三〇六頁）。酋長（族長）は配下の民に耕作漁業其他の勞作を強ひ、衣食の資に不足なからしめ、居住の設備を全うする任務を有した。是はやがて庸役權の發端で、配下の捧ぐる貢物は彼等が受くべき分配の割前——新嘗は神の受ける割前である——に過ぎなかつたのであるが、後代租稅の形にかはつたのである。ミクロネシアの慣習中には右の如き原始制度を立證するに足る實例が多いけれども、一々之を擧げることは煩はしいのみならず、他の記事中にあらはれる端々によつても了解せられることであるから、之を省略する。

占有權の侵害

占有權の侵害が罪惡とせられたことはいふまでもない。男女の性交の極端に自由な此島民の間に有夫姦に對する制裁の苛酷であるのは占有權の侵害に該當するからで、喧嘩鬪爭による創傷致死事件が多くは寛裕に解決せられるにも拘らず、小窃盜の罪が極めて重く見られる理由もこゝにある。罪の審（サバキ）は本初神意にまかせたのであるが、神罰は必しも覿面でないから、祖神の直統を受けついだ族長が神意をうけて之を取り行ふことになつた。さりながら懲罰の趣旨は因果應報律の適用ではなく、神の怒をなだめることが主で、心身を清めて祭りを行へば諸の罪穢は除かれるものと考へられた。されば罪の大小に相當する祓（ハラヘ）ツ物を供へしめることを原則とし、血を以て罪を贖ふといふことは極めて稀な場合である。最重い刑罰は氏族から除かれることで、其方法としては永久に地上から姿をかくさしめられることもあるが、多くは追放に處せられた。此刑を受けたものは他氏族に寄寓して一生を奴隷の境遇で暮さねばならぬのである。神靈の威信が衰へて酋長の俗權が加はるに從ひ、不純不合理な制裁が出現し、人智が進んで詐僞背約其他種々の惡事

贖罪

が發生するに及び、其に應する取締法が設けられ、ことに異民族の統治を受けるやうになつて後は、或程度まで其法律を適用せられたが、尙舊慣の名殘も少くはないのである。

チャモロ人は多年スペイン人の統治の下に在つたので、舊制度は全く面影を留めぬまでに破壞せられたというても差支はないのであるが、前世紀の初頭以來マリアナ群島に移住したカロリン人に對しては尙若干族長裁判權が容認せられて居た。サイパンのサモル（各氏族長）は配下の不從順、小盜、姦通、喧嘩、傷害事件等に對する訟を聽き、集會屋に於て衆人立會の上審問し、有罪者には墨塗（土語サール）の刑を科した。其方法は罪人を集會屋の柱に縛りつけ（立姦）、衆人環視の中に受刑者の親族を除いた氏族の婦人をして罪人の顏面に木炭汁又は墨汁を塗らしめ、口々に其行爲を罵倒するのである。受刑者の親族は成るべく速に此屈辱を免かれしめんが爲に罪の大小に應じて種々の祓（ハラヘ）ツ物をサモルに捧げる——其品物は一定して居らぬが、頭飾、頸飾、飾帶其他の器物で、土人の貴重とするものである——祓ツ物が相當と認められたときには直に赦免せられるが、然らざれば幾日でも縛つたまゝにして置くのである。提供品は之を公賣して集會屋の修築其他公共の用に充て或はサモルの副葬品に用ひる。有夫姦の場合には右の處刑の外に被害者の親族が姦夫の住居を襲ひ、其所有品を掠奪することが許されて居る（支廳報告）。

サール（墨塗）の刑

ヤップ島の社會制裁

「南洋風土」及「ヤップ島要覽」によれば同島民の間には次の如き社會制裁が行はれて居たといふことである。

一、殺傷。　被害者の子弟の復讐を許した。但し賤民は自由民に對して復讐することを禁ぜられ、又加

害者が賤民である場合には自由民は自ら手を下さず、賤民の頭目の處分に任せる。過失傷害は罪と見なされる。

二、姦通。　酋長の妻と通じたものは死に處せられ、庶民間の姦通は姦夫の頭髪を切り其居屋を破壊し所有の舟及財物を沒收する。夫は姦婦を賣却する權利を有する。

三、偷盜。　初犯者は衆人の面前で詰責し、再犯者に對しては田地沒收の刑を科する。沒收地の處分は衆議によつて決する。

四、慣習違犯。　タブの禁を犯したものは處罰せられる。例へば月經時の婦人の引籠る小舍は男子の接近を禁じてあるが、之を犯したものは追放に處せられ、此處分に反抗した場合には殺害せられる。其他習慣に背いた罪に對して大小輕重に應じ其々罰を加へる。

酋長は配下の年寄を立會はせて訟を聽き、卽時判決を下して之を執行せしめる。刑罰の種類には死刑、追放、財産沒收、家屋器物破毀、損害賠償等がある。他島に比して概して刑の適用が苛酷であるのは階級制度（クラッシンシステム）が存するからであらう。

之に反してパラウ島に於ては復讐によつて命を奪はれることはあるが、死刑といふものは存在せぬといつてもよい。酋長が訟を聽き罪を判して言ひ渡す贖罪法は祓ツ物（ハラヘ）に限られ墨を塗る慣習は存せぬけれども斷罪處刑の方法はサイパン島のカロリンと軌を一にする。パラウ人の最貴重とするものは珠玉（後篇第六章參照）であるから、多くは之を祓ツ物（ハラヘ）に充るのである。然るにセムペル、クバリー等によつて此珠玉が貨

祓ツ物（ハラヘ）

幣であると誤り傳へられた結果、贖償金乃至賄賂によつて解決するもののやうに考へるものがあるのは大なる誤である。祓ツ物を提供し得ざるものは之を調達するまで大酋長の奴隷として驅使せられ、場合によつては家族をも併せて沒入することがある（支廳報告）。組合の規約慣習に背いたものに對しては組合員が制裁を加へる。其一法として組合員が犯行者の家屋に侵入して器物を破棄し鷄豚椰子其他の財物を押收することも亦ヤップと同樣である（支廳報告）。

ボナペの刑罰法

中央カロリン諸島に關しては詳報がないが、大體に於てサイパンのカロリン人と同樣であらうと思はれる。此地方に於ては概して小集團が分立し、酋長の權力が強大でないから刑罰といふよりも寧ろ民衆相互の制裁にまかせてあるやうである。之に反しボナペでは酋長の尊嚴を冒瀆するものを以て最重罪とする。例へば酋長と同樣の家屋を造り、酋長の乘用に限られて居る大型舟（ワ・ラサブ）を用ひ、若くは先づ酋長に捧げることを掟とする龜其他一定の魚類を恣に分配食用したものは往々死刑又は追放に處せられる（支廳報告）。爾餘の犯罪に對しては刑の適用を一定せず、一に酋長の量定によるといふことであるが、私が此島を占領した當時行はれて居た獨逸政廳の特別法令によれば不從順、暴慢、僞證、命令違反、流言誹謗、爭鬪、毆打創傷、姦通、窃盜の初犯、再犯、遺失物拾得等は酋長の裁判權に屬し、勞役四ケ月、罰金五十マーク以內の刑罰を科する權能を與へられてあつた。此法令は頗る舊慣を參酌したもので、窃盜犯人には贓品の價格の二倍を償はしめ、姦夫は二〇マークの慰藉料を本夫に贈ること、竝に他人の畑に侵入した鷄、道路を荒した豚に對する處分法が規定せられてあつた。

マーシャル群島では上記の如く酋長の權力が絶大であつたので、殆ど其愛憎によつて罪を決し、濫罰の弊があつたかのやうに報告せられて居るが、聊疑がある。暴君の出現はいづれの國、いづれの世にもあることで、其故を以て社會に制度なしと見ることは出來ぬ。マーシャルの社會組織が本質に於て他の島嶼と大差のないことは既に述べた通りで、罪過に對する制裁のみが獨特であつたらうとは私には信ぜられぬことであるが、其が反證を擧ぐるに足る資料のないことを遺憾とする。諸報告によれば刑の適用は苛酷で、槍又は石を以て罪人を殺し（ヘルンスハイム）、婦人は海に投込んで命を奪うたといひ（クバリー）、フィンシは片耳を削ぐ刑があると報告して居る（F一二九頁）。

社會制裁としての戰爭

私は戰爭も亦ミクロネシアに於ては社會制裁の一手段に過ぎなかつたと見るものである。島民の祭神は氏族の祖靈であるから、他氏族のものに對して威信の及ばぬ憾があるのは當然で、他に訴へる所がないとすれば武力を以て曲直を爭ふ外はないのである。土人は本性復讐心が強く、氏族間に於ても敵打ち、仕返しは日常頻々に行はれるが、一方には同族相互の殺傷は神意に悖るといふ信仰があるから猥に相犯すことはなく、擴地慾、征服熱が盛んであつたと思はれず、首狩り又は人肉食用の蠻風も、其形跡のあることについて二—三の報告があるのみで、縱し實在したとしても遠い昔の夢物語で、實證の乏しいことである。後篇に說くが如く武器の發達しなかつたことを見ても——ルクノルの如きは全然武器といふものはないと報告せられて居る——平和の民と目すべきものであるにも抱はらず、各政治集團間に鬪爭の絕間がなかつたのは右の事情にもとづくものとせねばならぬ。其故に戰爭によつて氏族が全滅し、若くは血醒い慘劇が

チャモロ人の行戰法

行はれたといふことを聞かぬ。記錄に殘つて居る大戰爭はスペイン人に對するチャモロ人の叛亂で、五萬有餘と稱せられたマリアナ群島の人口が僅々二—三十年の間に二千以內に減じたといふことであるが、スペイン人の用ひた兵力からいうても、激戰の結果戰場の露と消えたものが多かつたとは思はれず、附近のカロリン諸島に遁竄した爲であらうと見られることは既記の通りである。チャモロ族の行戰法についてスペイン人の記述した所によれば、隣邦（政治集團）との交誼が斷絕すると、豫め時と場所とを打合はせて決戰するのであるが、戰線に立つものは貴族（マタオ）のみで、配下の民をして種々の兵器を戰場に運ばせた後、双方一列をつくつて對陣し、先づ舌戰を以て敵を屈することに努め、其目的を達せぬ場合、石合戰から始めて接戰に移るのであるが、長時間繼續することはなく、一方に兩三人の死傷が出ると、降參の證として玳瑁を携へた軍使が立ち、捷者は勝鬨をあげて敗者を罵り、味方の勇武を誇張した歌をうたうて引上げるといふことである（「グァム島」）。

パラウの戰爭

右の如くんば戰爭は甚だたわいもない眞似事のやうに思はれるが、目的は之によつて十分に達せられたので、肉を啗ひ、血を啜るほどの深怨は存せぬのである。此戰法は決してチャモロ人ばかりではなく、先學が殘した記錄によればミクロネシア諸島いづれの處でも此程度であつたやうである。私は其證として二—三の記事を引用する。

セムペルはパラウ島の戰爭について其著書中所々に記述して居るが、稍〻戰爭らしいものはコリヨルの酋長（アイバスル）が難破英船アンテロープの援助によつて、隣邦メレギヨク及アルスマウ（アナラルズ）

を襲うた軍事行動があるのみである。——其目的はアイバズルが全島に覇を稱へんとする野心を實現する爲であつたとセムペルは解釋し、又事實に於ても其以來コリヨルの勢力が增大したのであるが、敗邦を併合又は覆滅しようとしなかつたことを見ると、行戰の目的は寧ろ懲戒にあつたかも知れぬ。島民は今でも大戰役の如く語り傳へて居るが、事實は少數の英人銃手がコリヨル軍に參加し、火器の威力を以て容易に敵を屈服せしめたといふに過ぎなかつた。其後英國軍艦は些細な口實を以て兩度アイブキト及メレギヨクに砲擊を加へたことがあるが、其は島民間の交戰と見るべきものではない。——戰場に於て敵の首をあげ、或は俘囚を屠殺することはあるが、戰況は上記チャモロ人の其と大差はなかつたらしい。セムペルのアイブキト滯在中（一八六二年）、同地が戰爭の危機に瀕したことがある。其は隣邦アルモルヌイ（セムペルはアルムルムイと記した）がアイブキトの友邦メレギヨクを襲うて敵の頭顱一個を獲、勝祝を催したが、此地の風習として凱旋の將士は友邦は勿論、捷者の銳鋒を避けようとする一小邦から招かれて饗應を受ける例であるので、かねてアイブキトを威壓せんと企て居たアルモルヌイの酋長アイツロは度々使を派して歡迎を促したが、アイブキトが之に應ぜぬので、向背の決を問ふため、配下の勇士を引つれて乘込んで來たのであつた。セムペルは其目擊した儘を次のやうに記述して居る。

挑戰、舌戰

十月某日の朝アイブキト邑の海岸に三—四十人を乘せた大軍舟三隻と四—五人乘りの小舟の多くがホラ貝を吹き立てて押し寄せて來た。其はアルムリムイの酋長アイツロが挑戰の爲に來訪したのであつたが、アイブキトでは此好ましからぬ賓客をバイに招じ入れた。アイツロ其日の扮裝（イデタチ）は全身を赤色に塗り、長柄色塗の竹槍を小脇に擁へ、小い籠を手にさげて多くの家の子郎黨を從へ、しんづしんづと歩み寄り、マズ（酋長）を始めアイブキトの武者達の居ながれたバイの正面にどつかと座をかまへた。暫しの間双方聲を呑んだが、やがてアイツロは徐に口をひらいて次の如く述べ立てた。

アイツロ物申さう。我等はメリギヨクと戰うて大捷を得た。ラブリサの附近で敵の武者一人を打ち取り、法の如く其首をあげて凱旋したので、バイの少女は勝戰の歌をつくり、邦々から招かれて祝賀をうけた。最初コリヨルに赴いたが、同地では友誼の證として椰子の實と胡椒とを贈つたので、我々は作法通り三日間滯在して踊と歌とを以て殺した敵を齋ひ、其頭をコリヨルの都に曝した。アイライでもエイメリークでも同樣に喜んで我等を迎へたから、此からアラカラロンに行くつもりである。彼地でも決してアイブキトの示したやうな態度は執らなかつた。我等は既に三度使を立てて貴殿に於て我等の戰捷の歌を聞き、我等に音物を給はる思召があるかとお尋ぬ致したが、三度とも返事もなく、無愛想に追ひ歸しめされた。戰の後に和を結ぶことが此地の習であることはよもお忘れはあるまい。乃至戰をすることが御望みか。此返答承らうと思うて我々は罷り出た。我等が言ひ分は終つてござる。

寸間無言がつゞいたが、マズは威儀を正して次の如く答へた。

我々アイブキトの强者は今でもメリギヨクの友である。其は昔からの誼で、コリヨルとの間に戰が起つた度毎に我々は之を助け、かく申すマズの祖父は其戰場で命を殞したのである。其後兩邦の間に和議が整うたので、我々は平和の知らせを得、コリヨルの武者は此アイブキトに來て三日の間踴りつゞ

け、我々から海山のもてなしを受けた。然るにアルムリムイではいつメリギヨクと和議を結ばれたか。貴殿から和議を申込まれたといふ沙汰も承らぬ。まつたコケランル（メリギヨクの酋長）は唯一人の首を取られたが爲に和睦を請ふ程弱くはないことは御承知でもあらう。我等の友邦がまた貴殿と和議もせぬうち、此地に來り戰捷の祝を受けようとせられるのは御無理ではあるまいか。アイブキトのマズは友を賣る男ではござらぬ。サア〳〵其首をアムライ（軍舟）に取込み、新しい勝戰の歌をうたふ用意しめされ、アラカロンでは貴殿をお待ちして居るでござらうぞ、我等の申狀は右の通りでござる。

アイツロ殿

尙一兩回舌戰があつたが、散々にいひまかされたアイツロはアイブキトの武者が席を立つた後、無念の形相凄まじかつたけれども、理の當然には適はぬので、バイの少女が捧げた酒肴に手を觸れた。此はやがて敵意を拋棄するといふ證左で、其夜はこゝに一泊し、翌日アイブキトの酋長と挨拶をかはして引上げたのである（S二一一頁以下）。

――かくして戰利の團扇はアイブキトに上がつたのであるが、敵味方の間にも禮儀を失はず、男らしい進退をするといふ所に此島人間のぬけたことのやうであるが、敵味方の間にも禮儀を失はず、男らしい進退をするといふ所に此島の古俗が偲ばれるやうな氣がする。クバリーはルク島の行戰について次の如く報告して居る（ゴーデフロイ博物館目錄三七二頁）。

競技氣分の戰爭

ルク島に在つても他の諸島に於けるが如く、戰爭は一種の享樂で、軍士は一世の晴れと着飾つて出陣する。全身には黃粉を塗り、最大の耳飾をつけ、最上の褌を捕し、最上の帶をしめ、上衣の肌をぬいで腹卷とし――身體の最弱點を防禦する爲に――槍、投槍、投石機を携へて海路又は陸路から進軍する。陸戰の場合には防禦軍は山腹に設けたオノルといふ人丈程ある石垣の背後に陣を構へ、敵を引寄せて戰ふが、敵は通例舟隊を組んで海路から押寄せるので、戰は先づ渚に於て行はれる。上陸せんとする寄手と之を支へる味方とが互に鬨の聲をかはし、婦女子は其間に雜り陰部を示して敵を壓する。兩軍が接近すると先づ石合戰が始まり、之に次で投槍が飛ぶ。負傷者は敵の手にかゝらぬやうに後方に運ばれる。寄手が渚の礁上を乘り取れば既に三分の勝利を占めたもので、防手は砂濱に退き、婦女子は財寶を携へて山腹の防禦陣地に遁れる。接戰には鰐（エヒ）の刺（ハリ）のついた槍を用ひて負傷した敵のとゞめをさすのであるが、一方に數人の死傷者が出れば勝負は決したものとせられ寄手が不利な場合には匆々舟に乘つて引上げ、防手が負けたときには山腹に退却するのである。勝利を獲た寄手は深い遺恨のある場合には捕虜を殺し、海岸の家を燒き、果樹を切り倒し、タロ畑を毀ち、舟を掠めて引上げる。之に對して復讐戰が行はれることは勿論で、一方が全く降參するまで幾度でも繰返されるのである。

マーシャルの戰況

コツェビュー、チャミソ等の報告によればマーシャルに於ても戰爭は頻々に行はれるが、死傷者は比較的少く、最激戰と稱せられた際にも戰死者は二十人を出でず、婦人も亦參戰し太鼓を叩き、歌をうたうて士氣を鼓舞し、遠方から石を飛ばして助勢するといふことである。ドクトル・フィンシがジャルート滯在中大酋長カブアと同じく大酋長たるロイアクとの間に土地のことから葛藤を生じ、後者は二三隻の軍舟を率ゐてジャルートに押し寄せて來たことがある。寄手の軍勢は男女老弱とりまぜて一五〇名で、防手は八

五名に過ぎなかつたが、高さ幅共に四―五尺の塹壕を設けて對陣した。夜になると互に空銃を放ち、婦人は太鼓を敲き、鬨の聲を揚げて氣勢を示すを例としたが、一名の死傷者も出ず、藥包と金がなくなると共に戰は自ら終熄した（F一三六頁）。

フィンシは之を評して剛健勇武の氣象は寸毫もないというたが、之を以てマーシャル人乃至ミクロネシア島民が戰に怯なりとするは大なる誤である。宗教的、人種的戰爭に於て土人が善く死戰し、頑强に抵抗することはマリアナ群島及ボナペ島に於てスペイン人及獨逸人を惱したこと（第一三頁參照）によつても證明せられる。島民間の戰爭が極端に走らぬのは上述のやうに戰爭が社會制裁の一法として行はれ、相手方が罪の報を受ければ足るとしたからである。唯食料の乏しい島嶼では饑饉の際、往々隣部落を掠める目的を以て出征することがあるが、其とても殺人を趣意とするのではないのである。之を要するにミクロネシアの行戰は他の蠻民の間に於て見るが如き血醒いものでなく、文明人の戰爭のやうな不純な動機によらず、遙に正々堂々たるものであるといはねばならぬ。

四　經濟組織

以上の記事によつて明なるが如く、ミクロネシアに於ては近世まで純然たる共產主義が行はれ、氏族又は政治集團毎に自給自足したのであるが、所有慾の發達に伴ひ有無交易が始まり、身分門地の階級と共に使役者と服務者との區別が生まれ、財產の私有が容認せられて以來貧富の懸隔が起り、資本主義が擡頭して現在或る地方、就中多年白人の感化を受けたチャモロ人の間には純然たる近代式經濟組織が行はれて居るのみならず、外來者のカピタリズムの影響は島民の生活樣式を根本から覆さんとして居るのである。さりながら我ミクロネシアは世界の此風潮に最遲くまで取殘された地方の一つで、少くとも現狀から逆推して舊時の共產制度を十分に窺ひ見ることが出來るのである。私は便宜の爲生產と分配との二項にわけて觀察することにした。

生產組織。　或る種の漁業等の如く一個人又は一家族の手のみでは營み難きものに在つては氏族又は部落の協同作業が行はれるが、特に組合其他の組織が設けられて居る譯ではない。サイパンのチャモロ族では若干の人が自發的に聯合して網主、舟主から所要の漁具を借り受けて從業するのであるが、他の諸島に於ては多くは酋長の命により若くは長老の合議を以て隨時所要の員數を狩り集めて之を行ふもののやうである、其他造舟、造屋、果樹植付等の協同作業をなす場合も同樣である。パラウにはカルデベケルといふ常設組合があつて此等の作業を擔任するが、其組織の目的は必しも生產の爲ではない事は既述の通りである（第二一六頁參照）。チャモロ人の間には舊時賤民階級が存し、支配者の命によつて諸種の勞役に服したといふことであり、ヤップ島には今尙階級制度が殘つて居るが、自由民と奴隸、地主と農奴との關係が存したとは思はれぬ。換言すれば賤民も亦經濟的には獨立經營者と見なすべきもののやうである。エルトランドによればマーシャルの平民は貴族の福利の爲に勞働するに過ぎぬといふ事であるが（E一〇二頁）、其は

舊制度から新制度に移らんとする過渡期の現象で、經濟的釋放が政治的釋放に伴うて行はれなかつた爲といはねばならぬ。

傭役

資本主義を知らなかつた島民の間には雇傭關係といふものは勿論存在しなかつた。特に繁忙の場合には親族又は近隣が助力することがあるが、其は互の好誼で決して報酬を目的とするものではなかつた。——多くの場合助力を受けたものが手傳人を饗應して勞を犒ふに過ぎなかつた。——チャモロ人の富有者中には近時一定額の賃銀を拂うて賤民を傭ひ入れるものがあり、邦人が之に使役せられることもあるが、勿論一般に行はれて居る風習ではない。從つて年季奉公人といふものも存在せぬ。酋長は配下の民、就中上記賤民を自由に使役することもあるが、其は臨時的性質のもので一種の傭役權である。唯パラウに於てのみ科料（祓ツ物）を納入し得ぬ罪人は——時としては家族と共に——酋長の家に沒入せられることがある。其場合には恰も奉公人の如く使役せられるのである。

勞銀

在留外人と島民との間には早くから雇傭關係が存立し、ことに船員、農夫其他の定傭も少くはない。賃銀は時の相場により一定せぬが、時日を限つて人手を要する場合には暴騰することがある。フィンシ時代に於てすら船舶の荷役に傭はれるものは一ドルを要求したといふことである。平日は平均二五仙と報告せられたが（F一三〇頁）、現在では日傭一圓二〇錢、定傭月給一五圓乃至二〇圓（食事附）を給しても尙應募者が少い。其故にコプラ製造季節に於ては生產額に應じて賃銀を給するを例とし、一キロにつき二錢乃至五錢三厘の間を上下するといふことである（支廳報告）。特種の技術工藝例へば番匠、船匠、木器、土器、纖維工藝品、裝飾品等の製作は嚴格なる意味の徒弟制度はなくとも見習、手傳等によつて習得するのであらうと思ふが、之に關する報告はない。ギルバート島は人口が過多で生活が困難であるので、之に乘じて白人の人買船が出沒し、出稼人夫といふ名の下に奴隷を募つたことがあるが、我領內諸島では船員の外、外國に出稼したもののあることを耳にせぬ。

貸借

右の如く少數の僕隷、被傭者（賤民は又は下級民）を除いては、生產者は皆獨立若くは共同經營者で、其以外に資本家（地主、網主等）といふものはなく、從つて賃貸、小作の如き制度は存在しなかつた。個人又は一家の不動產の私有が認められた後に於ても、其許可を得れば他人が之を使用し得るのみならず、其から得た利益に對して所有者は何等の要求權をもたなかつた。——借主から感謝の意を表する爲に自發的に增遣せられたことはあるが——資本萬能主義の浸潤した文明人の眼には之が異常の寬裕と見えるかも知れぬが、借着をして身を飾つたが爲に女に惚れられたからというて福分を貸主に分與するものがないのと同一の理である。否、文明人と稱するものは智者の智慧、學者の學識を借用して利益を得た場合には決して割前を出さうとはせぬのである。純眞な島民には恐らくは文明人の社會制度ほど不合理なものはないと見えたであらう。

我國の小作制度に類するものはマーシャル島に於て之を見るのみである。同地では土地から生ずる收穫の約半額は所有者（地主）に徵收せられて居るが、其が決して古來の慣習でないことは既に述べた通りである（第二六〇頁參照）。

直接分配

分配組織。　往時に在つては生産品は心要に應じ、社會集團員の間に適當に分配せられた。例へば食料の如きは供給に限のあるものであるから、人口の蕃殖するに從うて各人の消費を限定し、飽食者の傍に饑餓に泣くものがないやうに酋長又は族長に於て之を分配したのである。此慣習は魚介の如き共同收穫品、パンの實等の野生品の分配に於て今も尙名殘を止めて居るのである。

分配の掟

分配は必しも各人平等ではなかつた。最初の收穫を祖神及其代表者たる族長（酋長）及司祭に供する風習は上古から存して居たもののやうである。之と同じ理由を以て或る種の魚介は酋長に捧げた後でなければ庶民は食用することを許されなかつた。例へばボナペでは龜、カメーク、メレル、マンガル、テープ、ラボテ、コーイル、キール、アイウェル、メチ（以上土語、但し音譯の正確を期し難い）等を禁制の魚とし、マーシャル、パラウ等にも同一の風習があつた。パラウ島では一尾の大魚、一頭の豚を分配するにも其々掟があつた。例へば豚に在つては頭を酋長が取り、右の前足は何某のルバク、左の後足は何の誰、肋の何枚目は何家の所得といふやうに一本の骨に至るまで詳細に定まつて居たのであるが、今では饗宴の儀式に於て之を見るのみである（支廳報告）。分配の數量も一樣ではなく、酋長其他重立つたものが多量を取得するのは已むを得ぬことであるが、マーシャルの酋長の如く土地收穫の半額を沒收するやうな强慾は他島には類のないことである。

資本配當

資本の利子として特別の分配を受けるといふやうな場合は勿論あり得なかつたのであるが、近世資本といふ觀念が發生するに伴うて新しい慣例が生じた。例へばサイパン島のチャモロ族間では漁獲品の約三分の一を網元が受け、他は舟主と漁夫とで分配するのであるが舟主の所得中には舟代を加算する。網元が同時に舟主である場合には三分の一よりも多くの分配に與るといふことである（支廳報告）。

物々交換

土地、漁場、家屋の如き不動產が全然大小集團の共有であつた時代に於ても、動產就中裝身具、隨身具等に對しては個人の私有が認められて居た。人情は珍奇を好むものであるから自個の生產し得ぬものを所有せんことを欲し、之が爲に餘剩のあるものを他に與へることを厭はなかつた。かくて物々交換の慣習が起つたのであるが、ミクロネシアの如き地質、風土、其他の事情を異にする小島嶼が分散して居る所では各島產物を異にするから其間にも有無を通ずる必要と利益とがあつた。例へば低砂島の民は舟及舟具の製作に巧であるから、之を山島の民に供給して自島には產せぬ姜黃粉の供給を之に仰ぐことを必要とした。各島群は往々數百浬を距てて居るが、古の島民は渡海の術に長じて居たので、風濤の險を意とせず、遠航を試みたのであつた（後篇第五章參照）。されば遠方の產物が夙に各地に輸入せられた。例へば後記のパラウ珠玉の如きは明に叢島以外からの輸入品でヤップ島に於て最珍重せられる海菊の貝は其地の產ではなく、マーシャル、ボナペ島に於て往昔漁獲せられたものであるらしい。一八二八年露艦セニヤヴィンがルクノール島に寄港した當時土人は既に石斧、貝斧等を捨てて鐵器のみを用ひて居たが、其材料はマリアナ群島から得たものであつた。白人が出現して以來貿易は主として其手によつて營まれるやうになつたので、島民の天文智識及航海術は退歩して自島以外に航することは稀になつたけれども、尙中央カロリンに於ては若干島嶼の間に直接貿易が行はれて居る。クバリーによればルク及附近諸島間の貿易系統は次の通りである

中央カロリン貿易系統

（K七六頁以下）。

ルクに於ては左の如く貿易が行はれる

一、ネマ及ロソプ島民は椰子撚絲（土語ヌン）、蓆（タナウ）、玉蜀（リマム）、赤貝珠（フォウルク）、黒白聯珠の帶（キン）、赤貝珠の聯珠（アッサン）をナモルク及モルトロック群から買ひ集めてルクに輸入し、姜黄粉（タイク）、織布及裝飾品と交易する。

二、ファヌス、ナミウン其他の北方諸島からも椰子撚絲、蓆、帆蓆（アマラ）、龜甲（プェジ）及其製品を持ち來り、タイク、布、裝飾品と取かへて行く。

三、ポラオト島民は椰子撚絲、蓆、帆蓆の外に鐵大鉈（ジャバジャブ）、鐵斧（ジレク又はコウク）及手斧（ジェレ）を供給する。鐵器はマリアナ群島から直接、間接に取寄せたものである。之に對してルクの總ての産物、就中タイク（姜黄粉）を以て支拂をうけ、西部諸島に輸出する。

四、スク（ブルスク）、タマタム及プラプ（ポンナプ）島はポラオトに附隨し、粗製ヒビスクス製品及パンダヌス編物を齎らしてルクの産物と交易する——ゴーデフロイ博物館目錄に依れば此諸島民はルク渡航をやめ、ポロアトから鐵器、姜黄等の供給をうけるやうになつたといふことである（三七九頁）。

群島の地勢上ルクを中心とする貿易の外にも各島間の交易が行はれ、各所に小中心を現出した。例へばファナヌ島は同群中のムリラ島に、ナムウィン島はオルオル環礁のピサラス島に供給する。ポロアト島はオルオルに至るまでの北隣と交易し、西方諸島の舟も此島まで來航する。中部カロリン及其東方の裝飾品

が西部諸島にも發見せられるのは之が故である。

ルク島の煙草も又隣島に於て要望せられるが、生産額が少く自家の需要をすら充たし得ぬ程であるから、定期の交易品たり得ぬ。交易の換算率は略〻左の通りである。

交易品換算率

帆蓆一枚の價はタイク一〇個、又はタイク五個の外に布三枚及犢鼻褌二枚。卽ち布、褌共に各一枚はタイク一個に相當するのである。

玉蜀（リマム）一個はクルの飾帶（ペク）一條に當り、赤貝珠聯環二條より成る頸飾と取かへる。

鐵鉈一個は飾帶（ペク）一條及タイク五個に値する。

斧は大小によりタイク五乃至一〇個に當り、時としては一半はタイク、一半は他の物品で償はれることがある。

舊時は貿易が盛んでルク群中のファイツク（水曜）島には西風季節に西方諸島の舟が四—五十隻も來集し各島別に群をなして東の風を待つて居たといふ事であるが、今では全然廢絶せぬまでも大に衰退した。モルトロックの舟は土地に白人の商館が開かれて以來見えぬやうになり、ネマ及ロソプ島民の仲介によつて間接交易することは上記の通りである。

第二十七圖

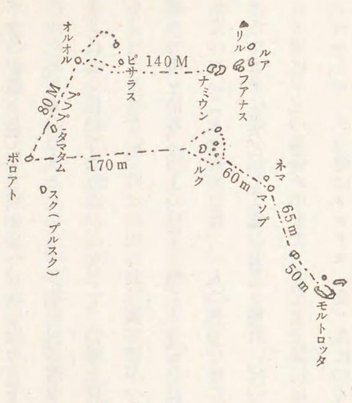

貿易の方法

貿易というても普通の商取引ではなく氏族關係其他込入つた地方事情の拘束の下に行はれるのであるから、必しも需給の調節を全うするものではない。風波の險が交通を妨げるばかりではなく、交易者が多數の小氏族に分屬し、各自族のみの利益を圖らんとするが故に圓滿に行はれぬのである。ルク島は中央カロリン諸氏族の雜居の地で、之を統一する國家組織はなく、氏族は互に獨立して嫉視反目するのみならず、往々年來の宿敵として屢〻戰を交へ、或は極めて不安定な平和を保つて居る。從て來航者も氏族的又は姻戚的緣故のあるもののみと交易し、多數取引部落を有する者は之を歷訪するのであるが、誤まつて敵氏族に遭逢すれば交易が行はれぬのみならず、奇禍を買ふ處があるから、取引地に到着した場合にも卽時上陸するやうなことはない。其は前回の來訪後事情が一變して居らぬともいへぬからである。其故に海岸から遠く離れて舟を停め、陸上の樣子を察し十分安全の見込がつくまで近接せぬ。住民に於ても同樣で、來着船に敵意のないことを確めた後、一人の男子が舟に泳ぎついて之を迎へ相誘うて上陸する。何人も海岸に出て居らぬときは疑を起して他の安全な場所に向つて立去るのである。

取引關係

歲月の間に一定の關係が出來て、左記諸地間には交易が安全であると看なされた。

一、モルトロックの舟はトロアス（夏）島につく。此島の東岸クツアと稱する部落はモルトロック人の鄕土といはれて居る——モルトロック舟が來航せぬやうになつたことは上記の通りであるから、之は昔のことをいふのであらう。

二、ナモルクの舟はウマン（冬）及ウオラ（春）島に來る。

三、ルク環礁の北側にあるピスといふ小島の民はウオラ（春）島、フェファン（秋）島のルドノ竝にファイツク（水曜）島のパラム、ウドト其他若干地方と交通する。

四、ロソプ島民の取引先はウマン（冬）、トロアス（夏）及エオトである。又ウオラ（春）島のジョブといふ地に行くこともある。

五、ネマ島民はウマン（冬）島、ソポロ（フェファン島）及エオトと取引し、ナムンの舟はウオラ（春）島に、ファヌスの舟はウオラ及チスに、ルア及ムリルラ人も亦ウオラに、ポロアト及其隣島の舟はファイツク（水曜）島及ルムルムに來航する。

グアムと中央カロリンとの貿易

直接他島民と交易せぬルク群の各地は供給を附近の交易部落に仰ぐ。之が爲に島內にも交易が起つた（以上クバリー報告の大要）。

右以外の諸島間にも貿易の行はれたことは勿論であるが、キットリッツはルクノル島民について半ば貿易によつて衣食し販路を山島（ルク？）に求めると報告した。其貿易品として擧げられたものはパンダヌスの蓆、椰子撚絲及網、木具、檳榔子製兵器等である。フィンシによれば（F一八七頁）、一八〇四年グアムの大守ドン・ルイス・デ・トーレスが久しく絕えて居たカロリン人の來航を促して以來、マリアナ群島と定期交易を營んだものはポロアト、ラモトレク、エラト、ウレアイ、ファラウレプ島民で、四月中東風季節の終に出發し、ウレアイ及ラモトレクを集合地とした。後者の舟は最初四〇浬を距てた西ファイオ（フィヤオ）といふ無人島に着し、こゝでサタワルを經て來會するポロアト舟を待ち合はせ、三百浬餘の海上を

約八日で踏破してグァムに着することを例とし、ウレアイ舟はファウラプを經、其地の舟と合して二八〇浬の距離にあるグァム島に直航した。グァムに於ては主として鐵器、ガラス珠、布片を購ひ、五―六月の交西風季節の始まるのを待つて歸航し、ポロアトからルクに、ウレアイからソロルを經てヤップ及ウルチ群に供給した。ヤップ島民も亦ウレアイ、ウルチ、ヌグル及パラウに航海し、後地で白人から鐵を買ひ入れたといふことである。グァム島にも渡航したと傳へられるが、其はウレアイを經由したもので、直航ではなかつたやうである。グァムに於て最要望せられたのはウレアイ及エラトの舟で、其島民を舟子として離島との交通の用に供した。リュトケ（一八一七年）、キットリッツ（一八二八年）時代に中央カロリンに流暢なスペイン語を操る土人が居たのは之に由るものであるが、クバリーの頃（一八七三年）には既にグァム島との交通は絶えて居た。

クバリー、フィンシの報告後既に五十年を經過し事情も大に異つて來、主要島の間には汽船の交通が開けたから、島民間の交易が更に衰退したことは勿論であるが、尚隔絶した島嶼の間には若干其名殘を止めて居ることと信ずる。――之に關する報告を得る道のないことを遺憾とせねばならぬ。――上記の如く取引は物々交換によつて行はれたのであるが、或種の物品は直接其物を必要とせぬ人にも代償物件として受け取られた。例へば上記の赤貝珠、鼈甲及其細工品其他の裝飾品の如きは其である。此等の有價物は錢貨の先驅をなすものであるが、尚其目的を以て製造せられたものではなく、他に實用又は裝飾用若くは其原料として一定の價額を有するのである。然るにヤップ及パラウ島に於ては其島内限り、貨幣と同樣に用ひ

代償物件

られる物件がある。其はバーランと稱するヤップの大石輪及アウドウドと呼ばれるパラウの珠玉で、絶對價値があるものと看なすことが出來ぬから、從來の民俗誌家によつて貨幣として報告せられて居るが、私は之を信仰的寶物と認めることは後篇第六章に述べる通りである。

白人と接觸以來島民は硬貨の用を學び、賣買といふ觀念を養うたので、各地に店舖（倉庫とよばれる）が設けられ、物品の頒布を行ふやうになつた。貨幣が最早く輸入せられたのはマリアナ群島で、東部諸島に於ては十八世紀の中葉に智利銀貨が輸入せられ、爾後僅々五―六十年の間にペソ（マニラ）、マーク（獨逸）と轉々し、今又圓銀を用ひることになつたので、島民の貨幣に關する智識は一般の邦人よりも寧ろ銳敏であるといふことである。さりながら交通の便のない僻地では貨幣を用ひる所がないので、尚依然として物々交換が行はれて居るのである。

貨幣及賣買

第四章　人　事

一　姙娠分娩

受胎が神わざであるといふ信仰は昔のミクロネシア島民の間にも存したのであらうと思はれるが、神婚神胎傳説の記錄、採集せられたものがない。父なし子を生むことが恥とせられなかつた此地では強て父系を神に託することを必要としなかつたのであらう。女兒は通例十三―四歳から受胎するから多産のものも少くはない。サイパンから報告せられた一例によると男女二十人の子を産んだチャモロ婦人があるといふことである。チャモロ人は男女間の規律が比較的嚴重で、一夫一婦の制が守られて居り、一般に多産が喜ばれる風習があるので、懐姙藥を用ひるものがある。其はナナス（土名。學名不詳、以下同斷）及ダリサイの新芽、ハライハイ及ブブルの葉を石臼で粉碎して食鹽を加へ、バナナの葉に包んで火炎で煖めたものを膣中に挿入し、四―五日後に交接すれば效驗があるといはれて居る（支廳報告）。

懐姙藥

他の諸島では概して多産を欲せぬやうである。其原因は食物の不足と性的慾求とによるものである。洋中に隔絶せる孤島に於ては收養人口に限度があるのみならず、過剰人口の爲に他島に新移住地を求めるこ

産兒制限

とも困難であるから、文明人のするやうに産兒制限が行はれたのであるが、其以外にも分娩前後に於ける房事の制禁が嚴重であるので、懐胎を厭ふものが少くはない。産兒制限の方法は避姙、墮胎、棄殺であるが、此世の風にあたつたものを遺棄殺害することは少くとも近代に於ては行はれなかつた。ポナペの口碑によれば昔は男兒の多く生まれることを喜ばず、之を殺したといひ（支廳報告）、マーシャル島では第三人目の子を育ててはならぬといふ迷信があり、饑饉の爲に生みの子を生埋にし、或は不具の子を殺すことがあつたといふことである（エルトランド一二七頁）。避姙の方法として知られて居るのは避姙藥を用ひることを第一とし、或種の草根、木皮を煎じて飲む。サイパン島のカロリン人の用ひるものはアルバハカン（木）、ボルブブルト（草）、ゼルバ・サンタ・マリア（木）の葉、根、莖、花を混じ、約一律の水を以て煎じたもので、其汁を二―三回に分服する（支廳報告）。恐らくは中央カロリンの鄉土から傳來した處方であらう。ヤップ島の婦女は月經の終るころ海水を煮沸飲用して受胎を避ける。此地では特に姙娠を厭ふ風習はないから、之を用ひるのは姦通、私通等の場合である（支廳報告）。エルトランドによればマーシャル島では婚姻の初年は避姙するのが例で、其方法は精液を膣外に放出するのであるが、房事過多の結果は自然の避姙法となるといふことである（E一二四頁）。墮胎は普く各地で行はれる。チャモロ人は受胎後三ケ月以内に木麻黄、松の皮、アバス（木）の根を水に浸出して飲用するといはれ（支廳報告）、他の諸島でも墮胎藥を用ひることがあるが處方不明である。屢〻水浴し又は按腹することも亦墮胎の一方法で、マーシャル島では腹部に油を塗り（支廳報告）、瓶又は手を以て摩擦するといふことである（エルトランド一二四頁）。

避姙法

墮胎

一　姙娠分娩

妊娠及分娩に關する禁忌

妊婦の日常生活は出産期に近づくに從ひ過激な運動を回避するといふことの外、普通人と異つた所はないが、出産は婦人の生死に關する大事であるから、種々の禁忌、迷信を生じたのは寧ろ當然のことである。之に關する資料の甚乏しいのは遺憾であるが、尙サイパン外一―二島から次の如く報告せられて居る。

（サイパン島）

- 妊婦と其夫とは家を出るとき戸口で躊躇してはならぬ。躊躇すると難産する。
- 妊婦と其夫は遊びに行かうか、行くまいかと思案しながら外を見ることを忌む。
- 妊婦又は其夫とが寢ながら入口の扉を蹴ると胎兒が足から生まれる。
- 妊婦又は其夫が鷄、犬等を殺せば胎兒は生物が斃死するときのやうにブルブル慄へる。

（カロリン人共通）

- 妊婦と其夫とは他人を憎んではならぬ。憎んだ人に似た子が生まれる處がある。
- 妊婦が夜陰に外を歩くと流産し或はタウタウ・ハルム・タノの祟りを受ける。
- 月蝕の夜妊婦が外に出ると不具の子が生まれる（カロリン人共通）
- 月蝕の際、妊婦が鋏を腹に當てて居らぬと不具者が生まれる。
- 妊婦の夫は山に行くとき網を肩にかけることなく手に持つて居らねばならぬ。さうせぬと産兒に臍の緒が卷きつく。
- 妊婦が戸口に腰をかけ足を垂れて居ると子供が足から生まれる（カロリン人）。
- 分娩の際太陽の西に沒するのを見ると母子に異狀が起る。
- 外から歸つて來たものが直に産褥に行くと　兒は病氣になる（カロリン人共通）。
- 産婆を同行して歸るとき椰子油に浸した繩に火をつけて持つて歸らぬと産兒に障がある――此火は魔を攘ふものである。

（マーシャル）

- 夜散歩せぬこと。
- 歩行中食物をとらぬこと。
- 他人の調理した食物を食はぬやうにすること。
- 占トにより吉兆を得るにあらざれば住居を移さぬこと。

（ヤップ）――ヤップ島要覽所載

- 妊婦の夫は龜の肉、バナナ、木から落ちた椰子の實を食はぬこと、又家屋樹木を倒さぬ事。
- 妊婦が蟹又は斑のある魚類を食ふと不具者又は斑點のある子が生れる。

右の外産穢といふ觀念から出たらしい禁忌がある（第二章第八目參照）。例へば産前産後長期に亙る性交の禁と妊婦の食物の禁忌とは衛生上の顧慮とのみ斷定することは出來ぬ。パラウ島では妊婦六ケ月に達すれば其女の生家では祝宴を開き妊婦を引取つて分娩後六ケ月間嚴に性交を禁ずる。ヤップ島でも懷胎が分明した後には一切交接を絶ち、ガールの木の新芽とムギノの葉とを束にしたものを膣内に挿入し、三―四日毎

に取かへる。サイパンのカロリン人も妻の姙娠八ケ月に達すれば夫は家を出で集會屋に起臥する。其は妻が不淨であるが故である（各支廳報告）。他の諸島については報告がないが、恐らくは同樣の慣習があつたのであらう。チャモロ人の間には此禁が存せず、分娩間近まで同衾するといひ（支廳報告）、マーシャル島では分娩後數日以内に夫は妻に接することを義務とし、之を怠るに於ては他の男子が之に代はる權利を得、時としては永久に此權利が存續することがある（エルトランド一二五頁）といふのは——フィンシは一ケ月間性交を禁ずると報告した（F一三一頁）——甚しく齟齬した事實のやうに思はれるが、或る他の理由から習俗が改まつたのであらう。之に反し食物の禁忌はチャモロ人間にも存し、姙婦には西瓜、椰子乳、珈琲、ココア、甘蔗等を與へぬ。ヤップでは上記の如くバナナ等の食用を禁じ、パラウでは魚類及或種の果實を忌む（各支廳報告）。ルク島では姙婦は水浴を愼むといふに反し、マーシャルでは毎日海水を浴する習慣がある（支廳報告及エルトランド一二四頁）のは奇とすべきである。

産室

特に産室を建てる風俗は現在クサイ島に於て稀に見るのみであるが（駐在員報告）、マーシャル群島に於ても舊時は小い産室を建て魔除の火を焚いた——火はパンダヌス木片四本に點じて絶やさぬやうにする。三本は凶で母體に害を及ぼすとせられた——と報告せられ（エルトランド一二五頁）、パラウ島でも富裕者は住宅の傍にアウロナといふ一小舍を設けて（後篇第二章參照）産室にあて、ルク島に於てもイム・エン・ウォ（サイパン人はイマナカと稱へる）といふ磯屋（ケガレヤ）が産室の用に供せられる所を見ると（後記參照）、住宅に於て分娩することを忌む風習が一般に行はれて居たのであらう。ヤップ島では本宅の外に孀屋（ツマヤ）の設があるから、分娩は勿論其小舍で行はれるのであるが、爾餘の諸島に於ては（磯屋のあるものを除き）屋内を産所に充當する。但しチャモロ人は屋内に蓆帷を垂れた區劃を作つて産所としたが、今では家屋は少くとも二房に區劃してあるから、出産の場合には平素寢所に用ひて居る室を之に充て、窓を閉めて屋内を暗黑にして置く、パラウでは分娩の際家人は皆屋外に出て其終るを待つといふことである（各支廳報告）。

助産、出産

クサイ、サイパン等では助産を職業とするものもあるが、普通は親戚知己の考巧な婦人が之に任ずるやうである。されば産前産後の手當などは不行屆勝であるが、天の配劑は妙を得て多くは正位、安産で、稀に胎位を正し、按腹によつて後産を促し、或は手を以て胞衣を引き出す等の手術を要するのみである、マーシャル島では分娩後二—三日を經ば離床し、其他に在つても十日後には産室を離れる。

「南洋風土」によればルク島にも助産を業とするものがあつて、招かれて姙婦を診し、初産婦には土語ドルンといふ薑に似た草根を擦りおろして椰子の油を和へたものを膣にぬりつけ、又陰口を擴げて（？）出産を容易ならしめる。産氣がついたことが知れ渡ると宿怨又は惡意のあるものに呪詛せられる虞があるから、極めて之を祕密にし、産婆以外には親近の婦人のみが立會うて窃に取上げる。かくて無事出産すると、青芝草を焚いて其火の上に初生兒をかざし、男兒ならば「抄網（スクヒ）、梭を持ち來れ」女兒ならば「抒網、梭を持ち來れ」と唱へて祝ひ女兒ならば「抒網、梭を持つて來い」というて祝ひ女兒ならば「抒網、梭を持ち來れ」と唱へて祝福するのである（二九—三〇頁）。

臍帶、胞衣の處分

臍緒を切るには竹刀を用ひることを例としたが——日本紀神代卷にも竹刀を用ひたことが記錄せられて居る——マーシャル島では貝殼の鋭緣を以て切斷し、サイパン、クサイ等では鋏、剃刀をも使用するやうに

なつた。但しチャモロ人は必ず他家の鋏を借りて用ひ、自家のものは使はぬといふことである（支廳報告）。切斷の方法は各地略〻同樣で、ヒビスクスの纖維（今では棉絲を用ひる）で二ヶ所に結紮を施し——ルクでは左右の拇指と食指とを以て腹部と胎盤の方とに向つて扱いた後結紮する——其中間を切る。チャモロ人は臍帶脫落の後其跡に椰子の果肉から搾つた液汁を塗抹するが、之が爲に皮膚を刺戟して充血發熱を起し死に至らしめることがある。胞衣は通例土中に埋め、或は海に流すが、チャモロ人は之を蘘穗に裹み、人に踏まれることを避けるために住宅の床下を二三尺掘り下げて埋めるといふことである。脫落した臍帶も亦胞衣と同樣に處分するのが普通であるが、マーシャル島に於ては男兒のものは海に流して海幸の多からんことを祝福し、女兒のものはパンダヌスの茂みに藏して生長後編ものが上手となることを祈る（エルトランド三三八頁）。サイパン島のカロリン人は椰子油を充たした小瓶中に次々生まれる子女の臍帶を藏し、末子が十歲に達するに及びて海中の深所に投入する。其は他人の手に觸れ、足に踏まれることを厭ふからであるといふことであるが（支廳報告）、恐らくは臍の緒に魔物がつくといふ信仰があつたのであらう。

産湯

産湯については報告を求めることを忘れたので、新しい材料を供給せられなかつたがフィンシによればマーシャル島では雨水で洗ひ椰子の油を塗るといひ（E一三一頁）、ヤップ島では海水で濺ぎ（「ヤップ要覽」）、ア・ナウル島に於ては或る植物の葉の煎汁で拭ふといふことである（「南洋風土」二七三頁）。

二　育　兒

出産祝

子女生誕の際は程々の祝をする。マーシャルでは出產後親族知己の產屋見舞をうけ、三週間の後父の家に連れ歸つて祝典をあげ、踊を催し、時としては數夜に亙ることがあつた（フィンシ一三一頁）。パラウでも初生兒の生誕には部落の婦女が殆ど全部集まつて祝ふことがある（支廳報告）。ア・ナウル島では通例出產後四ヶ月を經て產婦の父母が部落のものを饗應し此日始めて嬰兒を抱いて產室外に出て披露するといふことである（「南洋風土」二七三頁）。此等はいづれも酋長又は有力者の場合であらうと思はれる。其際祖靈を祭るや否やといふことについては報告はないが、パラウで姙娠中胎兒の男女、出產の安否について椰子殼の下によつて神意を聞く習慣が殘つて居るといふことであるから（坂元調查）、無事出產の報告祭もあつて然るべきである。ドクトル・セムペルはピレリウ島のアクロハベルといふ所に於て其地の酋長の妹で產後十日を經た年少の婦人が民衆を集めて或る儀式を行ふのを目擊した。其記事によると式場は住宅の前面に設けた高さ約十尺の櫓で之に梯子をかけ、家から櫓まで蓆を敷き詰め、右の婦人は頭髮の髻を高く前方に突き出して結び、額髮に眞紅の棉花の房をつけた二本の笄を挿し、全身を赤く塗り、徐に梯子を登つて櫓の上に跪き、稍〻暫く兩臂を斜に胸に押し當てて居たが、やがて之を起して手を前方にさしのべ、次で胸の前で腕を組んだ。約十五分で式を終り、梯子を下つて脚を洗うてのち家にはいつた（S三〇四頁）。セムペル

生誕祭

が人から聞いた所によると之はア・ナウル島の風習で、酋長の妹に限つて行ふ儀式であるから、恐らくは氏族相續人（前篇第三章參照）出生の報告祭であらう。マーシャル島では生誕後の滿月の夜から二―三日を經て淸祓式を行ふ。之を司るものは一老巫で、椰子の花梗基にある劍菱狀の葉を取つて新生兒の頭髮を焦し、然る後火を消して孔を掘り、之に吸附貝の殼（Klammuschelscheibe）と食用螺とを埋める。母親の背には結目をつくつた椰子の葉（第二章第五目參照）をかけ、乳兒が健康で乳離のよいことの護りとする。此際唱へられる呪文は新生兒の長壽と福祉とを祈るものである。兩親は日沒まで斷食することを要する（エルトランド一二五頁）。右の外出産に關する特種の風俗として報告せられたものはなく、割禮の行はれた形跡も見えぬ。基督教が普及して以來宣教師は特に新生兒に目をつけ、之に洗禮を施すことに努めるから、舊信仰による上述の如き神事は自然廢絕を免かれぬのである。

命名

基督教に歸依した島民は其教義に基いて命名式を行ひ、洗禮の際宣教師が名を與へるか若くは委囑せられた名附親が新生兒の尊屬に因んで命名するのであるが、此地の舊習には命名式といふものはなかつたやうで　命名の時機も定まつて居なかつた。エルトラシドはマーシャル島について上記の淸祓の際命名すると記述したが（E 一二六頁）、フィンシは何等の儀式もないといひ（F 一三一頁）、支廳からは三週間乃至數月の後と報告せられた。ルクでは孩兒が步行するやうになつてから名を與へるといふことである（支廳報告）。右の如く命名が重要視せられぬのは名といふものに對する觀念が相違して居る爲で、姓名は決して其持主の吉凶禍福に關係のあるものとせられなかつたからである。我古俗に於ても基督教徒の敎名の如きものは

名の意義

勿論、支那式の實名、卽ち後代の名乘に相當するものはなく、唯他人と區別する爲の稱呼として尊號、敬稱、通稱、アザ名（渾名）の外に幼時のよび名があつたのみである。古人の童名にクソとか、ホドとかいふやうな甚尾籠なものがあるのは其子の行末屎の如く陰の如くあれかしと祈つてつけたわけではなく、ただ偶然よび習はしたものに過ぎぬ。それ故に大ホドの皇子に他に美名があつたといふ記錄もなく、紀の貫之（幼名クソ）の本名は實定であつたのが、殿中で冠を落したので戲（ザレ）て貫之とかへたといふ說は根據のないことで、どうやら作り話らしい。ミクロネシア人の名も、右のよび名に類するもので、マーシャル島の例によつていへば、ロア（舟）、レリム（滲水汲（アカみづ））、レルン（椰子脫殼器）、ラウイヤ（敏速）、レチェーエゴル（漁を厭がる人）、レチュウール（柱）――以上男の名――ネーマット（滿腹）、リジェクエ（貝の名）、リジップレ（魚の名）、リギ（齒）、リワジリク（小舟）、リゼシブチン（獨身者）、ネイボウ（天井）、ルーデリク（小い花）――以上女の名、リは女性を標識する接頭語である――などで、パラウ島でもア・キワ・ギズ（山越）、コラケル（帆柱）などいふ名がある（セムペル）。後者は丈のたかい女に與へられたものであつた。それ故に成人して或る稱號を得た後は、童名をもつて呼ぶことは無禮とせられたが、敎名を諱むことはない。例へばボナペ島ロンキチのナニペ（職名）は同島第一の土豪で、有力者であるが、自らもヘンリー・ナニペと名乘り、他人もしか呼ぶのである。有名なクサイの前トコサ（島王）はキング・ジョージといふ名を以て知られて居た。勿論よび名又はあざ名にも若干褒貶の意の含まれて居るものもある。例へばマーシャル島ではリ某といふ名を男に與へて侮辱の意を表示するといはれ（エルトランド）、クワジレンの

酋長ラウナは知名の長老に因んで其子をレジェブギと命名した（フィンシ）。パラウ島ではクロルパク（大酋長）、ビスマークなどいふ名を有するものがあり、有名な祖先の名をとることがある。此風習はクサイにも行はれて居る（支廳及駐在員報告）。他人と名を交換する風習がマーシャル島民の間に殘つて居るとフィンシは報告したが（F一二九頁）、往昔同地又は他島に行はれたといふ證據はあげられて居らぬのである。

哺乳期間

身分の高下を問はず哺乳を厭ふやうな惡習はないが、サイパン在住のカロリン人間では哺乳期間夫が共同屋に起臥して妻と同棲せぬので、乳齒が生え始めると（生後五―六月）乳を離す風習がある（支廳報告）。之に反して次の姙娠其他の理由により離乳の必要を生ずるまでいつまでも乳房を含めるものも少くはない。フィンシはマーシャル島について哺乳期間を三―四歳までと報告し（F一三一頁）、エルトランドも亦酋長の子は往々七―八歳まで乳母の乳を飲むと記述したが（F一二六頁）、支廳の報告に一年以内とあるのが普通の狀態であらう。

乳母、母乳代用品

母乳が出ぬ場合に乳母に託することもマーシャル、クサイ、パラウ等には以前から例はあるが、多くは貰ひ乳又は他の滋養を以て之に代へる。代用品は今では牛乳、オモユ、米の粉の溶汁に砂糖を加へたもの、葛湯などを與へるが、昔は椰子乳、椰子の花梗の糖汁、椰子果肉から搾つた液汁を用ひ、漸次固形食品に移した。慈愛の情はいづこも變りはなく、兩親は己の食を減じても子を哺むことを怠らず、子故の盜を敢てした例もエルトランドによつて報告せられて居るが（E一二七頁）、訓育といふことには殆ど無關心で、小兒は見覺え聞きおぼえに智識をひろめて行くのである。

入社式

パラウ及西カロリン諸島では男童は七―八歳に達すれば母の手を離れて共同屋に起居する。さりながら之が爲に特に入社式を行ふことはないやうである。クバリーの報告によればポナペ島のロン・キチには ジャモラウといふ宗教結社があつて、酋長及若干清められたものが受驗の上入社し、其徽章として散髮することなく常に髻を結び、一年に一回石の垣を匝らした神聖な場所に集會するといふことであるが（フィンシの引用に據る）、ジャモラウはシャモロウ即ち司祭者の義で、結髮は今でも行はれて居る神職の扮裝であるから（後篇第一章參照）此報告には餘り多くの信用を拂ふことは出來ぬ。或は上章に揭げた古代社會制度の名殘で之に信仰的行事が加はつたのではあるまいか。さりながらクバリー說の如く之が一宗教的結社であるとすれば此地のみに行はれる睾丸摘出の奇習も或は入社式の一條件であつたかも知れぬ。カベザ・ベレイロは之に關して次の如く記述した（C一四〇頁以下）。

睾丸摘出（カストレーション）

睾丸の摘出は大疼痛を忍ばねばならぬのみならず、往々掀衝、發熱の爲に生命を失ふことがあるが、之を敢てせぬものは勇氣に乏しい卑怯ものとして異性から輕蔑せられるので、其嘲笑を免かれる爲に十六歳から二十歳までの間に之を決行する。決心をした場合には先づ犧牲を屠り――神を祭る爲であらう――友人と共に醉ひ潰れるまで酒を飲んで前祝をする。手術を受ける爲には河流の近くにある友人又は親族の家に移り或は村少女に知られぬやうに小川の貫流する森の中に小舍を建てる。既婚者は妻女にも之を祕するのである。手術者は多くは老翁で、ジョン・ラカラク（睾丸摘出師）と呼ばれ、各邦に三人乃至四人の之を業とするものがある。

手術の方法は被術者をして睾丸を股の間から後に現はして横臥せしめ、手術者は其上に馬乗になり、左の手で陰嚢を握り皮をこき下げて右手にメスを取つて迅速に上下二ケ所の皮を切り開き左睾丸を押し出して之を取除く。勿論出血が多量であるけれども時々之を拭ふだけで、藥劑を用ひて止めようともせず、手術が終れば直に引上げる。立會の友人は三日間附添うて成るべく身體を動かさしめぬやうに介抱する。掀衝がとれて多少化膿すると附近の川に連れ行き、モコモクといふ木の皮で作つた大きな樋の一端から約半時間傷面に水を注ぐ。此洗滌は毎日二回日沒と日出とに行ひ、其以外の時間は平臥して居る。八日乃至十日經過すると傷面に瘢痕を生じて快癒に向ふのである。歩行が自由になると豫め、妻、姉妹若くは母に作らせて置いた新しい裳をつけ、花鬘を被り、油を塗り、黄粉を施し、欣然として自分を男にしてくれた友人を歴訪し、同時に未婚少女のある家を廻つて其賞讃と祝辭とを受けるのである。

此奇習は南アフリカのコラモス(?)、リオ島のバジョ族及南太平洋の或島にも行はれて居るといふことであるが、ミクロネシアではボナペに存するのみで、其由來も全く不明である。カベザは單に蠻勇の表彰とのみ解したやうであるが、其だけでは合點が行かぬのみならず、或は象皮病回避の手段といひ(フィンシ二三九頁)、或は次に掲げる性慾的要求といふのも十分の説明として首肯するに足らぬ。或は楚王細腰を好んで宮中に餓死多しといふやうな古事來歴があつたのではあるまいか。

三　性的慣習

熱帶地の常として男女共に早熟である。エルトランドによればマーシャル島では男童は十一歳乃至十二歳、女兒は九歳乃至十一歳で成熟するが、其以前から兩性共に盛に手淫を行ふといふことである。上記の如く男子には入社式又は成年式といふものはないが、ルクでは十三―四歳の頃約一ケ月間共同屋に起居し、其終に祝宴を催して大人の仲間入をする。サイパン島のカロリン人間に於ても往昔は陰毛を生ずるころ日を定めて親戚近隣を招いて祝宴を開き、招かれたものは進物として食品等を持ち寄り、當人は其母から贈られた新しい犢鼻褌を穿ち、あらゆる裝身具を佩びて宴に列した。又ロタ島のチャモロ人は十五歳に達するとウットウ――ウト(屋)、タウ(人)の約、即ち男屋――といふ共同屋に入り、始めて大人の集會に列する。其際煙草、椰子の實等程々の音物を呈するといふことである(サイパン支廳報告)。

元服

成女式

ロタ島では女子が初めて月華を見る際、其第一日に當人を軒下に立たしめ、家族の一人が長さ約二間の竹筒に水をいれたものを携へて屋根の上に登り、之を女子の頭の上に注ぎかけた後、身體に椰子油を塗り、髪の毛を引張つて祝ふ(太く長くなるやうに)。右終つて美しく着かざりパンダヌスの葉を摘みに行く。此日は業を休んで祝宴を張り、次日から婦人の共同屋――同じくウットウといふと報告せられて居るが、尚調査を要する――に移り、結婚まで之に起臥するのである(支廳報告)。共同女屋には二名の老監督者があ

つて、見合の爲の外男子の出入を阻止し、情話猥談を禁じ風規が極めて嚴格に維持せられると報告せられて居るが、嬉どひを許すのを見ても童貞を保つことが此共同屋の本初の目的ではなかつたと思はれる。恐らくは宣教師の干渉によつて改善せられたのであらう。ヤップ島に於ては初度通經の際は三―四ケ月穢屋に引籠るを要し、男子と面接することを禁止せられる（支廳報告）。

サイパン在住のカロリン人の古俗として傳へられる所によれば、初度通經の終つた日祝宴を設けて披露し、當人は正裝して親族の婦人に伴はれ、部落内を一巡する――部落一巡だけは今でも行はれて居る――其夜は親族の既婚婦人が二名附添うて家毎に設けた穢小舍に退き、かねて謀しあはせた男が忍んで來るのを見て之を避け、事終るを待つて再び歸つて共に寢に就くことを例とした（支廳報告）。此風習は他のカロリン諸島では跡を絶つたやうであるが、最東方に隔在するマーシャル島に於ては今も尚行はれて居ることがエルトランド師によつて報告せられた（E一三三―一三四頁）。ことに酋長の娘の成年式（元服）は盛大に擧行せられる。エルトランドによれば、其期日が定まると配下の民は食物、蓆、花等を携へて慶賀の爲に參集する。當人は内濱に近く設けられた小屋に於て巫によつて祓ひ清められ、全身に芳香のある椰子油を塗られた後、海濱に出て禊をする。其後二―三週間小屋に引籠つて嚴重な齋戒に服し、晝間は兩脚を密着して眞直に伸ばした儘身動きもせずして安靜を守り、夜間は蓆の上に身を横へる。其間配下の婦女は交番に隣室に宿直する。期限を過ぐれば大饗宴を催し、其夜身内の長者によつて蕾の花を散らされるのであるが、島内に身分の相當したものがない時には他の島から招くこともある。平民の娘も程々の祝賀を行ひ、

酋長に初夜を捧げるのである。此の酋長の初夜權については既述の如く（第二三二頁）支廳の報告は之を否認して居る。

ミクロネシアの社會組織上未婚男女の情交の自由なことは既に屢、述べた通りである。其結果淫風が盛んで貞操觀念の絶無であるのは免れがたきことで、享樂の少い此島では肉交を以て人生の最大快樂として居る傾がある。上記ボナペの睾丸摘出の如きも土人を情婦とした經驗のある或人から聞いた所によると、房中の快を貪る婦人の要求が此變風を助長せしめたといふことである――フィンシも亦多年ボナペに在住した一海員から同樣の說を聞いたと記述して居る（F二三九頁）――サイパン支廳からの報道によればカロリン人の婦人の間には人工的に陰核を大きくする風習がある。其は前記の成女式の後情夫の手によつて行はれるもので、方法は不明であるが、局部の尙軟かなうちに之を引伸ばすので、結婚後も往々初產の時まで夫が其施術を續行することがある。其目的は勿論快感を增す爲であらねばならぬ。――クバリーは此手術は同人の巡察した各地に行はれ、吸出法によると報告した（K八八頁）。

さりながら此快樂を極度に濫用せぬだけの制限は自ら備はつて居る。其はケガレ（穢）といふ觀念から發生したもので、之を犯せば其程度に應じて神罰があると信ぜられた。同族相姦することは大なるケガレで時としては死を以て罪せられ、同氏族の男女が互に猥褻な話をすることさへ嚴禁せられて居る。許された夫婦、情人間の性交も小いケガレであるから、清い仕事、重大な仕事、危險な仕事をする前日には之を愼まねばならぬ。婦人の肉體に起る月々の變調期間はケガレ屋に別居させ、其飮食物

を烹炊するにも別火を用ひる等嚴重な禁忌があつた（第二章第八目參照）。婦人は其期間神及貴人の前に出ることを許されぬ。產兒も亦ケガレであるとして男子は其前後數週乃至數月の間之に近接することを禁ぜられた。此等の禁忌に觸れぬ場合でも穢を人に知れることを羞ぢざるを得ぬから暗所又は人目を避けて之を行ふ。猥にケガレをそゝらぬやうに神は人間の羞恥部に長い毛髮を作り與へたのであるが、玉簾（タマグシ）の內ぞゆかしき」などといふ不心得ものも現はれるので、更に其上を蔽ふ腰衣が先づ案出せられたのである。

月の穢

ケガレ屋は今も尙ヤップ島に存在する。各部落毎に別個の小屋があつて月經時の婦人は之に引籠り、初度通經の際には上記の如く數月に亙り此小屋に起居するのである。男子が之に近づくことは最重い罪として往々死に處せられることは既述の通りである（第二六四頁參照）。ルク及中央カロリン諸島では家毎にイム・エン・ウォといふ草小舍又は差かけ小屋を設けて之に充てたが、今では漸次廢絕に赴かんとして居る。マーシャル島でも舊時は屋外に差かけを作り嚴重に隔離した（エルトランド一三五頁）。サイパンのカロリン婦人は月經の期間每日海に赴いて局部を洗滌するといふことである（支廳報告）。

誘引

自由な交通の間にも相思戀慕の情はある、女人が男子の要求を拒むことは殆ど有り得ぬやうであるが、男子が異性の挑みに應ぜぬ——若くは應じ得ぬ——場合は少くはない。唯マーシャル島に於ては配下の民は女酋（リロジ）の意に背くことを許されなかつたので、之が爲に其配偶者たる酋長の嫉妬をかひ、生命を失うたものもあつたといふことである（エルトランド一二六頁）。さりながら女から言ひ寄るのは思ひに餘つた場合に限り、通例は男の誘ひをまつのである。エルトランドによればマーシャル島では惚れた女を見

密會

かけた場合、男は合圖としたマッチの棒を耳に挾み、或は紙片を丸めて女の脚下に投げつけ、又は目配せする。立聞く人がなければ男から女陰のことをいひかけ、女之に同意すれば陽物を稱へて答へる。兩人は道をちがへて或る場所で落ちあひ、或は一方がおくれて後を追ふ。此場合には木の枝を折つて道しるべとする。密會所は多くは野外で、男は草木の葉を敷いて寢床を設けるのである（E一三三頁）。

夜間女を呼び出す爲には礫を投げて合圖とし、或は豫めパンダヌスの葉でトうて成功を確めた後、大膽にも廣くもない家の中に忍び込む。其は女が夫と同衾して居る場合にも行はれることである（E一一九頁）。クバリーによればルク島では夜間女の許に通ふ男子はフェナイと稱する杖（後篇第一章參照）を携へ、之を草壁の隙間から女の寢所にさし込んで搖り起す。杖には其々の持主の記號が刻みつけてあるので、手さぐりにも誰が軒の下に立つて居るかといふことが判るから、其が思ふ男であつた場合には女は家の外に忍び出るといふことである。クバリーはフェナイの本源をラドロン（グァム）のウリタオ（?）といふ祕密結社にあるらしいといひながら、右の風習はルク島に限られて居るとフィンシに告げたといふことであるが（F三〇八頁）、サイパン島のカロリン人間にも同じ風俗が行はれて居る（支廳報告）。其外にも口笛、鼻笛（後篇第七章參照）を以て合圖とし、モダーン・ボーイはハーモニカを用ひ、或は故意に壁際に寢ね、草壁の破れ孔から毛髮を外に垂らして忍び男に引張らせるモダーン。ガールもあると報告せられた。

他の諸島については委しい報告はないが、大體はかはりがあるまいと思はれる。パラウ及ヤップに上記のやうにアル・メノル（ヤップ語メスピル）と稱へて未婚女が或る年月の間男子の共同屋に宿泊し、相手

アル・メノル（巫娼）・

を嫌はず――判然たる報告はないが、同氏族を避けるのであらう――報酬をうけて男子に接する風習がある。形の上からいへば娼婦と同一であるが、其起原は宗教的信仰にあるらしく、島民の觀念では決して卑しむべき業と見られて居らぬのみならず、可婚女がいつまでも父母の家に留まつて居るのは穀潰しとして嘲けられ、女の義務（マケサン）として一度はバイ（共同屋）の生活をしたものでないと結婚の資格がないとせられて居た（セムペル三二三―三二四頁）。數多い男子に接する順番がどのやうに定められて居るか、どこで事を行ふかといふことについては報告がないが、痴情による爭鬪、又傷も起らぬ所を見ると、一定の規律があつて、バイの神聖を瀆すやうなことはないものと思はれる。

右の如く肉慾を充たすことは極めて自由であるから、其だけの爲ならば結婚生活の必要はないのであるが、既記の所有慾（第二五五頁參照）と、異性の間に自ら起る戀愛の情とによつて放縱な境涯を棄てて男女互に定まつた配偶を選ぶのである。さりながら兩者は對等の資格を以て結合するものではなく、男が女を購ふ形式をとることは既述の通りである（第三章第二目）。買妻の代償は財物又は勞働である。後者の方が古い形式であることは勿論であるが、其風習は殆ど廢絶に近づいた。今では中央カロリン中の低砂島（モルトロック等）に於て之を見るのみであるが、其痕跡は諸方に殘つて居る。例へばロタ島（マリアナ群島）では、夫は食料品、寢具等を携へて妻の家に就き、結婚後一―二年間を過すのであるが、其間食料は男の親から送付する。又サイパン島在住のカロリン人間に在つては新夫婦は結婚の日から七月の後、女の里家に移るのが例であつた（支廳報告）。ルク、ヤップ、パラウに於ても妻の生家の爲に若干の勞役に服する習

慣がある。納采（嬬どひの物）としては男から豚、其他の家畜、小麥粉、玉蜀黍等の食品竝に薪（以上サイパン島チャモロ族）、珍らしい貝（貨？）（ロタ島チャモロ人）、貝貨、石貨（ヤップ）、珠玉（パラウ）、鉤（アリバリ）、蓆（マーシャル）其他被服具、裝身具、果實、食料品等を女の家に贈るが、女の側から贈物（百取の机代の物）をすることはヤップ島に其風習が殘つて居るのである。卽ち新婦の生家又は親族から新郎の家に貝貨、石貨、椰子の實等を贈與するのである。

買妻

掠奪結婚

買妻の資のない場合、又は之を吝み、若くは不當な要求をうけた場合、暴力を以て婦女を掠奪することも有り得た。ヤップ島には其遺風があるが、相思の間がらなるに於ては女の兩親は之を如何ともすることが出來ぬ。――女の不承諾の場合には誘拐の罪に問はれることは勿論である――クサイ島でも相思の男女が謀しあはせて家出して夫婦となることがある（各支廳及駐在員報告）。

結婚式

基督教に歸依したものは勿論教會で結婚式を擧げるが、舊俗では際立つた式といふものはない。いづれの場合にも身分相當な祝宴を催すのが例で、恐らくは祖神も亦來賓中に加へられたのであらう。婚後親族を歷訪することは一般に行はれた風習であつたらしい（カベザ一二四頁及サイパン支廳報告）。

姦通、離婚

有夫姦に對しては極めて嚴重な制裁があるが、其は主として所有權の侵害を咎めるものであることは前章に述べた通りで、貞操といふ觀念から出たものでないから、有妻の男子が他の女に通ずることは少しも妨がないのみならず、離婚も亦尋常茶飯事である。但し妻から離婚を求めることはしかく容易ではない。マーシャル島では夫婦喧嘩が起り若くは夫に不實の兆が見えた場合には何時でも離緣するといふ約束の下

に結婚するものがあるといふことであるが（エルトランド一一九頁）、通例購はれた妻には其自由が與へられて居らぬ。夫が同族相姦の禁を犯した場合には當然離婚の理由となり、マーシャル島では兄妹の配偶者相互の姦通又は弟姉の配偶者相互の姦通の場合も之に準ずる（支廳報告）。ポナペでは夫婦不和の場合、又は夫が妻を虐待する場合には親族會議に訴へ、多くは離別の判決が下される（カペザ一二四頁）。セムペルによれば、パラウ島では夫に懐らざる妻はバイ（男子共同屋）に遁げ込み、其夫が和解して戻さぬ限り、他の男に嫁しても妨がないとせられた（S三一九頁）。

戀情

右の如く妻女は不公平な立場に置かれて居るが、決して男子の玩弄品と看なされて居るのではなく、夫婦の間にはおのづから濃やかな愛情があり、熱烈な戀によつて結ばれたものもある。思案の外の一例としてフィンシの擧げた所によると、ルクの一小學校教師を勤めた餘り若くない一ポナペ婦人は十七になる男童と深い戀仲になり、フェファン島の老酋長カクは教會に養はれて居た十一——二歳の小娘に思を寄せて萬難を排して之を娶つたといふことである（F三〇八頁）。マーシャルの婦女は夫の死を悲しむの餘り、藻ぬけのからとなり、魂は木梢（コヌレ）を飛び廻ることがあると土人は確信して居る（エルトランド一二〇頁）。從て婦人の嫉妬心も相當に強く、酋長の寵愛する妾が嫡室の爲に死に致された例があり（エルトランド一二〇頁）セムペルによれば英人ジョンソンの第三の妾（パラウ土人）は夫の不實を怨み、泣いてクレイ（副酋長）の妻に訴へたといふことである（S六五頁）。此やうな例を擧げると限のないことであるが、要するに島民の夫婦關係は外人が想像するやうな半獸的のものではなく、性的慣習は決して無拘束ではないのである。

四　喪　葬

死因

島民の死因中には他殺變死も少くはないが、主として疾患によつて斃れるのである。氏族、集團間の闘爭が殆ど跡を絶つた今日では戰死といふものは絶無であるが、舊時に於ても上章に述べたやうに行戰の爲に多數の生靈を失ふやうなことはなかつた。マーシャル島では厭世の結果、椰子の樹の頂上から飛び下り、若くは入水するものがある（エルトランド一三六頁）といふことであるが、自殺は概して稀有のことに屬する。原因の何たるを問はず、死者、就中貴人、長老の遺體を大切にするのは靈魂信仰に起因するものといはねばならぬ。其故に喪祭を論ずる爲には先づ魂魄に對する島民の觀念を明にせねばならぬのであるが、遺憾ながら之に關する資料は極めて乏しい。エルトランドによればマーシャル島民が頭中に描く魂といふものは掻き廻はした沼の水のやうに濁ることもあり、又身體の奥に潜む清澄なものであるともいはれ、軀體を傷けずして之を離れ、惡魔の爲に取かへられることもある。上述のやうに悲の餘り拔け出した寡婦の魂が椰子の葉末にとまつて居るのが土人の眼に見えるといひ、五體がまだ動いて居る間に魂が神になつたものもあるといはれる。さりながら通例魂魄は死後六日間遺體に止まり、其後ミル環礁（トトル）のナリクリクといふ小島に向ひ——其地の住民は夜中噪がしい音を聞き、翌朝草叢などから死者の身につけた裝飾品などを發見することがあるといふ——南の磯を超えて更に北方に赴き、荒ぶる神ラジブイネアムエンの居所を過ぎて

魂魄に關する觀念

魂の行方

死の島（黄泉國）エォエレクに到達するとも謂はれて居る。此國の先住民は新來者のある毎に大きな舟か、小い舟か（ワ・レン・ケ?、ワ・テジ・ケ?）と尋ねる。大きな舟でついたものは直に幽靈（ジテブ）となり、小い舟に乘つて來たものは無爲の魂（ジテブララ）として終る。前者は島を匝らす低い石垣を越えて島內に入り來り、赤蟹を食用とするのであるが、後者は海の底深く沈み、海鼠を食うて過さねばならぬ是は決して在世の惡業の報ではない。諸の罪の報は死後には及ばぬものとせられて居るのである（E三二三頁）。

ジテブは夜間怖ろしい顏をした人間の形を以て夢枕にあらはれることがある。之を見たものは聲を立てることも、身を動かすことも出來ぬといふ。或は姿を見せずに人間に接近し、石をパンダヌスの葉に包んで人家に投げ込むこともある。生人とは談話せぬが、問に對しては口笛を以て應答するといはれて居る（E三二七頁以下）。

ア・ナウル（アンガウル）島の西南部には死者の魂が冥界に行く前に身を淨めるといはれる池がある。此池から黄泉に赴く途中に一つの橋を渡らねばならぬが、其袂に神が居つて在世の時の善惡を判じ、善人なれば無事に通すが、惡人であつた場合には海に投げ込むといはれて居る。右の池では夜間水の音を聞くことがある。島民は此池の附近を通過する時には絕えず自身の名を唱へる。さうせぬと魂が池に引寄せられて絕命すると信ぜられて居る（「南洋風土」二六八頁）。

右によると魂は必しも有力なものではなく、マーシャルにはアニジ（靈魂）とジテブ（幽靈）とが區別

られて居るやうであるが、カロリン群島では神をも魂をもアヌ（アニ）と稱へることは既述の通りである（第二章參照）。恐らくは昔の島民は善惡貴賤に拘はらず、死人の魂は皆アヌとして永劫不滅であると信して居たのであらうが、子孫の祭祀を受けると受けぬとにより、或は威力を示すと示さぬとによつて、其格に高下のあるものの如く考へられるやうになつたのであらう。

魂魄が不滅なると否とに拘はらず、人間としての生存は絕息を以て限とし、遺族のものは再び之と團欒の樂を共にすることが出來ぬので、永久の別として近親の死を悲しむことは古今東西變りのない人情である。ルクでは死に瀕した病者（又は負傷者）の枕邊に親族知己が集つて「お前は死ぬのか」といつて慟哭し、愈〻瞑目すると部落のものが大勢香奠（黄粉、香油、布片等）を携へて泣きに來る（「南洋風土」二八頁）。マーシャル島の酋長が死んだ場合には二日二夜間配下のものが集まつて故人の冥福を祈り、歌をうたうて靈を慰める。甚けしからぬ歌でも死者の喜びさうなものなら差支がないとせられて居る。喪に服するものは頭髮を切り、六日間は齋戒して日々墓參する（エルトランド三二四頁）。ポナペでも遺族のものは哭泣し、頭髮を切つて手向け（婦人は形式のみ）、死後二―三日の間每夜祭を行ひ、飮食を供へて歌舞するといふことである（カベザ・ベレイロ一四三頁）。

ヤップ島カプチナー教會の教父イレノイスが自身立ち會うた葬儀について記述した所によると死者（モナュとよばれた一少年）の枕邊には其母と祖母らしい老婦人が坐を構へ、モチュ、モチュ、ガフゴ、キレプ・アヌク（モチュ可愛や、死なずに居てくれ）ワイ・ナ・スクル（學校に行くやうになつてくれ）と泣き

叫び、周圍には大勢の女が取まいて身振をしながら輓歌をうたひ、其合間々々には檳榔子を噛み又は煙草を喫うて居た。折しも嫁入先から駈付けた姉が遠方からモチュ・オラゲク（私の弟モチュやい）と叫んで來たが、人をかき分けて屋内にころげ込むと更に慟哭を新にした。之を虚禮と見ることは誤まつて居るが、屋外に集まつた男子と子供は殆ど無關心のもののやうであつたと言ふことである（カプチナー教會一九一〇年度年報五〇頁）。

屍體の處分

死體は往昔海に遺棄することを例としたもののやうである。魂の抜け殻はミクロネシア人の原始信仰からいへばやぶれた草履のやうなものである。之が保存に意を勞した筈はない。今日では水葬は寧ろ除外例であるが、尚ルク、クサイ等に於ては近世まで主として水葬を營んだ。マーシャル島でも基督教普及までは土葬は酋長に限られて居たが（E三二四頁）、追々庶民にも普及し、今では酋長の歿後二ケ月以内に死亡したもののみが水葬に附せられることになつた（支廳報告）。クバリーによればモルトロック群島では戰場で打死したものは海の神（アヌ・セト）になるといはれ、遺體を水葬せられた（バスチアン一〇九頁）。其他パラウ離島中ソンソル、トコベ島にも水葬の遺風が殘つて居るといふことである（支廳報告）。水葬は死體を蓆で包み、錘（オモリ）をつけて海底に沈めるのが普通で、舟に入れて流すことはウリーに其例があると報告せられて居るのみである（バスチアン一一〇頁）。

水葬

さりながら故人の身につけ手に觸れた物品すらも記念としても追憶の種にするのが人情の常であるから、其魂を包んで居た肉體を永久に棄て去るに忍びなくなつたのは當然のことである。ミクロネシア全般の風

遺骨收藏

習ではなかつたかも知れぬが、死者の遺骨を收めて保存する風習があつた。昔のチャモロ人は各戸祖先の頭蓋骨を祭り、スペイン人との戰爭にも常に之を奉じて奮闘した（フリッツ「ロタ島」）。サイパンの巫覡（カーナ）が骸骨を藏して之に祈るといふのも（第二章參照）其遺風であらう。クバリーはルク島に於て骸骨が岩上に安置せられ、又は竈の上に釣してあるのを見たといひ、或る酋長が美しい妻の死後、之を戀ふ餘り、白骨を取りをさめたことを報告して居る（フィンシ三一九頁）。クサイ島に洗骨の風習のあることは既にバスチアンによつて報告せられたが（一〇六頁）、今日でも一旦土葬した遺骸の腐敗を待ち、之を掘り起して骨を洗ひ淨め、蓆に包んで再びもとの墳墓に藏める（駐在員報告）。ヤップ島に於ても舊時は死後約二ケ月の間遺體を屋内に止め、肉が全く腐爛して骨のみとなるを待つて埋葬するものもあつた（ヤップ島要覽）。此風習はポリネシア、メラネシア諸島及ギルバート島でも普く行はれて居ることであるから、其方面から傳習したものとも言ひ得るが、我沖繩島にも古來洗骨の俗があり、九州にも其形跡が存したといふことであるから、必しも模倣とのみ斷定することは出來ぬ。恐らくは收骨といふことが本初の目的であつたのであらう。收骨の最簡便な方法として火葬に付することはミクロネシア人は知らなかつたやうである。

洗骨

私は土葬の起原も亦收骨の爲ではなかつたらうかと考へるものである。肉の腐敗を防いで骨と共に保存する方法、卽ちミイラを作る技術は此島民は學ばなかつた。マーシャルの酋長の死體は腸を除き尻の穴に軟木の栓を挿し、鼻、耳、口は芳香のある土瀝青を以て塞ぎ、頭部身體に花を飾り、脊から胸にかけて赤貝の飾をつけた帶を卷きつけ、更に蓆で包むといふことであるが、其はミイラにする爲ではなく、遺族配下

土葬

の別を惜しむ間、急速に腐敗の來ることを阻止する爲である（エルトランド三二四頁）。右の外遺體處理の方法として報告せられた所によると、ボナペでは溫湯を以て頭から足の先までよく洗ひ、椰子油を塗り頭髮を梳つて華鬘をつけ、男子ならば布を裂いて身體に卷きつけ、婦人には上衣を被せる（カベザ一四二頁）。モルトロックでは全身に蓼黃粉を塗り、諸竅にも蓼黃の栓をする（フィンシ三一八頁）。パラウでも死體を淡水で拭うた後黃粉を塗り、蓆を以て包む（坂元調査）。サイパンのカロリン人は死體を洗はず新しい牀鼻褌を穿たしめ、全身に黃粉を塗り、之を以て諸竅を塞ぎ、髮を梳り、花鬘、腕輪其他の裝飾品をつける（支廳報告）といふことである。爾餘の諸島に於ても略〻同樣に處置せられるのであらう。椰子油及蓼黃粉は防腐の用をなすもので、蓆は棺に代はるものである。但しボナペでは棺（形狀、材料不明）を用ひたとカベザ・ペレイロは報告して居る。

湯潅、裝屍

墓地

定まつた墓地の設けられたのは基督教布教以後のことで、從前は便宜の場所を充當した。サイパンでは舊時は床下に埋めることを例としたといひ、パラウでは今でも屋敷內に墓所を設けて居る（各支廳報告）。ボナペに於ても身分のあるものは其屋敷內に埋葬せられたといふことである（カベザ一四二頁）。ヤップ島では足跡の稀な森林中を選び（上記カプチナー教會年報五一頁）、マーシャル島に在つては酋長の墓地は內濱に設定する（エルトランド三二五頁）。住宅から墓地まで死體を運搬する爲にはヤップ島では第二八圖に示すやうな轎を其都度新調し、兩人で之をかつぐ（上記教會年報四九頁）。他の諸島については何等の報告もないが、人手又は便宜の架臺を用ひるのであらう。

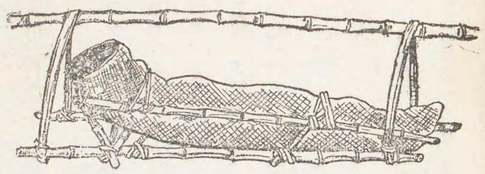

墓壙の大小廣狹は身分によつて一定せぬが、通例餘り深くはない。マーシャル島ではイロジ（大酋長）の墓は膝の深さ、ブイラク（頭目）のものは腰の深さ、婦人は執着の强いものであるから首の深さとし（エルトランド三二四頁）——フィンシは約三尺と報告した——之を掘るには酋長の場合にはルビク（祝）を用ひる。ルビクは一切の喪事を掌るもので、其期間性交を愼み、潔齋せねばならぬ。此禁を犯すときは天つ神レウォジ及ラネージによつて魂を奪はれるといはれる。

副葬品

死體は通例仰臥で、頭を東方に向けるやうである（マーシャル、クサイ、モルトロック、パラウ等）。ヤップでは東を見得るやう頭を向ける（各支廳報告）。パラウ、マーシャルでは顏を北に面せしめるが、後地で信ぜられて居る所によれば北に向けるのは其方角に住む荒神ラジムイネアムエンの祟りに觸れて不漁を招くやうなことを避ける爲といはれて居る（エルトランド三二四頁）。

副葬品としては蓆、裝身具、生前特に愛好したもの、病中使用したもの等を埋める。酋長の墳墓には香奠として配下の民から捧げた物品をも併せ葬る。マーシャル島では大酋長の遺體を壙に入れんとする時、近親の一人が「誰か伴をするものはないか」と叫ぶ。之を抑へるものがないと會葬者の一人を殺して傍に

殉死の名殘

冢

埋めねばならぬ。人々の諫があつた場合には一隻の舟を破毀して之に代へる（エルトランド三二四頁）。埋葬は身分のあるものほど長い時間を置いて行はれる。其は來弔者を待つためであるが、通例三日を超えることはない。酋長の遺體は上記のルビクが之を壙に運び、其周圍を六回廻はつた後壙中に下す。墓地には豫め花を撒き、會葬者は舞踴する。壙の上には高さ約一米、方八米の冢を築き（エルトランド）、ルビクは爾後三週間墓所の番に任じ、其間火を絕やさぬやうにする。其は惡魔除の禁厭である（フィンシ一三九頁）。ポナペでは雨除の爲と稱して、墓の上にスズカケの木の枝を覆ふ（カベザ一四二頁）。パラウでは死體を壙に收めた後、アシスといふ草を以て覆ひ、更に蓆をかけて其上を石で疊む。石疊の廣さは約五十坪で、之にクロトン（土語）の木を植ゑる（寫眞版第三參照）。

上記のヤップ島の例によると墓壙の底には小石を敷くけれども、死體の上に土をかけることはなく大きな石で蓋をするに過ぎぬといふことであるが、通例其上に礁岩で高さ三尺乃至五尺の方形の冢を築く。其は頗る既記のブナトジの墳墓に似たもので（第四圖參照）、唯周壁のないことを異りとする。地上にはあらはれぬけれども、壙中死體の頭に當る部分に平な大石を建てることも同樣である。身分の高いものの墓は規模廣大で、クリスチャンがウミンの酋長レクの墓として報告したものは第二九圖に示すやうに四重に積みあげた石壇で、上三重は石を以て築造し、高さ各一尺五寸、第三重の寸法は縱二五尺、横二二尺（第二重は二〇尺に一二尺、最上層は一六尺に八尺）を算し、最下の地壇は高さ約一尺に土を盛りあげたもので、其周圍に壕を繞らしてある。ブルアルには基底の大さ縱三二尺、横二六尺、全高八尺に達し、中央に

第三圖版

パラウの墓地

パラウ支廳寄贈

第四圖版

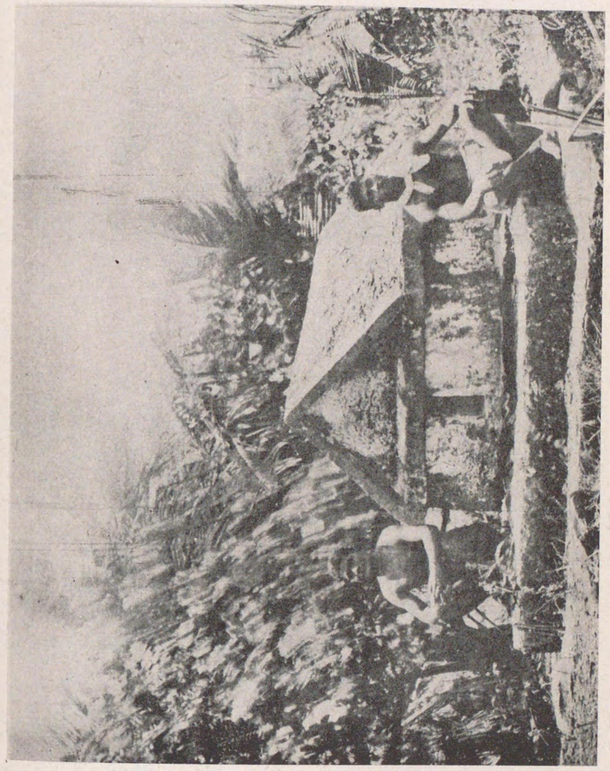

墓の長會島ブッヤ

南井曉翠

四尺の高さの薄く長い玄武岩板が直立して居るさうである。此形の墳墓はヤップ以外ではポナペ附近のナチックに於て之を見るのみで、既記の如く聖地として崇拝せられて居るが（第二章第三目）、祖先の陵墓たること疑なく、二重の石壇より成り、下層は高さ五尺方十二尺、上層の大さは之に半するといふことである（フィンシ二五九頁）。此等の家が規模の大小こそあれ、タヒチ島にあるピラミッド（拙著「太平洋民族誌」一七八頁挿入寫眞板參照）に似て居る所を見ると、ポリネシア文化が影響を及ぼしたといふ推定を強めるのである。近時ヤップ島に於ては有產者は益〻墳墓を壯麗にする傾があり、酋長の墓の如きは全部石造のものがある。寫眞第四版に示すが如きは其一例である。

第二十九圖

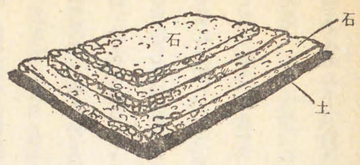

右の如き永久性の奥津城を設けぬ所では墳墓の地を標識する爲に櫂の形をした棒を建てることがある。マーシャル島ではパンの木、黒柿材等を以て之を特製する（支廳報告）、ポナペに於ても同樣であるが、女の墓には串を挿す（バスチアン）といふことであるが、女の墓には串を挿す（バスチアン）といふことであつたのかも知れぬ（後篇第一章參照）。

墓標

マーシャル島では上記のやうに酋長の墓地にはルビクが番をすることの外に、遺族は六日間毎日墓參し、其後に於ても時々食物を串にさして墓前に供へる——水葬の場合には屋背に在つて人の立入ることを許さぬ聖地に置く——が、特に祭祀を執行ふことはなく、供へる人がキジェン何某ジョ・ナイジュエオ（何某

墓參、供物

さんお供物をこゝに置きます）といふのみである。ボナペでは上記のやうに死後兩三日は祭りを行ひ、臨終にも葬式にも間に合はなかつた遠地の親族は來弔の次日墓前に赴いて慟哭するのであるが（カペザ一四二頁）、其後に於ては別に祭祀を行ふことはないやうである。

中央カロリン島については祭祀に關する報告がないが、サイパン島タナパク灣口の一小島（軍艦島といふ）にあるエラート移住民の祖先アゴロフといふものの墓には其氏族のものは今も尙毎月墓參して會食し此附近に於て漁撈する場合にも漁獲物を供する。墓は礁塊を以て楕圓形に低い垣を匝らしただけのものであるが、構内は常に掃除が行き屆き、周圍に草花が植ゑてある（支廳報告）。パラウでは墳墓の傍に小舍を作り、親近者は五日乃至十日之に籠り、其間女子は外出を愼む。忌明には水浴し、魚類を祖先の墓に供へる（坂元調査）。喪中の女子は黑色の章を裳につけるとセムペルは記述した。

服喪

ヤップ島の葬儀次第

墳墓が壯大であるやうにヤップ島では葬祭も亦他の諸島に比し遙に鄭重に行はれる。上述の教父イレノイスの報告した例は平民の子の少年であつたから、送葬者はなく、實父と親族の一人とが轎を差し擔ひにして墓場に運搬したのであるが、尙二人の哭女（ナキメ）が隨從した。「南洋風土」には大酋長の葬儀次第が詳細に記述してある（九二頁及一四九頁以下）。其によれば——供物贈遺に關する事項は少しく疑があるから省略する——死後五六日間屋內に止め、親族配下の弔問を受けた後、トミリガイ（賤民）をして遺骸を海岸に運ばしめ、妻子兄弟の手で洗ひ淨め、頭髮を梳り襯衣を取かへる。葬儀の當日は親族及配下の人民參集し、六個の蝶具を死者の胴及兩手に結びつけ（副葬品）、蓆を以て包んで轎にいれ、トミリガイ之を擔ひ、男女各一名哭人（之をチュゴムといひ、故人の子女又は近親が之に任ずる）葬列に加はり、道すがら聲を放つて慟哭し、埋葬後も一週日の間墓側の假小屋に止まる。墓參をすることはないが、トミリガイをして毎年數次墓所を掃除せしめ、又ブロイと稱へて年忌祭を行ふといふことである（以上「南洋風土」）——海岸で遺骸を洗ふのは昔日の洗骨の遺風であるらしく、トミリガイが賤められるのは我國の隱亡と同じく葬事（卽ち穢）に携はる爲であつたかも知れぬ。

年忌祭

酋長又は家長の歿後は記念別について其々定まつた慣例があるが、ヤップに於ては送葬後半年乃至一年の間、故人の所有物一切を忌として何人にも手を觸れしめぬ。之をリュと稱へ、其期間を過ぎて後始めて遺產の處分を行ふ（「南洋風土」九二頁）。之に反してボナペ島では酋長の歿後其不動產を分奪する風習のあることは既記の通りである。彼此甚しく懸隔があるやうに見えるが、財產の共有觀念と嚴重な禁忌とが外面にあらはれたといふだけで、其モーチーヴに於ては異りはないのである。マーシャルでは酋長が息を引

後篇

第一章　身　飾

一　被　服

被服起原神話

我委任統治地の人民は今では婦人は勿論、男子も亦多くは全身を被覆して居るが、近年まで半裸體であつたことはいふまでもなく、現在でも僻阪の地では多少の陰部障蔽物をつけて居るのみである。更に其昔は或は赤裸であつたかも知れぬ。パラウ神話によれば人間はイネカデルネルといふ男神と其配エジルアジナダスサコルいふ女神によつて創造せられたが、男神は己の形に似せて男性を、女神は自分に象つて女性を作つたので、股の間の部分が少しばかり異つて居た。男神は其出來榮を見くらべたいと思うて、先づ自分の作つたものの其部分を示して、女神にも之を呈示せんことを求めた所が、女神は其不作法に腹を立てて急いで局所をかくした。其以來男子は赤裸で横行するが、女性は總てパンダヌスの葉の腰卷をつけるやうになつたといふことである（バスチアン）。此は婦人が羞恥部を隱蔽するやうになつてからも、尙男子は赤裸で通した時代のあつたことを物語るものとせねばならぬ。

被服の變遷

現在の被服は基督教傳播以後宣教師の勸によつて採用したもので、多くは洋服まがひであるが、私の目

擊した所ではボナペなどにはマレー人のするサーロン（裳）を用ひて居るものもあつた。追つては浴衣（ユカタ）を着て腕まくり尻からげをするものも出て來るであらう。さりながら茲に述べようとするのはミクロネシア固有の風俗であるから、外來の服裝は一切省略する。

島民の被服は之を衣（ソ）、裳（モ）、帶（オビ）、笠に大別することが出來る。履物は今日まで殆ど用ひられて居らぬ——洋裝しても靴を穿たぬものが多い——左に次々に之を記述する。

裳の三種

裳。　上述のやうに島民固有の風俗は半裸體で、羞恥部を隱蔽することを以て被服の主目的とする。之に用ひられる被服具を私は便宜の爲めモ（裳）と總稱する。裳には大小精粗種々の樣式があり、之に用ひられる原料も區々であるが、大體に於て犢鼻褌（タブサキ）、腰蓑、腰卷の三種に分たれる。濠洲、ニウ・ギニア等の或地方の婦女が今も尙着けて居るやうに一枚の木の葉を以て股間を蔽ふ風習から一歩進めば芭蕉、椰子のやうな大きな葉を裂いて若干條を竝列した我力士のマハシの如きものが生れるのである。此最簡單な第三〇圖に示すやうな前垂がソンソル（パラウ離島）に於て四—五歳以上の小兒に着用せられ、ウブトと呼ばれて居るとクバリーは報告した。垂緒（シデ）が長くなり、腰の全周を覆ひ、其製法が段々と精巧になり、材料が精選せられて、後記の腰蓑に發達して行くのであるが、之と同時に活動に便なるやうに其垂緒（シデ）を前方から兩股の間に通して臀の上で紐に結びつけるといふこともあり得べきで、犢鼻褌はかくして發

第三十圖

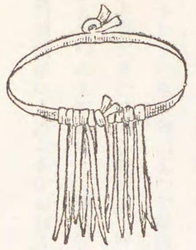

犢鼻褌

生したのである。以前マーシャル島では戰爭の場合に限り腰蓑を右の如く裝着した。其は戰場で斃れた場合敵に大切な腰蓑を奪はれぬ用心の爲であるとエルトランドは說明して居るが、活動を便にする目的をも含んで居たことは勿論である。垂緒（シデ）の代りに木の皮を敲き和げた一枚のタク布（「日本古俗誌」一一六頁）を用ひ——ポリネシア語では此布をタパといふ——更に進歩して纖維を編み若くは織つた布に移つて行つた。編物織物工藝が發達して幅の廣い布片の產出が可能となつてからは其一片又は二片を腰部の全周に卷きつけるやうになつたのであるが、之が爲に犢鼻褌の使用が廢止せられるに至らず、最輕便な陰部障蔽物として今も尙普く用ひられて居る。メラネシアでは男女共に之を佩用し、クサイの婦人も昔は稍、幅の廣い犢鼻褌を用ひたとキットリッツは報告して居るが、現在ではミクロネシア諸島どこでも男子專用である——我國でも此被服具は上古から知られて居たと見えて、神代紀の一書には海幸彦が犢鼻褌をつけて弟皇子（ミコ）に降を乞うたとある。犢鼻褌は古來タブサキと訓（ヨ）み來つたが、之を「手褰（タクサキ）」の意と說くのは附會の甚しきもので、其では上代の人が常に一物を手でかくして居たかのやうに思はれる。「義朝も片手は金（キン）が離されず」と川柳子がうがつたやうに、不慮の場合ならば手褰もしたらうが、平日其やうな不便は太古の人といへども、忍び得なかつた筈である。タブサキの上述のタパ卽ち樹皮布をいひ、サキは「裂」で、クピを裂いて股間に纏ふことを意味するのであらう。タブといふ語は今でもタビ（足袋）に名殘を止めて居る。

タブサキの語義

犢鼻褌の制式及着用法

パラウ島民は近世までパンの木、アラップ（土名）又はカラマル（土名）の樹皮を敲き柔げた如實のタブサキを用ひたが、織物が普及してからは幅二〇サンチ內外、長さ約一米半の帶を使用し、之を四—五サ

ンチ幅に疊んで腹に卷き、背後で結んで其一端を股間を通して前に挾み、睾丸に當る部分は少しく廣げて之を包みかくす――クリスチャンは前から後に廻はした尻尾のやうに垂れると報告した(Ch 一二二頁)。――今では多くは腰蓑又はズボンを着けて居るから下帶を用ひて居るかどうか不明である。ヤップ島でもガール(土名)樹皮布を用ひることもあるが、多くはモグモグ(ウルチ群)から輸入する芭蕉布を供用する。其長さは約一米半、幅三〇サンチ餘のもので、往々赤又は黃色に染め、第三一圖に示すやうに着用する。中央カロリン諸島、ヌクオル、ソンソル、ブナージ、サイパンのカロリン人に在ても同樣であるが、ルクのもの(アロアルと稱へる)は幅が廣く、往々六五乃至七〇サンチにも達し、三重四重に疊んで佩用し、晴の裝としては黃染の布を用ひる。マーシャル島では男子の裳は普通腰蓑であるけれども、酋長は儀式等の場合上等の編布(アミヌノ)を越中褌狀に股に挾んで兩端の腰のあたりで縛ることがある(寫眞第五版)。之は昔の一般服裝であつたと見えてフィンシの頃まで男童は此種の褌を用ひ(F 一六九頁)、今では漁業又は水泳の際には之を裝着するといふことである(ヘルトランド)。ギルバート島では男子も亦常に腰蓑をつけて居るので、犢鼻褌の用否は判明せぬ。

第三十一圖

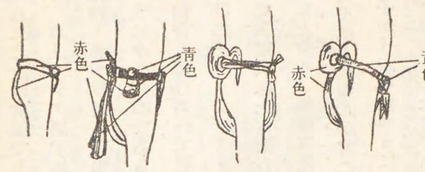

老人の締方　三十五歲以下の者の締方　十九歲以下の者の締方　十二歲以下の者の締方

第五圖版

ジャルート島民(男子)古風の服裝

南洋廳藏

樹皮又は植物の葉を裂いて作つた半蓑狀のものを以て腰部を覆ふことはニウ・ギニア、ニウ・ブリテン、フィジー、サモア等に於て見る所で、ミクロネシアでも其起源は古いらしい（第一八頁參照）。マーシャルでは之をインと呼び、ヤップではオン、ポナペではカオル、パラウではカリウズ、ヌクオル島ではチイと稱へる。唯パラウの南西方に位するソンソルに於ては上記の如く、小兒が其最原始的のものを着用するのみで、中央カロリン諸島では通例之を用ひぬ。腰蓑の制式は極めて區々であるが、大體に於て前後二枚から成るものと、長い一枚を以て腰の全周に纏ふものとに區別することが出來る。マーシャルのインは第三二圖に示すやうに長さ約一米のパンダヌス葉片の大束二個より成り、長さ一米乃至一・四米、幅九乃至一二サンチの平打の帶狀の兩端に繫ぎあはせたもので——着用方法は帶の項下に述べる——男子のみが用ひる。之に反してポナペでは男女共に之を用ひ、上緣の紐に垂緒（シデヲ）を並べて植付けた長さ八〇サンチ、丈五〇サンチ內外のものを腰の周りに卷きつける。其材料はヒビスクスの皮又は椰子の葉を細く裂いたもので、晴の場合に用ひるものは特に纖細で黃色に染めることがある。支廳の報告によれば此種の蓑は近世椰子の栽培が普及してから出來たもので、此地では起原は餘り古くないといふことである。ヌクオル、ヤップ及パラウでは腰蓑は婦人の服裝に限られて居る。パラウのものはマーシャルと同じく前後二枚より成り、多數の小さい房を竝べて縫ひ合

腰蓑の制式

第三十二圖

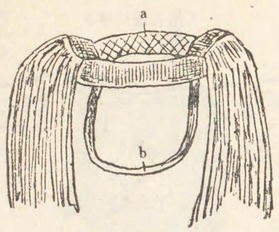

はせ、更に其數枚かさねたもので、上緣の紐を以て左右の腰の上で結び合はせるのであるが、上腿部が隱顯する處があるので別に傍垂（ワキタレ）を取付ける。材料は種々の樹皮又は木の葉で、其材質、染色、編方等によつて稱呼を異にし、クバリーは其二〇種を擧げて居る（K二一四—二一五頁）。ヤップ島では第三三圖の如く幅の廣いものを前から廻はして背後で結び留め、成人の婦女は上下三枚を襲ねて着用する。チャモロ人も昔は椶櫚の毛を其儘腰につけたといふことであるが、之も亦一種の腰蓑と見るべきである——萬葉集の古歌によつて有名な葛飾の眞淵の手古女（テコナ）といふ無雙の國色が身につけた直麻緒（ヒタヲ）の裳と稱するのも此種の腰蓑であつたらうと思はれることは拙著「日本古

第三十三圖

（年少婦人用）

（イ）（ロ）（ハ）

（老女用）

（イ）（ロ）（ハ）

（小兒用）

（イ）下裳
（ロ）中裳
（ハ）上裳
年少用（ロ）（ハ）は青色其他は自然色。
小兒用影線は赤色

俗誌」（第一四〇頁）に述べた通りである。

拷布の腰卷

ポリネシアの婦人は往時パンの木等の樹皮を敲き柔げたものを腰に卷き、之をラヴァ ラヴァと稱へた——此布をタパとよぶことは既述の通りである。——東カロリン諸島、就中ポナペでも舊時パンの若木を三—四尺の長さに切り、之を敲き、纖維ばかりになつた皮を剝いて腰卷に用ひ、之をテイマイマイと稱へた（支廳報告）と傳へられ、チャモロ語でカロリン人の腰卷をタピスと呼ぶ（カリスッス）のもタパの轉訛であらうと思はれるが、上記の如く織物、編物の技工が發達し、カロリン諸島では可なり進んだ織機をさへ備へて居るほどであるから（第六章參照）、タパは上記の犢鼻褌に名殘を止め、パラウ屬島のピレリウに於て老人又は病者用の食（我古語のタク食に相當する）に供せられることがあるのみで、腰卷としては早く姿を消した。最原始的な腰卷はソンソル島の婦人の用ひるもので、イエプと稱へ、パンダヌスの葉で編んだ——往々頗る精巧なものがある——手拭狀の布片を第三四圖のやうに纏ふのである。前方の上端を臍のあたりで留め、文身を施した臀部に於て成るべく引下げて着用するから、羞恥部は隱れるのであるが、身體を動かし若くは跪坐すると、布質が硬直であるだけに、前の開くことは免かれぬ。其故に他人の前では常に手で抑へて居らねばならぬといふ厄介至極なものである（クバリー）セニヤヴィン航海記にはクサイ婦人も之に似た腰卷をした圖がのせてあるといふ（フィンシ二二五頁）ことであるから、舊時は廣く用ひられたものであるかも知れぬ。

第三十四圖

編布の腰卷

織物の腰巻

中央カロリン（ウレアイ以東）の婦人は稍〻幅の廣い布（約二〇サンチ）を竪に數片繋ぎあはせて腰の周圍にまとひ、長さは略〻膝に達することを限度とする。ルクでは之をアジェクとよび（モルトロックではアロアルといふ）、長さ約一米の縞織物であるが、往々太い黄色の筋を捺染したものがある。ポナペの婦人は一時舶來の手巾二枚をつなぎ合はせ——黄染のものを佳とした——腰巻にかへたといふことである（フィンシ二六四頁）。

マーシャルの腰巻

手編の布——我國でも上代は手で編んだコモ（着裳）を着用し、之をタタミ（手編）コモと稱へたことは拙著「日本古俗誌」に詳述した通りであるが、今ではタタミといふと敷物のことと了解せられるやうになつたから、誤解をさける爲、以下アンペラといふ語を以て手編の布を表示することにする——マーシャル島に於て大に發達し（第六章第三目參照）、相當に大きい精巧なものを製出するやうになつた。此群島では婦人の裳には之を用ひ——舊時は酋長も亦之を着用した。フィンシは上記のインの上に纏ふのであると報告した（F）六六頁）——寫眞第六版の（a）のやうに前後二枚に分ち（幼女は一枚を巻きつける）、後のものを前垂の上にかきあはせて帶をしめることを例とするが、之を左右の腰にあてて前後で重なり合ふやうに着用することもあつた。エルトランド師は之を以て良からぬ企を抱くものが夕暗の頃に着用する方法であると説明したが（F二五頁）、私の見る所では活動を便にする爲の一裝着法で、日本服の裾を前で合はせるのと同樣の習俗であると思ふ。臺灣タイヤル土人の女も亦アンペラの裳を前後で合はせて居る。我上代の裳*と稱するものも決して西洋のスカーツ、馬來のサーロンのやうに纏うたのではなく、マーシャル、タイ

裝着法

第六圖版

裳巻腰の人婦ルャジーマ

（家一長脊ママジア）裝服の女男島トーバルギ

ヤル式に前後で合せたものであることは天照大神がスサノヲの命の來攻に備へる爲に男裝せられた記事中に縛レ裳爲レ袴（日本紀）とあるによつても明白である。此腰卷は近時は之を着用するものが少くなつたが、尙スカーツの下に纏うて居るものがある。ギルバート群島のアパママ等では婦人は腰蓑をつけるが、男子は寫眞第六版(b)に示すやうに、廣いアンペラを腰に卷いて前面で合はせて居る（クレエーマー三〇四頁）。チャモロ族でも昔は此種の被服を用ひたさうであるが、夙に廢絶して今では其痕跡をも留めて居らぬ。

第三十五圖

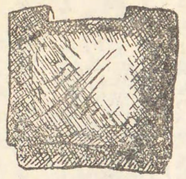

ソンソル式上衣。既記の如く島民は上體を露出するのが普通であるが、中央カロリン諸島及他の二―三の島嶼に於て上衣が用ひられて居るのは文化の稍〻進んだ移住民が將來したものの名殘であるとせねばならぬ。ミクロネシアにも於ても或る季節、ことに降雨の日には肌に冷氣を感ずることがあるが、之によつて上衣の發達を促したものと見ることは出來ぬ。我國の漁夫が寒中褌一貫で海に出るやうに、ニウ・ギニアの高山地方の土人が一絲も身に纏はぬやうに、多年の習慣は皮膚を強くして或る期間或る程度の寒氣に堪へ得べからしめるものである。ミクロネシアの風土では決して防寒具を必要とせぬのみならず、衣を用ひる人民中には赤道に最近いソンソル島民のあることを忘れてはならぬ。クバリーの報告によれば同島の婦女はパンダヌスの葉で編んだ長方形のアンペラの中央に四角な孔をあけ、之を二つ折にして頭首を貫き、肩と胸とを覆うて居る（K九二頁）。之をリコウと稱へるが、此語はポナペ語のリコウ（樹皮布）に當るものであるといふことである。

ボナペ婦人も之と同様の衣を用ひた。リュトケは樹皮布製であると報告し、クバリーの頃には舶來のハンカチーフの中央に孔をあけて用ひたけれども尚シェン・マル（即ち樹皮布の頸飾と稱へたといふことであり、一八九〇年マニラ遠征軍に參加した軍醫官カベザ・ペレイロは右の衣を婦人の外出着として報告して居る。然るに今日のボナペ人は既に之を忘れたと見えて年齢六十歳前後のパレム（ナット部族）の村長パウリーノ及オネ（キチ部族）の村長ルーエレンは支廳の問に對して無しと答へて居る。

中央カロリンの上衣

衣が最普く用ひられて居るのは中央カロリン諸島で、ルクではチェレム（シェレム）といひ、モルトロックではウチ（又はアオジ）と稱へ――オチは芭蕉を指示する語で、布を意味するオチ又はオジと同語であるらしく、チェレムも亦布の意である――二枚の布片を竪に繋ぎ合はせ、中央に首を穿つ爲の裂目又は孔をあけたもので、上記ソンソルの上衣に比すれば遙に丈が長く、往々膝に達する。此被服が女子よりも男子に多く用ひられる――モルトロックでは男子のみ着用する――ことは注意すべきである（寫眞第七版參照）。布は縞もの、黒無地又は黄染の芭蕉布若くは楮布で、ルクでは往々多數の海菊珠を襟に縫ひつけて飾とする。

手次

右の外カベザ・ペレイロの報告によると、舊時ボナペの婦人は一方の肩から斜に緩帶を佩び、他側の腋下に於て小い房を結び下げたといひ耶蘇僧侶の舊記錄によればチャモロ婦人も亦纖維狀の木の根で作つた房のある繒を以て飾としたといふことであるが、若し事實とすれば我上代に忌部（司祭者）が肩にかけた木棉タスキといふものと由來を同うするのではあるまいか。ボナペ婦人は亦舊時ヒビスクス麻緒を第三六圖の如く肩にかけ竝べ膝の上まで垂下し、腰の上で帶をしめて全身を覆ふこともあつた（支廳報告）――キットリッツは眞紅に着色すると記述した――が今では全く廢れた。

直麻緒の衣

右の被服具が木棉タスキの進化したものであることは疑を容れぬ。しかも布の上衣が上記の如く「布の頸飾」と呼ばれる所を見ると、或は後記ヤップ島のマラフォ（婦人用纖維製頸飾）のやうなものが木棉タスキに進化し、直麻緒の衣の階梯を經、樹皮布製短上衣から布製上衣に移り、遂に織物の長上衣まで發達したのであらうといふ想像も成立ち得るが、尚ソンソルのやうな物質の乏しい僻陬の地にも用ひられ、比較的開化の遲い中央カロリンに最完備したものが存する事實に鑑み、衣の起原も亦古いものとせねばならぬ。魏史倭人傳に「婦人被髮屈紳、作レ衣如二單被一穿二其中央一貫二頭衣一之」とあるは正に之に當るもので、上古インドネシア種族

第三十六圖

裳の帶

帶。腰蓑は上述のやうに上緣に附着する紐を以て腰に結びつけるのであるが、體軀に密着するやうに臀の上に當る部分を縛ることがある（パラウ）。マーシャルに於ては東狀の腰蓑を裝着する爲にカングルといふ帶（第三二圖のa）を用ひる。此胴卷は幅六―九サンチ、長さ八〇―九〇サンチのパンダヌスの葉二―三十枚を重ね、兩緣を糸で綴ぢ合はせたもので、以前は黒白のパンダヌス條片を以て美しくかゞつた事もあ

る。腰蓑を着用するには第三二圖の如く其頭部を折かへして帶の下に挾み、褌(b)を兩股の間に通し、腰卷を締めて後、垂緒(シデヲ)を適宜に擴げて腰の全周を覆ふやうにする(フィンシ一六八頁)。腰卷の布は紐又は繩を以て卷き留めねばならぬが、之が爲には任意有りあはせの材料を用ひ、一定の制式はないやうである。次に記述する帶は實用よりも寧ろ裝飾の意味で佩用せられるものである。

飾帶

マーシャル島では酋長及富裕な島民は腰蓑の上にイリクと稱する長さ五〇―七〇米の細帶を卷きつけることを例とした。此帶は椰子纖維の心の上を極めて細く裂いた(約二ミリ幅)パンダヌスの葉(白色)とでかゞつた女紅品で、妻妾又は情婦に命じて各五米位のものを造らしめ、之を繋ぎ合はせて佩用するのであるから、いくらでも長い程自慢であつた。婦人も亦舊時は之と同樣の細長い飾帶を用ひたといふことであるが、今では全く見えなくなつた。

飾胴卷

クサイ及ボナペでは編もの代りに織物の帶を用ひた。布を織ることは中央カロリンから學んだのであるが、被服具を製作する必要を感じなかつたので、專ら飾帶を生產したのであらう。今では帶として之を用ひるものは稀になつたが、クサイではトル――ボナペ語ツルと同語、中央カロリンでは織機を指示する語である――と稱へ、裝飾品として外人に販賣する(第六章第二目參照)。

中央カロリン以西では編物の帶を用ひず、之に代るに特種の胴卷を以てする。中央カロリンのものはシェクと稱する椰子堅殼で作つた小扁玉及ジア(マングローヴの一種)の皮で作つた小圓片に赤、白の貝珠を取あはせた聯珠(第六章第五目參照)七條乃至十二條を長さ胴を卷くに足る布片の上に竝べて縫つけ、一定の距離を以て若干數の樫材製當木(アテ)を配して之を保持し、兩端の當木に孔をあけて細紐を通し、之を以て横腹で結び留める。之をペクと稱しモルトロックでは婦人の專用であるが、ルクでは男女共に着用することがある。

第三十七圖

パラウ島では昔カウ及カリウスと稱する精巧な聯珠(ミスマル)二條を使用した。カウは長さ約一米の緒にブリニエイといふ貝(褌螺貝の一種で大さ約五〇サンチ)の番(ツガヒ)にあたる赤く色づいた部分を闕き取つて製した厚さ約二ミリ、徑五乃至八ミリの穴珠(アナダマ)を密(シジ)に貫いたもので(第六章參照)、中央のものは最小く端に行くほど大な珠を用ひ、兩端の十數個は漸次矩册形に移り、最外端のものは長さ四五ミリ、幅一〇ミリに達する(第三七圖)。往々赤珠の外にオトトル(學名 Conus millepunctas)といふ螺の貝で製した白珠を配することがある。此ミスマルは二條の兩端を互に結びあはせて一聯として腹部に裝着するのである。カリウスはカウを模したものであるが、珠は椰子堅殼を以て製し(第七章第五目のシェク珠に類する)、中央及數ケ所に等距離を以て上記オトトルの白珠を配する。珠の大さは徑約七ミリ、厚さ二―三ミリで、二百三四十個を聯ね、緒の長さは六〇乃至七〇サンチで、同じく二條をあはせて裝着する。カウ

紐帶　ヒメ緒

は材料、工人共に後を絶ち、古品も多くはヤップ人に買收せられ、クバリーの時代にすら全島に殘存して居るものは十聯を出でなかつたといふことであり、カリウスも亦今では全く製作せられず、通例海驢（學名 Halicore Dugong）の皮又はバンダヌスの纖維を編んだ紐を用ひる。前者をヅグルといひ、縱に一本の筋をつけミスマル二條を用ひた面影を示し、後者はカラボンと稱へられる。以上四種の帶は婦人のみが佩用するもので、十五―六歲以上の女性は必ず之を臍の邊に卷きつけるのである（以上クバリー報告）。

第三十八圖

パラウのやうに一般的ではないが、ヤップ島の婦人も椰子の葉を束ねたフィガーと稱する帶（第三八圖）を用ひ、サイパン島のカロリン人は上記カリウスと同樣式のもの五―六條を竝べ、同じくカリウスと稱へて胴に卷つける。右の外同地では踴の際には蛇の目形の鼈甲髀をヒビスクスの緒を以て腰に吊り下げ、或は椰子の若葉を注連繩のやうに綯うて腰に纏ふことがある。チャモロ人も亦昔はヒビスクスの紐を腰に卷き、之に美しい貝の小髀を懸吊したといふことである（各支廳報告）。

クレエマーによればギルバート群のアパママ島では踴の賞（男子はアンペラ製、女子は腰蓑）の帶として男子は人髮の組紐、女子は五錢白銅貨大の椰子堅殼を連ねたミスマル（ペンゴンと稱へる）二條を用ひることを例とする。

右によれば着帶は男女を問はず、蘆島各地に普く行はれた習俗であつたらしく、必しも衣裳を卷き留めたもの（卽ちヒメヲ）と趣を同うするもので、記紀の傳說及萬葉集の古歌によれば相愛の異性以外の人の手によつて解き、又結ばれることを忌んだもののやうである。之を「行路の爲の魂結びの紐の緒」とする折口氏の說（「民族」第二卷一號）は聊穿鑿に過ぎた嫌はあるが、護りの一種であつたと推定することは許されるやうに思ふ。ミクロネシア島民の帶、又は胴卷も本初此意味を含んだものではなかつたらうか。

第三十九圖

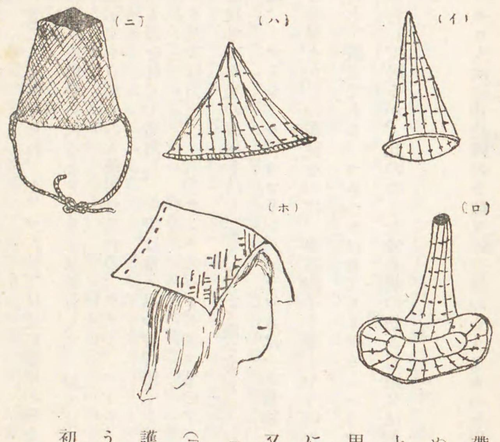

笠。　ポナペの婦女は日除の爲、バンダヌスの葉を編んだ小布片を二つ折にし、後で縫ひ合はせたもの（第三九圖（ホ））を頭にのせる（支廳報告）。パラウ島でも樹皮布で作り、肩まで覆ふ同一制式のものを

男女共に雨笠に代用する。サイパン、ヤップ、ルク、モルトロック、ソンソル等には我國の筒笠（ガケフコカサ）に似たものが用ひられる。――第三九圖(イ)(ロ)はサイパンのもの、(ハ)はソンソルのものである――此は雨笠にも日笠にも充當せられ、ヤップに於ては之に鼈甲の飾を施すことがある。ルクでは多くは出漁又は夜間外出の際に着用せられるとクバリーは報告した。婦人は之を用ひぬやうである。ソンソルでは第三九圖(ニ)に示すやうなものも使用せられる。クサイ、マーシャル島の男子はパンダヌス葉で編んだ。パナマ帽子樣のものを好んで着用し、今では輸入品の麥稈帽子を用ひるものも少くはない。

クサイ島では方三二―六〇サンチのパンダヌス葉のアンペラを特製し、黑色の纖維を以て美しくかゞり、幼兒に被せて日光の直射を防ぐ。婦人は之を雨笠及日笠に代用するとリュトケは報告した（フィンシ二二六頁）。

履物。マーシャル、カロリン、パラウ人は一切履物を用ひず、上下共に跣である。近世宣教師の勸誘により洋服まがひの服裝をつけ、麥藁帽子を戴くやうになつたけれども、靴だけは之を穿つことを好まず、依然として跣足である。セムペルは曾てピレリウ（パラウ屬島）に於て半日の跋涉に一足の靴を穿き破つたと報告して居るが、此のやうな參差刺（トゲ）の如き岩道又は珊瑚岩礁の上を平然として跣で歩むことは驚歎に値する。

チャモロ人は往昔我國の下駄又は草履のやうなものを用ひた。材料は椰子の外殼又は棧櫚の毛を數枚重ねたもので之に鼻緒をすげて穿いた（支廳報告）。モルトロックの漁夫は岩礁で足を傷けぬやうに椰子の纖維で草履狀のものを作つて用ひるといふ事である（クバリー）。

二　裝　身

被服具の乏しい熱帶住民の常として頭首肢體の裝飾に意を勞することは各島軌を一にするが、其間に於ても自ら若干の相違がある。チャモロ人は既に久しく文明の空氣に觸れて居るので、總ての點に於て特色を失ひ、裝飾の爲に甚しく肉體を毀傷することを好まず、有資力者は外人の習俗模倣に努める傾がある。藝術的天分の最豐なパラウ人が身邊の裝飾に冷淡で、比較的文化の進んで居るポナペ人が尙多くの古俗を墨守して居ることは奇とせねばならぬ。あらゆる裝身法は中央カロリンに殘り、之を圍繞する諸島では其或部分を失うたかの觀がある。例へばマーシャルの耳朶擴大、パラウの塗色、ポナペの瘢紋はルク島民は之を兼具して居るのである。此現象の說明は叢島の中心地が外來の影響を受けること最遲く、且最少く、古風を保存したといふことにある。然らば中央カロリンの風俗を以てミクロネシア民族固有のものと推定することも大なる誤ではあるまい。唯文身の俗のみは多少趣を異にするものがあるから、私は項をあらためて之を說くことにした。

頭飾。今では男子は斷髮して居るものが多いが、以前はチャモロ族の外は皆長髮であつた。マゼラン一行中のピガフェッタの記する所によると、當時のチャモロ男子は頭頂の外は髮を剃り落し、頭髮は長く伸ばして一ケ所又は二ケ所で結んで居たといふことであるが――チャモロといふ語はポルトガル語の

昔のチャモロ人の調髮

男子の結髪様式

第四十四圖

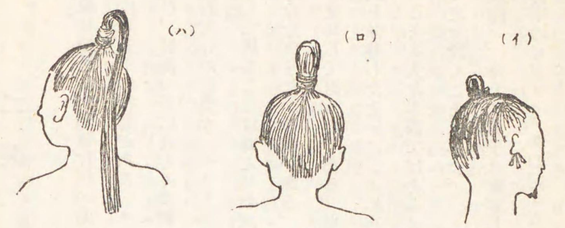

Chamorra（「坊主頭」の意）の轉訛で、本島群最初の發見者によつて右の剃髪の風俗に基いて命名せられたのであるといふ説もあるが、恐らくは酋長は司祭を意味する古語チャモリの誤傳とする方が眞に近いであらう。剃髪といふことについても若干の疑がある――其結ひ方は明記せられて居らぬ。或は渦巻にして居たとも傳へられ、或は指の長さに切り石灰を以て黄赤色に染めて居たともいはれるが確證はない。後の風習が事實存して居たとすれば其は外來のものであらねばならぬ。何となればチャモロ人のやうな黒色の長髪にあつては其必要のないことであり、且石灰の製造（珊瑚岩礁を燒いて作る）も後代の發明又は傳習と思はれるからである。

爾餘の島民は長髪を結束又は結束せずして頭部に巻きつけ楴を以て留め（西部諸島）――寫眞第七版參照――或は頭頂又は後頭部に髷を結うて居た（東部諸島及ソンソル）。第四〇圖の(イ)はソンソルの結髪様式、(ロ)はポナペ人の其を示すものである。パラウ島では頭髪の短いものは髪を縛り、サイパンのカロリン人も戰爭の場合に結髪した。元結にはヒビスクス又は椰子纖維の緒を用ひる。ポナペでは司祭者（シャマロウ）に限り第四〇圖(ハ)のやうに頭頂に於て髪を綰ね、端末を長く背後に垂下する（支廳報告）。且決して剪髪することなく、之を燒き切るのが例であつた（フィンシ二四六頁）。

第四十一圖

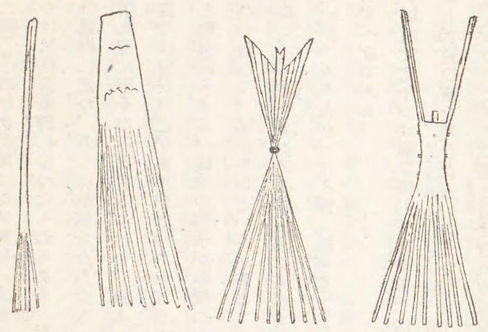

楴は竹を以て製することもあるが（ヤップ及サイパンのカロリン人）、多くは木製で、橙樹其他の良材を以て第四一圖（ヤップ島民の用ひるもの）の如く、長い細串十本内外を纖維で束かね、又は釘で綴ぢ合せ、上半は把手となり、下端毛髪に挿す部分は扇形に開いて居る。或は一材より成り數個の齒を設け、彫刻を施し黄色に塗つたものがある。パラウ島では舊時第四二圖の(イ)に示すやうな彫刻を施した龜甲の楴を用ひた。ルク島人の用ひるものは最精巧で（松村氏報告第三〇頁に數個の寫眞がのせてある）、長さ往々三〇サンチに達し頭部には

第四十二圖

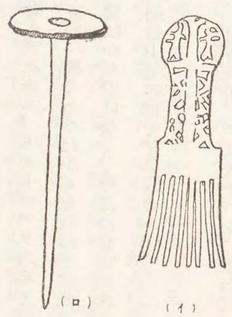

海燕の白絨毛、フレガット鳥の羽、海菊其他の珠玉（第七章第五目參照）の裝飾を施したものがある。右の外第四二圖（ロ）の如き橙又はジア材製一本脚の笄が用ひられる。其頭部は球狀又は圓板狀で時としては貝板を取つけ又は松葉脚になつたものもある。此笄は頸髪に下方から挿すもので、抜け落ちぬやうに細い聯珠の紐で頸飾に連ね、若くは胸飾をかねた長い紐をつける（後記參照）。

右の櫛及笄は男子のみ用ひるもので、婦人の用には供せられぬ——婦人用及梳櫛について後に述べる。ヤップ島では賤民は之が使用を禁ぜられて居る——我上代のユヅツマグシ（湯津抓櫛）が男子の專用であつたのと趣を同うする。琉球の男子が結髪に用ひた簪も或はルク、モルトロックの笄と同じ性質のものであつたのであらう。私はクシといふ名稱から本初護りの一種であつたかも知れぬと推定するものであるが（「古俗誌」）、ミクロネシアの櫛も單に束髪を留める爲ばかりではなく、同樣の意味が含まれて居たのではあるまいか。ルク人がパリク踴（新年祭）及戰爭の際最上等の櫛を裝着する（クバリー）といふことをも思ひ合はすべきである。

ルク以東では今では櫛を挿して居る男子はないやうであるが、クリスチャンによればボナペでも昔日マングローヴ製の櫛を用ひたといふことであり（Ch. 一二九頁）マーシャル人間の頸飾としてクレェーマーの採集したものの中には昔の櫛と稱せられる鯨齒の飾があつた——形は甚上記の木櫛と異つて居るが——といふことであるから、昔は普く用ひられて居たのであるかも知れぬ。

婦人の頭髪は多くは中央から分けて後に垂れ、或は其端を折曲げて結ぶことを例としたが、クサイの婦

人は一側で髷を結び、ボナペ婦人は肩まで切下げて居た（ギルバート島でも同樣である）。髪の手入には椰子油を用ひ、指を以て梳くのが普通であるが、マーシャルの婦人は椰子の外殻を梳櫛に代用した。飾櫛及笄の使用は上記の如く男子に限られて居るがブナージ島では婦人も亦數個の脚を有する竹櫛を用ひ（クバリー一一〇頁）、マーシャル婦人の用ひるのは芳香のある樹脂又は土漉青で、ボナペではケレムといふ木の實の油を塗してマーシャル婦人の用ひるのは鳥の翼の骨で作つたギレブといふ笄を挿す（フィンシ一七五頁）。香料とり、香のよい植物の花、葉の髷（カヅラ）を好み、日曜日の禮拜などには必ず新しいものをつける。今では各地共に簡單な束髪にして居るものが多く、セルロイド製の櫛、花簪、リボンなどが年少婦人に愛用せられて居る。

花髷は女子ばかりではなく昔は男子も之を用ひ、今でも祭典、儀式、踴の際には之を裝着する。——我上代に於ても髷は男女共に用ひたものでつた。イザナギの命の黒御髷は言ふも更なり、「しだり柳のかづら」と萬葉歌人の詠じたのは是である——花（葉）髷の外にも舊時は種々の頭飾具が用ひられた。其或ものは今尚古裝の場合に着用せられるが多くは貴重品として篋底深く收藏せられ、或は外國の好事家の手に落ちて之を見ることは稀になつた。ことに舊獨逸帝室博物館、漢堡のゴーデフロイ博物館等に多く蒐集せられて居る。私が其目錄及クバリー、フィンシ、クリスチャン、クレェーマー等の著書竝に各支廳の報道によつて學び得た所によると之を次の如く分類することが出來る。

鉢巻。　右の花髷の進歩したもので、パンダヌス葉の細片二條（マーシャル）、樹皮布又はマキ（土語）の木の皮（ボナペ）、マケルといふ人髪を編んだ紐（中央カロリン）を額際に卷き付け、或は黄染の投石

帶（第四章參照）を以て之に代用する。ルク及モルトロックにはラカサと稱する特製の鉢卷がある。其は約三五サンチの長さの打紐で、外側は凸面を呈して毬立ち、兩端には細紐をつけ、全部黃色に塗つたもので、男子のみが使用する（ゴーデフロイ博物館目錄三〇八頁六八五—六八六號竝に松村氏報告第二九頁挿繪）。

玉鬘（タマカヅラ）。右の鉢卷に聯珠——以下珠玉（タマ）といふ語を以て貝製、植物の皮、殼製、玻璃製、其他の裝飾品で、珠狀、圓筒狀、方圓各種の小扁板狀をなすものを總稱する（第六章第五目參照）——を取付けたもので男女共に之を用ひた。近世のものは多くは南京珠、ガラス珠製であるが、昔は島民の手によつて作られた種々の珠が用ひられた。ポナペでは此鬘をマルマルと稱へるといふことであるが（フィンシ二七一頁）、此語は同地及マーシャルに於て頸飾をいふにも用ひられるから、或は聯珠を意味するのではあるまいか。

第四十三圖

邦語でも之をミスマルの珠といふのである。最精巧なものはルク及モルトロックの婦人の用ひるリマと稱するものである。其は幅約三サンチ半、長さ四五サンチの芭蕉布を心として數百の小珠玉を縫ひ付けたもので、フィンシの示した一例によると竪に一三七列をなし、中央のものは一五個を列ね、兩端に至るに從ひ遞減して稍〻大型の二珠を上下に連ねたものを以て終る。中央列と兩終列とには白色の貝珠を用ひ、六列毎に赤色の貝珠を配し、其他は盡く黑い椰子珠で、鉢卷の裏は黃色に塗り、兩端には細紐をつけ、之にも椰子玉と赤珠との裝飾が施こしてある（F三六六頁）。ヤップ島のテリヤウと

稱する鉢卷（第四三圖）も亦之に屬するものである。

挿頭（カザシ）。新しい花葉を挿頭にすることは叢島到る所で行はれる。マーシャル島では熱帶鳥の尾の中央の赤白色の羽又はフレガット鳥の黑羽を細く裂いたものを髮に挿す。之は戰爭又は踴の場合男子に限つて佩用せられる。セムペルによればペレリウ島でも同樣の風習があるといふことである（S二八三頁）。中央カロリンでは上記のやうに笄又は楴に羽毛を飾ることがある（松村氏報告中に二—三の寫眞がある）。

第四十四圖

（イ）

（ロ）

酋長は空飛ぶ鳥の羽を用ひ民衆は鷄などの如く高翔せぬ鳥の羽を用ひる。

冠。マーシャル島では植物の鬚、香のよい花及植物の蔓を以て冠の形をつくり、之に貝珠の飾をつけて被つたといふことであるが（コッツビュ）、實物は殘つて居らぬ。第四四圖（イ）に示すものはヤップ島に於て用ひられる冠で、ダカサと稱へられる。ゴーデフロイ博物館目錄にはヌクオル島から將來せられたものとして第四四圖（ロ）のやうなものが揭載せられて居る。鉢卷に當る部分には椰子纖維で織り、樹脂で固めた前上りの箍狀のもので、之に木の棒と樹皮とで製し黃色に塗つた劍菱形の前立物が取付けてある。其高さは約二〇サンチ、幅一二サンチである。クバリーは神及司祭のみに用ひられるものであると報告したが（G・M三三五頁）、此

外にも同目錄には中央カロリン及パラウから出たと稱する前立物付の被りものが二―三收錄せられて居る（第一五七號、六六〇號、一四八號）。

髭髯。　ミクロネシア人は概して髭髯の少い質で、アイヌ人のやうな多毛のものは稀であるが、モルロック群中、サトアン島の民は顏の半が髯で埋められて居ると報告せられ（クバリー）、マーシャル島民も多毛質であるといふことである（フィンシ一七五頁）。其他にも鼻下、頰、顎に髯の多いものも少くはない。

蓄髯

老人は蓄髯を好むものもあるやうであるが、剃毛も亦古くから行はれた。ヤップ島では舊時蓄髯は禁忌（マチマチ）で、之を抜き去つたといはれ（「南洋風土」八三頁）、或は竹製の剃刀を用ひたといふことである（支廳報告）けれども、多くは硝子の破片が之に代用せられ、今では金屬製の剃刀をも使用する。毛を抜く風習はチャモロ、ポナペ、マーシャルにも行はれ、パラウ島でも昔は之を抜くものがあつたといふことである。サイパン島のチャモロ人は竹の釘で毛を卷き、カロリン人は珊瑚礁片と指の先とで抑へて抜き取るのである（各支廳報告）。ポナペ人はことにウブ毛を厭ひ、兩蓋の貝を以て抜き去るとカベザ・ペレイロは報告した。

剃毛、抜毛

耳飾。　顏の兩側に突き出た耳の附根は裝飾品を取付けるに適はしい場所であるのに、眼鏡の蔓を引かける外には利用せられることなく、稀に筆、鉛筆、卷煙草の吸ひかけなどを挾むのみで、態〻耳朶に孔をあけて耳輪を釣ることが世界一般の風習であるのは不思議といはねばならぬ。佛身の八十種好中に耳に輪相あつて垂成すとあるのは意味が曖昧であるが、釋尊の耳は古い彫刻にも繪にも極めて大きく描寫してある所を見ると耳朶の大を以て妙好なりとしたのかも知れぬ。然らば穿孔の本意も必しも耳飾懸垂の爲ではなく、耳朶を大くすることを主目的としたものとも推定し得られるのである。後記の如くマーシャル島民が耳朶を擴大しながら裝飾品を懸垂することの稀なる理由もこゝにあるのであらう。

耳朶擴大

耳朶を極度に擴大する風習はメラネシア人間にも存するが、中央カロリン及マーシャル――稀にはクサイ――に於ても之を見受ける。男子は幼少の頃鰹の齒で耳朶に小さな孔をあけ、パンダヌスの葉を卷いて之に押し込み、歲月と共に擴大して極限に達した曉には更に頰へ切り開いて耳朶の附根を顎骨に達せしめる。右の如くして引延ばされた耳朶の輪は往々頭に被せ得るほど大きなものがある。此孔に次に記載するやうな裝飾品を嵌裝するのであるが、平素は邪魔にならぬやうに耳に卷きつけて置く。婦人には此やうな大きな孔あけたものはない。

耳飾の色々

マーシャル、中央カロリン以外の諸島では右の如き大きな孔は設けぬけれども、男女共小孔を穿ち、ポナペ、クサイ及ルクでは耳殼の上部にも孔をあけることがある。耳飾は西洋人の用ひるやうな小いものから、ルク人が嵌裝する大袈裟な聯環に至るまで、種々の材料を用ひ、種々の制式があるが、代表的のものは左の數種である。

（一）ニコム。　中央カロリン諸島に於て男女共に用ひるもので、大小の椰子珠を色々に取合はせた數條の聯珠（ミスマル）の束に貝及鼈甲牌等を取つけた大袈裟な耳飾である。フィンシの擧げた一標本は長さ約三〇サンチの緒にロシルと稱する椰子環（第六章第五目參照）百個以上を貫いて二つ折にしたもの各四個宛を

第七圖版

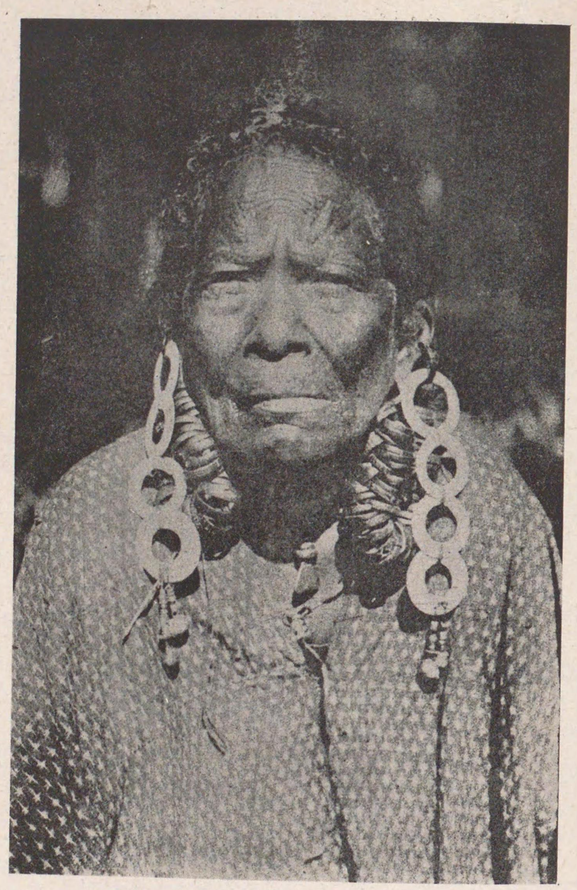

南洋廳藏

ルク老婦の固有風俗

一束とし、之を長さ六サンチ半、幅三サンチ半の打紐に大小區々の平珠を縫ひ付けたものを以て繋ぎ合はせ各連の下端には大ロシル環を取付け、平珠の聯珠（ミスブル）の緒を以て螺の貝製の牌を懸垂し、且聯環各二條毎に太い指環の大さの貝の輪を取つけてある（F三七一頁）。

フィンシは右の外尚二例をあげ、ゴーデフロイ博物館にも同種のもの若干を載せ、其一標本として（第三六〇頁第三一〇六號）第四五圖の如き略圖を掲げた——前提寫眞第七版參照。

（二）ロシル聯鎖。　ロシル環の周緣一ケ所に切り缺きを設け、之によつて若干數の環を互に鎖狀に繋ぎ合はせたもので、フィンシの擧げた一標本——同氏は之をチェクといふ名稱の下に掲げたが、チェクは椰子珠のことであるから（第六章第五目）、恐らくはロシルの誤であらう。——長さ一八乃至二〇サンチの連鎖四條を一大環を以て一括し、其三條の各端には、徑三乃至三サンチ半の蛇の目形眞珠母介の牌を一大ロシルを以て懸垂し、他の一條には小い靑ガラス珠が取つけてある（F三七一頁）。

第四十五圖

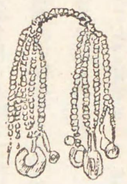

上記の如く（一）（二）共に連環、連鎖の下端に種々の裝飾品を取付けることを例とするが、クバリーによれば之に用ひられるのはレレ・レ・セラン（G・Mにはレレ・レ・サリンガウとある）といふ鼈甲の鎖、リギンエルと稱する鼈甲牌、象牙椰子で作つたロプン環、周緣を刻（きざ）をつけた鸚鵡貝の圓板、ブリキ及眞鍮片、洋服の釦等であるといふことである（K六七頁）。されば全體の重さは往々二百キロ以上に上り

胸の邊に達する。右の外耳殻に穿つた孔にも椰子珠、環其他の裝飾品を嵌裝することがある（寫眞第七版參照）。

耳朶の孔塡裝

（三）塡裝。木を刻んで耳の孔に塡充するもので、中央カロリンに於て踴の際男子によつて用ひられる。フィンシは之を次の二種に區別した（F三七二頁）。

第四十六圖

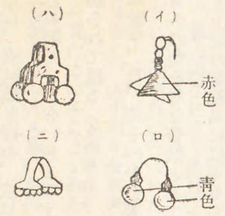

（イ）イラパル（モルトロック語）。長さ四―五サンチの小鼓形のもので、輕い木を荒削りにして作り黄色に塗つてある。之は竪に耳孔に嵌裝するもので、上面の徑四サンチ、下面の徑は五〇サンチである（サトアン島）。ゴーデフロイ博物館目錄第二九九六號（第三一〇頁）も之と同一種のものであるが、稍〻精巧で、白地に黒色を以て市松模樣をあらはしてある。クバリーによればルクではこれをカブン・ア・ムと稱へる（第六七頁）。

第四十七圖

（ロ）ソボンヤ（モルトロック語）。同じ材質を以て作り、截頭方錐狀（上面徑三〇サンチ、下面五〇サンチ）で、市松模樣を彫り、黒（凸面）、白（凹面）で彩色してある。其隅に小孔を穿ち之に海菊牌を懸垂することがある（サトアン島）。ゴーデフロイ博物館目錄にも外、若干が收錄せられて居る。ルクでは之をカボタといふ（クバリー）。

の如きもの

(四)ヨビルク及ツルワ。　ヤップ人の用ひる小型のもので赤珠（海菊）又は青珠（ガラス珠か）を懸垂する(第四六圖イ、ロ)。

(五)キム。　ヤップ及パラウの男子が佩用するもので、鼈甲を以て製し、兩端に珠を嵌裝する(第四六圖ハ、ニ)。——パラウでは舊時硨磲貝の珠を用ひたが、近來硝子玉を代用する(クバリー)。

(六)ゲロ及シュブト。　パラウ島で用ひられる鼈甲製の耳牌で、ゲロは男子（厚さ一ミリ、丈約一〇サンチ)、シュブトは婦人用(稍〻厚く小型)である(第四七圖)。ヤップでは此種のものを用ひるが、幅が一層廣く、且兩緣が直線である。

(七)栓。　ボナペ婦人の用ひるもので畸形の椰子殻を輪切にした筒である。之に色糸、香のある葉等を填充し、或は鏡を嵌め、或はガラス珠の聯珠を取つけたものもある(ゴーデフロイ博物館目錄及フィンシ)。

(八)色糸細工。　赤い色糸で十字に組合はせた木片をかゞつたもので、ボナペ人の耳飾は今では殆ど之に限られて居る（支廳報告)。

右の外鼈甲、貝、椰子の堅殻製の種々の飾が用ひられる。マーシャル島では上記の如く耳飾を用ひず、パンダヌスの葉を卷き管狀として之に挿入するのが普通で、之に花をさすこともある。芳香のある花はどの島でも上記の裝飾品に代用せられる。ことに婦人は花を挿すことを好む。パラウでは昔日戰に臨む場合に限りクロロエクと稱する草花を用ひたといふことである（坂元調査)。

上記の如く大重の裝飾品を懸垂する爲に耳朶の切れることのあるのは勿論で、或は物に引かゝり、或は夫婦喧嘩の際悍婦に引ちぎられることもあるが再び癒着する。さりながら法外に大きな孔を穿つことは今では流行せぬやうになり、唯中部カロリン諸島に其遺風が殘つて居るのみで、マーシャル島では殆ど見受けぬやうになつた。

鼻飾。　鼻の障子に孔をあけて裝飾品を挿入する風習も亦メラネシア人の特色であるがサイパン、ヤップ、パラウにも此風俗が行はれた。リュトケはクサイ島に於て稀に鼻壁に穿孔して小紙管を挿入するものがあると報告し、大正四年東京帝國大學から派出せられた視察員一行も同島に於て此孔を有する六十年輩の一婦人を見たといふことであるが（松村報告）白人が此群島に來往し始めた頃には既に一般風習としては存せず、裝飾品としても單に香のよい花を用ひたのみで、今日では其すら跡を絕つに至つた。されば其起原も意義も全然不明であるが、好奇の徒が異俗を學んだものと見ることは出來ぬ。成宗大王實錄一〇五卷(大日本史料八ノ十一)によると、同王の九年(西曆一四七八年)濟洲島から八重山群島に漂着した朝鮮人の報告中、所乃是麼（今の西表島西岸祖納に當るもののやうである)では婦人穿二鼻兩旁一貫二小黑木一猶如二鸞馬一とあるから、此習俗がミクロネシアのみならず、千數百浬を距つる先島群島までも普及して居たと推定し得られるのである。我民族の間には沖繩に近い九州地方に於てすらも曾て穿鼻の風俗が存したといふことを聞かぬから、單に模倣傳播と解することは不可とせねばならぬ。

齒牙。　ピガフェッタの報告によればチャモロ婦人は齒を染めて居たといふことである。ヤップ、パラウ島には今も此風習が面影を留めて居る。之に用ひる材料は一種の黑土で水を加へて煮沸し、之にチュルプ